

令和元年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和 2 (2020) 年 3 月
福井工業大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学生	16
基準 3 教育課程	43
基準 4 教員・職員	59
基準 5 経営・管理と財務	77
基準 6 内部質保証	80
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	88
基準 A 地域貢献・地域連携推進活動	88
基準 B 国際交流活動	94

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 福井工業大学の建学の精神と基本理念

学校法人金井学園（以下「学校法人」という）により設置されている福井工業大学は、附属福井高等学校（以下「附属高校」という）及び附属福井中学校（以下「附属中学校」という）を併設する総合学園の中核であり、その歴史は金井兼造前総長・学園長により昭和 24(1949)年に夜間の北陸電気学校が創立された時に始まる。金井兼造前総長・学園長は、「我が日本は極めて資源の乏しい国なので、将来の興隆と発展を望むには天与の叡智と生来の勤勉に加えて技術、技能を開発する以外には方法はない」と述べており、その信念によって北陸電気学校が設立された。その後、昭和 34(1959)年に学校法人金井学園を創立、昭和 40(1965)年に福井工業大学を開学した。

金井学園建学の精神（以下「建学の精神」という）である「悠久なる日本民族の歴史と伝統とに根ざした愛国心を培い、節義を重んずる人格の育成、科学技術の研鑽に努め、以て人類社会の福祉に貢献する」は、学園創設者である金井兼造前総長・学園長により定められた。本学の建学の精神に謳われている「人格の育成」は教職員が強く意識すべき本学の教育の根幹をなす理念であり、「科学技術の研鑽」は教職員学生共々自らを研鑽し、質の高い工学教育を授受することを意味している。建学の精神の要約である本学の基本理念は「健全な人格を身に付けた実践的な技術者を育成し社会に送り出すことを通して社会の発展と繁栄に寄与すること。」である。

本学は開学以来一貫して建学の精神を具現化する人材を育成する大学として発展してきた。

2. 福井工業大学の使命・目的

建学の精神に基づき、福井工業大学学則（以下「学則」）第 1 条に以下のように使命・目的を定めている。

【使命・目的（大学）】

学校法人金井学園が設置する福井工業大学は、本学園建学の精神に基づいて、質実剛健な気風と、愛国心の涵養に努め、人格円満にして徳性の高い社会人を育成するとともに、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い高い教養と工学に関する高度な専門知識・技術を身に付けた人材を育成することを使命とし、教育研究活動を通して地域社会の発展に寄与するとともに、広く人類社会の福祉に貢献することを目的とする。

大学院においても建学の精神に基づき、福井工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第 1 条に以下のように使命・目的を定めている。

【使命・目的（大学院）】

福井工業大学大学院は、建学の精神と本学の教育理念に基づき、各専攻の専門分野における学術の理論と、応用に関する教育と研究を行い、広い視野と高度の専門知識・技術及び研究能力を身に付け、人類社会の福祉に貢献するとともに、国際的に活躍できる高度技術者・研究者を育成する。

3. 福井工業大学の教育方針と教育目標

使命・目的を達成するための教育方針は以下の通りである。

【教育方針】

日本人としての誇りと自覚をもって、人間性の尊厳に根ざした豊かな教養を培い、自然と調和した生活を創り出せる高度の科学知識・工学技術を身につけて、自主的、創造的に活動し、国家社会の発展と人類の福祉に貢献する人材の育成に努める

本学の教育目標は、上記の教育方針に則った人材の育成である。学士課程、大学院博士前期課程、大学院博士後期課程のそれぞれの段階における具体的な教育目標を以下に記す。

【教育目標】

(学士課程)

1. 豊かな人間性と高度な専門知識・技術を身につけ、創造的にものごとを考え、自主的に課題を解決する能力を身に付けた専門職業人の育成
2. 国家・社会の形成者にふさわしい教養と人から尊敬され愛される人間性を身につけ、社会に貢献する高い志をもつ人材の育成
3. 自国を愛する健全な精神を身につけ、異文化を理解する心をもった真の国際人の育成
4. 確かな英語力とコミュニケーション能力を身につけ、グローバル社会で活躍できる人材の育成

(大学院博士前期課程)

広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

(大学院博士後期課程)

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4. 福井工業大学の個性・特色

本学は、工学部、環境情報学部、スポーツ健康科学部の3学部を有する工科系総合大学であり、その個性・特色は、建学の精神にある愛国心の涵養とともに、人格教育を柱に据え、人間として社会から歓迎される実践的な職業人・技術者を育成することを目指した「教育第一主義」にある。

工科系総合大学である本学においては、学生が当該分野の専門知識と技術を身につけるのは無論のこと、グローバル化が加速度的に進みつつある21世紀社会において国内外で活躍するために、幅広い基礎知識と教養、倫理観、国際的視野、異文化理解力、英語によるコミュニケーション能力を修得する教育を実践していることが大きな特色である。

また、「すべてを学生・生徒のために」をモットーに、少人数グループによる丁寧な学修指導、学生生活指導、就職支援を行うとともに、行き届いた学修環境、豊富な運動施設、健康増進施設などを提供して、学生が快適な大学生活を送れるように教職協働で万全を尽くしている。

福井工業大学

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 24(1949)年 4 月	夜間の北陸電気学校を創設
昭和 40(1965)年 4 月	福井工業大学開学 工学部だけの単科大学として開学（電気工学科、機械工学科）
昭和 41(1966)年 4 月	建設工学科設置
昭和 48(1973)年 4 月	応用物理学科設置（環境安全・原子力専攻）
昭和 50(1975)年 4 月	機械工学科専攻廃止
昭和 54(1979)年 4 月	応用物理学科を環境安全工学科に改称
昭和 57(1982)年 4 月	電気工学科専攻名変更（電気工学・電子工学専攻） 建設工学科専攻名変更（建築学・土木工学専攻）
昭和 59(1984)年 5 月	芦原学舎落成（あわらキャンパス）
昭和 60(1985)年 4 月	大学院工学研究科修士課程開設（機械工学・建設工学・環境安全工学専攻） 環境安全工学科専攻変更（環境工学・安全工学専攻）
昭和 61(1986)年 4 月	大学院工学研究科修士課程に電気工学専攻設置
昭和 62(1987)年 4 月	経営工学科設置
昭和 63(1988)年 4 月	環境安全工学科を応用理化学科に改称、同時に専攻廃止
平成元(1989)年 4 月	大学院工学研究科の環境安全工学専攻を応用理化学専攻に改称
平成 2(1990)年 4 月	大学院工学研究科博士課程開設（電気工学・応用理化学専攻）
平成 12(2000)年 4 月	機械工学科専攻廃止
平成 13(2001)年 4 月	宇宙通信工学科設置 電気工学科を電気電子工学科に改称し、専攻を廃止 建設工学科土木工学専攻を地球環境工学専攻に改称
平成 14(2002)年 4 月	応用理化学科応用科学専攻を環境・生命未来工学専攻に改称
平成 15(2003)年 4 月	応用理化学科を環境・生命未来工学科に改称
平成 16(2004)年 4 月	経営工学科を経営情報学科に改称し、経営デザイン工学専攻を経営情報システム工学専攻に改称
平成 17(2005)年 4 月	原子力技術応用工学科設置
平成 18(2006)年 4 月	地球環境工学専攻を土木環境工学専攻に改称
平成 20(2008)年 4 月	経営情報学科マルチメディア工学専攻、経営情報システム工学専攻廃止
平成 21(2009)年 4 月	デザイン学科設置 建築学専攻を建築学科に改組 土木環境工学専攻を土木環境工学科に改組 電気電子工学科を電気電子情報工学科に改称 環境・生命未来工学科を環境生命化学科に改称 宇宙通信工学科を宇宙情報科学科に改称
平成 22(2010)年 4 月	宇宙情報科学科学生募集停止
平成 22(2010)年 9 月	福井工業大学カールマイヤーグラウンド落成
平成 23(2011)年 4 月	産業ビジネス学科設置

福井工業大学

平成 24(2012)年 4 月	<p>建築生活環境学科設置、建築学科、土木環境工学科学学生募集停止</p> <p>大学院工学研究科応用理工学専攻（博士前期課程、博士後期課程）、社会システム学専攻（博士前期課程、博士後期課程）設置</p> <p>大学院工学研究科電気工学専攻（修士課程、博士後期課程）、応用理化学専攻（修士課程、博士後期課程）、機械工学専攻（修士課程）、建設工学専攻（修士課程）、情報学専攻（修士課程）学生募集停止</p> <p>教養部を基盤教育機構と改称</p>
平成 27(2015)年 4 月	<p>学部学科再編（3学部 8学科）</p> <p>【環境情報学部設置】</p> <p>環境・食品科学科設置</p> <p>経営情報学科設置</p> <p>デザイン学科設置</p> <p>【スポーツ健康科学部設置】</p> <p>スポーツ健康科学科設置</p> <p>工学部 電気電子情報工学科を電気電子工学科に改称</p> <p>工学部 建築生活環境学科を建築土木工学科に改称</p> <p>工学部 デザイン学科、経営情報学科、産業ビジネス学科、環境生命化学科学学生募集停止</p>

2. 本学の現況

・ 大学名

福井工業大学

・ 所在地

校 地	所 在 地
福井キャンパス	福井県福井市学園3丁目6番1号
あわらキャンパス	福井県あわら市北潟213字21番地
カール・マイヤーグラウンド	福井県吉田郡永平寺町松岡上吉野72字平野山1番1

福井工業大学

・学部及び大学院の構成 (令和元年5月1日現在)

学部

学部	学 科
工学部	電気電子工学科
	機械工学科
	建築土木工学科
	原子力技術応用工学科
環境情報学部	環境食品応用化学科
	経営情報学科
	デザイン学科
健康科学部	スポーツ健康科学科
基盤教育機構	

大学院

工学研究科	博士前期課程 博士後期課程	応用理工学専攻	電気電子情報工学コース
			宇宙情報科学コース
			機械工学コース
			環境生命化学コース
			原子力技術応用工学コース
	社会システム学専攻	土木工学コース	
		建築学コース	
		デザイン学コース	
		経営情報学コース	

・学生数、教員数、職員数 (令和元年5月1日現在)

学生数

(学部)

	学 科 名	入学定員	収容定員	在 籍 学 生 数				計
				1年	2年	3年	4年	
工学部	電気電子工学科	80	320	95	94	90	83	362
	機械工学科	80	320	99	99	85	96	379
	建築土木工学科	60	240	87	76	71	79	313
	原子力技術応用工学科	30	120	30	23	17	32	102
	デザイン学科	募集停止				2	2	
	経営情報学科	募集停止				1	1	
環境情報学部	環境食品応用化学科	50	200	40	34	50	45	169
	経営情報学科	80	320	107	104	103	109	423
	デザイン学科	50	200	70	50	59	55	234
健康科学部	スポーツ健康科学科	70	280	84	80	73	85	322
計		500	2,000	612	560	548	587	2307

福井工業大学

(大学院工学研究科)

	専攻名	入学定員	収容定員	在籍学生数		計
				1年	2年	
博士前期課程	応用理工学専攻	17	34	2	11	13
	社会システム学専攻	8	16	10	9	19
計		25	50	12	20	32

	専攻名	入学定員	収容定員	在籍学生数			計
				1年	2年	3年	
博士後期課程	応用理工学専攻	4	12	2	3	0	5
	社会システム学専攻	2	6	3	3	3	9
計		6	18	5	6	3	14

教員数

(学部)

学科名	教授		准教授		講師		助教		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
電気電子工学科	9		2						11	
機械工学科	8		1		1				10	
建築土木学科	8		4						12	
原子力技術応用工学科	7				1				8	
環境食品応用化学科	5	2	3						8	2
経営情報学科	6	1	3	1					9	2
デザイン学科	4	1	1		2				7	1
スポーツ健康科学科	7		3		1	1			11	1
基盤教育機構	1	1	1		4		6	1	12	2
計	55	5	18	1	9	1	6	1	88	8

(大学院工学研究科 博士前期課程)

専攻名	教授		准教授		講師		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
応用理工学専攻	32	2	6	0	0	0	38	2
社会システム学専攻	23	3	10	1	3	1	36	5
計	55	5	16	1	3	1	74	7

(大学院工学研究科 博士後期課程)

専攻名	教授		准教授		講師		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
応用理工学専攻	26	1	4	0	0	0	30	1
社会システム学専攻	19	1	7	1	2	0	28	2
計	45	2	11	1	2	0	58	3

※ 大学院博士前期課程及び後期課程の教員は学部専任教員が兼務している。

職員数

正職員	74
嘱託	9
パート(臨時職員)	10
計	93

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1) 使命・目的

学校法人は、学校法人金井学園寄附行為（以下「寄附行為」という）第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、建学の精神『悠久なる日本民族の歴史と伝統とに根ざした愛国心を培い、節義を重んずる人格の育成、科学技術の研鑽に努め、以て人類社会の福祉に貢献する』を具現化する人材を育成することを目的とする。」とその設置目的を定めている。

建学の精神に基づく使命・目的は学則第 1 条に規定され、それに沿って以下のような人材の育成を目指している。

- (1) 国家・社会の形成者にふさわしい人格と教養を身に付け、人類社会に貢献する高い志をもつ人材の育成
- (2) 日本の歴史・文化を正しく理解し、自国を愛する健全な精神を身に付けた真の国際人の育成
- (3) 質実剛健な気風を養い、人格円満にして高い徳性を身に付けた社会人の育成
- (4) 多様かつ急速な科学技術の変化にも柔軟に対応できるように十分な工学基礎知識と専門知識を身に付けた技術者の育成
- (5) 創造的に物事を考え、自主的に課題を解決する能力を身に付けた実践的な技術者の育成

また、大学院においても建学の精神に基づく使命・目的が定められ、大学院学則第 1 条に規定されている。

以上のように大学及び大学院の使命・目的は明確に定められている。

2) 教育方針・教育目標・人材の養成及び教育研究上の目的

使命・目的を達成するための基本的な方向性を示すものとして教育方針を定め、この方針に従って教育目標を設定し、育成する人材像を課程ごとに明確にしている。

これらを踏まえ、学部・学科・専攻単位で人材養成における目的を具体的に明示するも

のとして「人材の養成及び教育研究上の目的」を定めている。人材の養成及び教育研究上の目的は、学則第2条の2及び別表I、大学院学則第5条の2及び別表Iにそれぞれ定めている。

【1-1-① エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-1】 学校法人金井学園 寄附行為【資料 F-1】と同一
- 【資料 1-1-2】 福井工業大学学則（第1条）【資料 F-3-1】と同一
- 【資料 1-1-3】 福井工業大学大学院学則（第1条）【資料 F-3-2】と同一
- 【資料 1-1-4】 福井工業大学大学要覧 p.12~14【資料 F-8】と同一
- 【資料 1-1-5】 福井工業大学学則（第2条の2）
- 【資料 1-1-6】 福井工業大学学則（第2条の2 別表I）【資料 F-3-1】と同一
- 【資料 1-1-7】 福井工業大学大学院学則（第5条）【資料 F-3-2】と同一
- 【資料 1-1-8】 福井工業大学大学院学則（第5条の2 別表I）【資料 F-3-2】と同一

1-1-② 簡潔な文章化

上に述べたように、建学の精神に基づいた使命・目的、教育方針、教育目標、人材の養成及び教育研究上の目的は簡潔に表現され、ホームページ、福井工業大学大学要覧（以下「大学要覧」という）等に記載し、広く公表している。

【1-1-② エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-4】 福井工業大学要覧 P12~14 【資料 F-8】と同一
- 【資料 1-1-9】 福井工業大学ホームページ（使命・目的/教育方針/教育目標/人材の養成及び教育研究上の目的）

1-1-③ 個性・特色の明示

福井工業大学の個性・特色は、建学の精神に謳われている健全な人格を身に付けた実践的な技術者を育成し社会に輩出することにより我が国のみならず広く世界の発展と繁栄に寄与することを使命・目的とする「教育第一主義」にある。

平成27(2015)年の改組では工科系単科大学から工学部、環境情報学部、スポーツ健康科学部を有する工科系総合大学に進化し、専門知識や技術の修得に加え、豊かな人間性やコミュニケーション力など社会で必要とされる資質や能力の涵養を図っている。また、グローバル化した社会の発展に貢献するために必要な英語力の向上、異文化理解等のために外国人教員による英語科目の4年間開講、海外留学支援等の教育活動を行っている。

これら本学の個性・特色は建学の精神、ならびに使命・目的、人材の養成及び教育研究上の目的と合致し、ホームページ、大学案内パンフレット、大学要覧、学生便覧等で学内外に周知している。

【1-1-③ エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-4】 福井工業大学要覧【資料 F-8】と同一
- 【資料 1-1-10】 福井工業大学ホームページ（学長メッセージ）

【資料 1-1-11】 福井工業大学 大学案内【資料 F-2】 と同一

【資料 1-1-12】 学生便覧（大学）【資料 F-5-1】 と同一

1-1-④ 変化への対応

本学は、昭和 40(1965)年 4 月に工学部電気工学科、工学部機械工学科の 2 学科からなる 4 年制工業大学として開学された。開学以来、建学の精神に基づく使命・目的を基盤としながら、時代や社会の要請・変化に対応して学科の改組・拡充を図ってきた。

図 1-1-1 の通り、平成 27(2015)年、これまでの「工学部」を改組し、「工学部」「環境情報学部」「スポーツ健康科学部」を擁する 3 学部体制の工科系総合大学に改組した。同時に、基盤教育機構が従来からの教養教育の役割や機能に関して学部、学科横断的に統制する部局として位置づけられ、教養教育について基盤となる事柄を議論し、改善する役割を持つことになった。

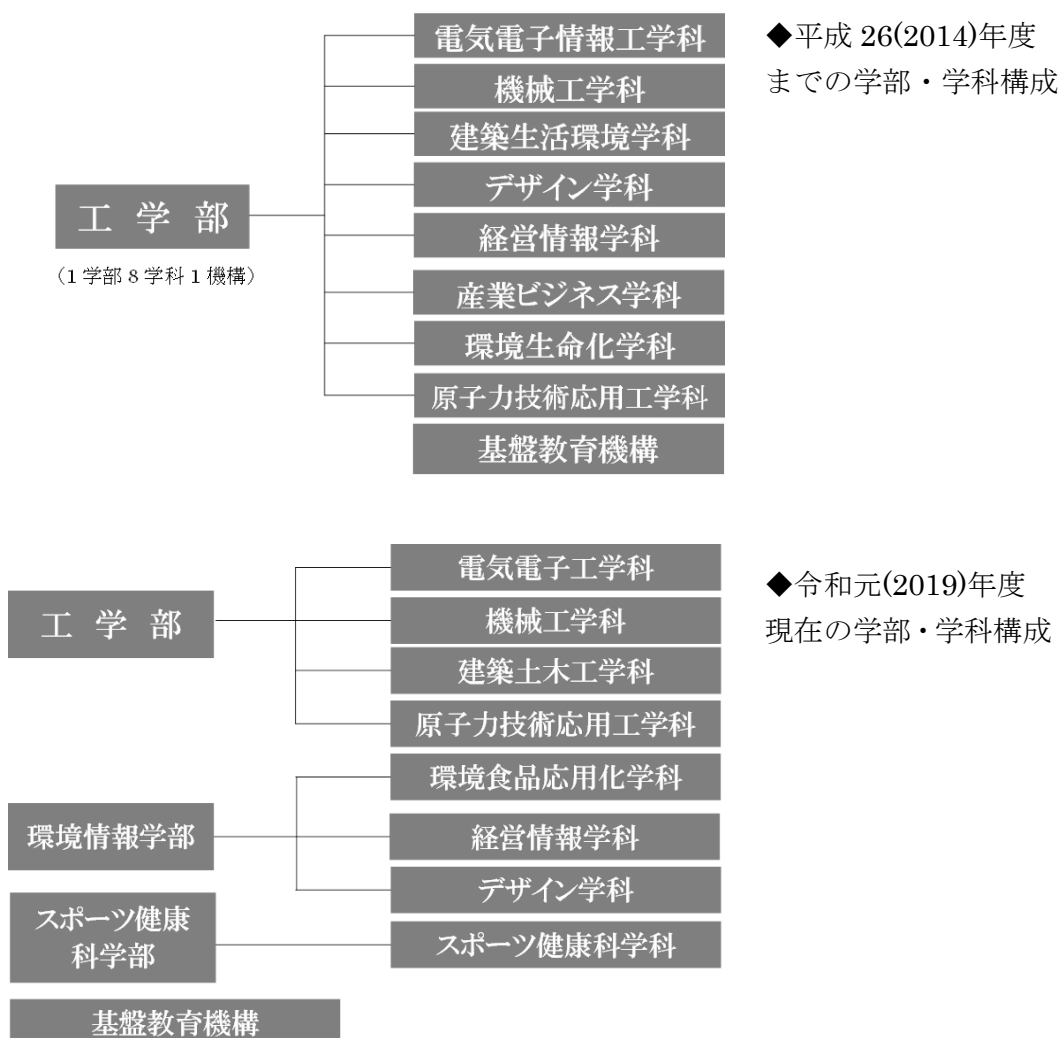


図 1-1-1 福井工業大学の学部・学科構成

工学部から派生した環境情報学部とスポーツ健康科学部の 2 学部は、開学以来、初めて

の新設学部となることから、卒業時に与えられる学士の称号についても、これまでの学士（工学）から、学部・学科の特徴をより明確に示す称号を付与できる体制を整えた。具体的には、環境情報学部の環境食品応用化学科は学士（環境科学）、経営情報学科は学士（経営情報学）、デザイン学科は学士（デザイン学）、スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学科では学士（スポーツ健康科学）の学士号をそれぞれ取得できる。また、人材の養成及び教育研究上の目的を学科ごとに定め、幅広い分野での教育・研究活動に対応可能な人材を養成する体制を整えている。

大学院については、昭和60(1985)年4月に工学研究科修士課程を設置して以来、拡充を図り、平成2(1990)年度には大学院工学研究科博士課程を設置した。平成24(2012)年度に、大学院工学研究科を改組して「応用理工学専攻」と「社会システム学専攻」の2専攻とし、両専攻に博士前期課程及び博士後期課程からなる博士課程を置いた。また、それぞれの専攻内にコースを設け、現在は2専攻9コースとなっている。

近年の社会の急速なグローバル化に応えるべく、海外11大学と大学間交流協定または部門間交流協定を締結して国際交流の推進を図るとともに、平成24(2012)年10月にはインターナショナルセンターを開設して留学生の受入れとグローバル化への対応を図っている。

平成31(2019)年4月には、少子高齢化や東京一極集中などによる地方の人口減少に対応し、地域の活性化を目的とした「AI&IoTセンター」を設立した。また、令和元(2019)年10月には、社会人の学びなおしの支援を目的としてリカレント教育を開始した。

このように、本学では時代の変化に対応した教育組織・教育内容の改革・改善を行ってきている。

【1-1-④ エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-4】 福井工業大学要覧【資料 F-8】と同一

【資料 1-1-11】 福井工業大学 大学案内

【資料 1-1-13】 AI&IoT センターパンフレット

【資料 1-1-14】 リカレント教育 新聞掲載記事（2019年11月24日 北國新聞）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

開学以来の建学の精神に基づき、時代の変化、社会の要請に対応して学部・学科の改組、教育内容の改善を行い、常に未来を見据えた改革を行ってきた。平成30(2018)年度には3学部体制の完成年度を迎え、工科系総合大学としての体制が整った。今後も社会の変化やニーズを見据えながら、使命・目的、人材の養成及び教育研究上目的に関しても必要に応じて見直しを図っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的、人材の養成及び教育研究上の目的は学則に明記され、学則の制定・改正は教授会、工学研究科委員会の意見を聞き、学長が議長となり副学長、主要役職者で構成される大学運営協議会において審議・議決を経た後、理事会に報告・承認されており、役員・教職員の理解と支持が得られている。本学の使命・目的とそれを達成するための教育方針、カリキュラム・ポリシー（教育課程・編成実施の方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）はホームページ上に公開するとともにこれらが明記された学生便覧は全ての教員及び事務局各課に配布されている。

年度の初頭及び毎月 1 回開催する職員会議では大学、附属高校、附属中学校、法人本部の全教職員が一堂に会し、法人の経営方針、教育の方針が理事長から教職員へ周知されている。また、法人本部が法人全体の財務状況の報告を行うなど役員、教職員の理解と支持が得られている。

【1-2-① エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 福井工業大学 大学運営協議会規程

【資料 1-2-2】 福井工業大学ホームページ（三つのポリシー）

【資料 1-2-3】 福井工業大学要覧 p.12～14、27～35【資料 F-8】 と同一

【資料 1-2-4】 学校法人金井学園ホームページ（職員会議、年賀式）

1-2-② 学内外への周知

ホームページ及び学内外に配布される大学要覧に建学の精神、基本理念、使命・目的、教育方針、教育目標、人材の養成及び教育研究上の目的を掲載して周知を図っている。また、全学部の新入生に建学の精神、教育方針及びカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーが掲載された「学びの指針」を配布し、1 年前期の必修科目である「キャリアゼミ I」においてこれを教材として用いている。また、大学の随所、主要な講義室に建学の精神を記したパネルを掲示している。

【1-2-② エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-3】 福井工業大学要覧 表紙裏、【資料 F-8】 と同一

【資料 1-2-5】 学びの指針

1-2-③ 中長期的な計画への反映

建学の精神、使命・目的及び人材の要請及び教育研究上の目的を踏まえ、中長期の事業計画を策定してきた。平成 21(2009)年度から 5 年間の中期経営計画をスタートさせ、平成

26(2014)年度からの第2次中期経営計画を経て、令和元年(2019)年度から「第3次中期計画(2019年度～2023年度)」(以下、「第3次中期計画」という)を実行している。

第3次中期計画の策定にあたっては、各設置校より選出された次世代を担う若手教職員で構成された策定委員会が中心となって協議を進めた。大学については、第2次中期経営計画の検証結果をもとに、建学の精神及び使命・目的を反映した「地域とともに歩みながら学生と教職員が深化し続ける福井工業大学」を将来像とした中期ビジョンが示された。

【1-2-③ エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-7】 Action Plan60 (第1次中期経営計画)

【資料 1-2-8】 第2次中期経営計画

【資料 1-2-9】 学園 IR 中期経営計画の検証 通年シート

【資料 1-2-10】 第3次中期計画

【資料 1-2-11】 第3次中期計画の策定委員会メンバー表

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

学士課程、大学院博士前期課程、大学院博士後期課程のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)は全学、学部、学科、専攻ごとに定められ、ホームページ、大学要覧に掲載及び公表している。

ディプロマ・ポリシーは「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学修経験と総合的思考力」の4つの観点から策定されている。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと同様に、上述の4つの観点から策定されている。教養分野では豊かな人間性と社会性を育むための幅広い知識と教養を身につけ、専門分野では社会を取り巻く諸問題を論理的な思考力と総合的な判断力で解決するための専門知識・技術を修得するものとなっている。

アドミッション・ポリシーは「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の5つの観点について、本学が求める人材を示したものであり、この方針にふさわしい多様な学生を受入れている。

以上のように、三つのポリシーはいずれも建学の精神、使命・目的、教育方針が反映されたものとなっている。

【1-2-④ エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-2】 福井工業大学ホームページ(三つのポリシー)

【資料 1-2-3】 福井工業大学要覧【資料 F-8】と同一

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

現在の教育研究の基本組織は3学部8学科と基盤教育機構で構成され、専門分野の教育研究内容には、理工学の基盤・応用技術だけでなく文理融合領域も含まれている。各学科における専門教育と基盤教育機構における教養教育により、使命・目的と人材の養成及び教育研究上の目的を達成するための教育体制が構築されている。さらに、図 1-2-1 に示す通り、各センター、研究所及び支援室等を設置することにより、教育研究を支援する体制

となっている。

大学院には、応用理工学専攻と社会システム学専攻の2専攻があり、それぞれ博士前期課程と博士後期課程が設置されている。応用理工学専攻には、電気電子情報工学、宇宙情報科学、機械工学、環境生命化学及び原子力技術応用工学の5コースが、社会システム学専攻には土木工学、建築学、デザイン学及び経営情報学の4コースがそれぞれ設置されている。大学院においても学部同様、理工学のほぼ全領域をカバーするだけでなく文理融合領域の教育研究も行う組織となっている。各学科において使命・目的、人材の養成及び教育研究上の目的及び教育課程に即して必要な専門分野の教員が適切に配置されている。

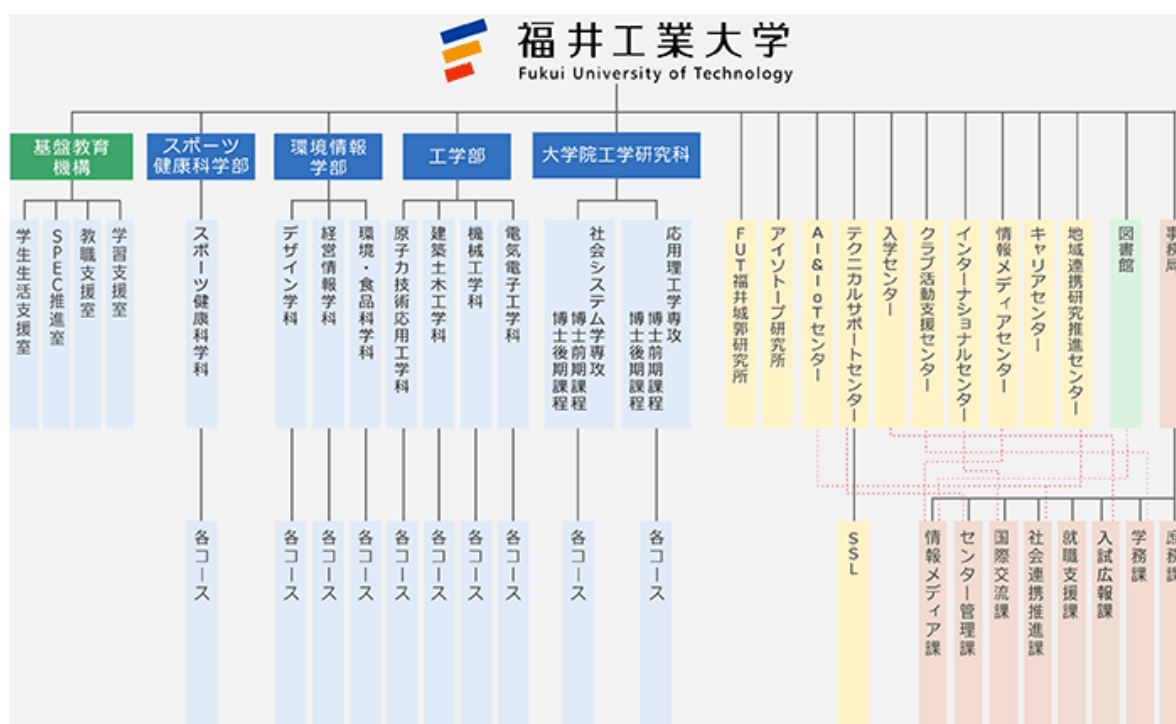


図 1-2-1 教育研究組織図 (本学ホームページ抜粋)

また、教育研究を支える各種委員会の副委員長及び委員として職員が参加し、学長のガバナンスのもとに大学運営協議会を中心とした教職協働に基づく教学マネジメント体制が確立されている。(図 1-2-2)

以上より、本学の教育研究組織は使命・目的と整合性がとれている。

【1-2-⑤ エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-12】 福井工業大学学則 (第 2 条) 【資料 F-3-1】 と同一

【資料 1-2-13】 学校法人金井学園 管理規則

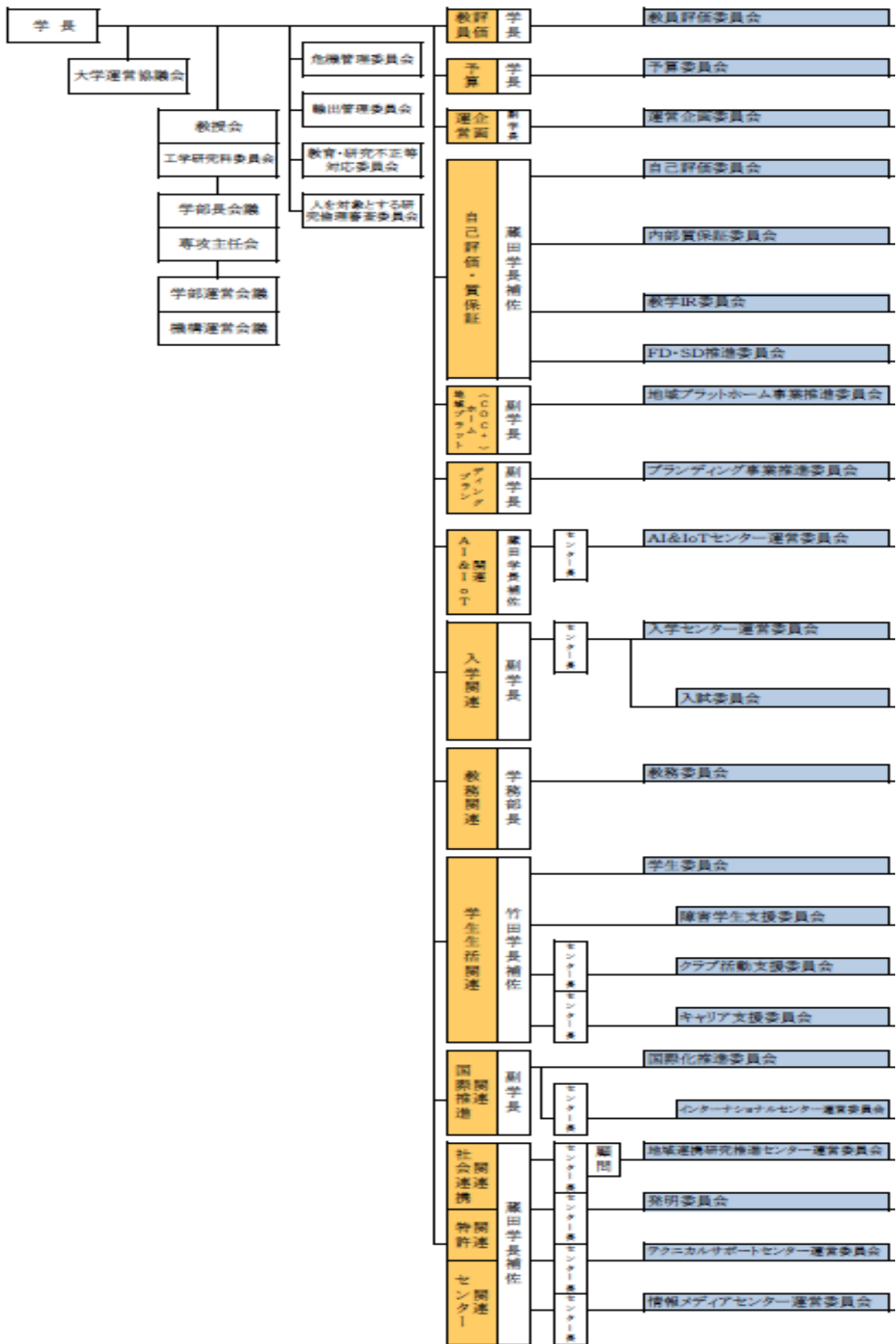


図 1-2-2 大学運営組織 (令和元(2019)年 5 月現在)

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的、教育方針、教育目標、人材の養成及び教育研究上の目的は、前述してきたように明確であり、三つのポリシーにも反映されている。一方で、これらにおいては文言に重複する部分もあり、建学の精神を起点として人材の養成及び教育研究上の目的、三つのポリシーと続く一連の流れが分かりにくくなっている。今後、これらを整理してより明確に伝えられるようにすることを検討する。

[基準1の自己評価]

建学の精神に基づく使命・目的、人材の養成及び教育研究上の目的はいずれも簡潔に文章化され、これらは三つのポリシーに反映されている。時代や社会の要請・変化に対応して学部学科の改組・拡充を図り、平成27(2015)年から3学部体制となり、使命・目的を達成するための教育研究組織が整備されている。

建学の精神、使命・目的とこれらを達成するための教育方針・教育目標等は、学則、ホームページ、大学要覧等で公開し、広く社会に周知している。

5年ごとの中期計画は使命・目的を反映して策定され、継続的に点検を行ってきている。

使命・目的、人材の養成及び教育研究上の目的は学則に明記され、学則の制定・改正は教授会、工学研究科委員会の意見を聞き、主要役職者で構成される大学運営協議会において審議・議決を経た後、理事会に報告・承認されており役員・教職員の理解と支持が得られている。

以上のことから、基準1を満たしていると判断する。

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、建学の精神、使命・目的及び教育方針に基づいて学科ごとに策定している。また、各学科のアドミッション・ポリシーにおいては求める人材が具体的に明示されている。これらは、ホームページ、大学要覧及び入学試験要項に記載し公表するとともに、オープンキャンパスや進学説明会等の種々の機会を活用して学内外に周知している。

大学院のアドミッション・ポリシーも、建学の精神、使命・目的及び教育方針に基づいて、コースごとに明確に定めている。これらは、ホームページ及び入学試験要項に記載し

公表している。

【2-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 2020 年度 入学試験要項 【資料 F-4】 と同一

【資料 2-1-2】 2020 年度 大学院入学試験要項 【資料 F-4】 と同一

【資料 2-1-3】 福井工業大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-4】 福井工業大学要覧 【資料 F-8】 と同一

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った各種入学試験の実施とその検証のため入学センターを設置している。入学センターの主な業務は入学試験の実施方法の検討、入学試験の実施、広報業務全般、一部推薦入学予定者に対するレポート等の課題提出（入学前教育）等になっている。入学試験の実施に際しては、実施要領や監督要領を作成するとともに、事前に監督者である教職員を対象に試験の実施方法などに関する説明会を開催し、公正かつ厳正な体制のもとで入学試験が行われるようにしている。なお、入学センターの事務は入試広報課が担当する。

大学の入学者の選抜は AO 入試、推薦入試、一般入試の 3 種類の試験方法で実施している。各選抜方法の概要は以下の通りである。

1) AO 入試

アドミッション・ポリシーに適合しているかを判定するためにプレゼンテーションを含めた面接を実施している。また、大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況は調査書により把握し、これらの資料を用いて総合的に判断している。

なお、外部英語試験を高校生に受験させる高校が多くなってきたこと、教育目標にグローバル社会で活躍する人材の育成を掲げていることを考慮して、令和元(2019)年度入試から、外部英語試験において本学が定める資格・基準を満たす者について加点を行っている。

2) 推薦入試

推薦入試については、スポーツ・吹奏楽推薦（前期・後期）、専門・総合学科推薦（前期・後期）、自己推薦（前期・後期）、指定校推薦、同窓推薦、附属高校推薦（前期・後期）を実施している。いずれの入試においてもアドミッション・ポリシーに適合しているかどうかの視点から面接等を行い、入学志願者の能力・適正・意欲等を総合的に審査している。また、専門・総合学科推薦入試、自己推薦入試では外部英語試験において本学が定める資格・基準を満たす者について、加点を行っている。

3) 一般入試

一般入試では、高等学校卒業時における学習到達度を測るために、各学科で指定された科目群の中から 2 科目を選択解答する本学独自の学力検査を課し、その結果を合否判定に用いている。なお、学力検査については全ての科目において入学センターの管理のもと本学教員が問題を作成している。

また、上述の入試区分の他に、センター試験利用入試、外国籍の受験生を対象とする私費外国人留学生入試（前期・後期）、企業・官公庁等に在職し企業等の推薦を受けたうえで

出願を行う社会人入試、他の教育機関に在籍している学生を対象とした編入学試験があり、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受入れている。

選抜方法及び実施方針については、入試委員会においてこれまでの入学試験の結果等を検証した上で案を作成し、学長が議長を務める入学選考委員会で審議・承認した後、教授会を経て決定している。

(大学院)

博士前期課程及び博士後期課程においては、大学院のコースごとのアドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜を実施している。

各分類の選抜方法は以下の通りである。

1) 博士前期課程・博士後期課程 推薦入試

博士前期課程では、アドミッション・ポリシーに適合しているかどうかの視点で、本学卒業見込み学生で、所属学科の主任教授の推薦がある学生に対して、学力検査（口述試験）及び学部の成績等で総合的に判定して選抜している。

博士後期課程では、本学博士前期課程修了見込み学生で、所属専攻の主任教授の推薦がある学生に対して、学力検査（口述試験）及び博士前期課程の成績等で総合的に判定して選抜している。

2) 博士前期課程・博士後期課程 一般入試、社会人入試

博士前期課程は、口述試験（プレゼンテーション含む）及び英語の筆記試験による学力検査の結果及び出願書類により総合的に選抜する一般入試を実施している。また、企業・官公庁等で一定期間、社会人経験を積んだ者を受入れる社会人入試を実施しており、口述試験（プレゼンテーション含む）による学力検査の結果及び出願書類により総合的に選抜している。

博士後期課程では、口述試験（プレゼンテーション含む）及び専門英語の筆記試験による学力検査の結果及び出願書類により総合的に選抜する一般入試を実施している。博士前期課程と同様の社会人入試も実施している。

また、タイ王国及びベトナム社会主義共和国にて、博士前期課程及び博士後期課程志願者を対象として大学院工学研究科外国人留学生推薦入試（オフショア入試）を実施している。

選抜方法及び実施方針については、大学院入試委員会において作成した案を大学院入学選考委員会で審議・承認した後、学長が議長を務める大学院工学研究科委員会を経て決定している。

【2-1-② エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 2020 年度 入学試験要項 【資料 F-4】 と同一

【資料 2-1-5】 福井工業大学 入学センター規程

【資料 2-1-6】 福井工業大学 入学者選考規程

【資料 2-1-7】 福井工業大学 入試委員会規程

【資料 2-1-8】 福井工業大学 入学選考委員会規程

【資料 2-1-9】 福井工業大学大学院 入学志願者選考規程

【資料 2-1-10】 福井工業大学大学院 入学選考委員会規程

【資料 2-1-11】 2019 年度入試監督者打合せ会議（開催案内、次第）

【資料 2-1-12】 2019 年度入学試験 問題作成者一覧

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（大学）

社会情勢や時代の変化に対応するため学部・学科の新設、改組、名称変更及び各学科の入学定員の変更を行ってきた。入試広報課がホームページを主に運営し、積極的な情報発信や高校生・保護者、さらに高等学校側のニーズに対応する広報物の発刊などの広報活動を展開している。また、教職協働で進学説明会への参加や大学案内の作成などの学生募集活動を展開している。入試広報課では、入試結果、ホームページ閲覧数、出願時及び入学直後のアンケート調査等により志願者動向の分析を行い、次年度以降の施策について企画立案を行っている。

その結果、志願者は平成 20 年(2008)年度から 12 年連続で増加しており、平成 25(2013)年度から 8 年連続で入学定員を充足している。

（大学院）

大学院の定員充足のために経済的支援制度の一つとして「福井工業大学大学院進学奨励金」の制度を拡充した。平成 30 年(2018)度から博士後期課程入学者の入学金、授業料の全額免除及び博士後期課程在籍院生の授業料免除を実施している。その効果もあり、大学院全体の収容定員充足率は平成 28(2016)年の 57.3%であったが、平成 30(2018)年は 80.9%と改善がみられている。

【2-1-③ エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-15】 福井工業大学 大学紹介

【資料 2-1-16】 保護者用リーフレット

【資料 2-1-17】 入学時アンケート調査結果（報告書）

【資料 2-1-18】 大学院進学 NAVI2020

【資料 2-1-19】 学園報 第 41 号 P47（入試方法の記載）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

ホームページ、SNS での情報発信については、発信の効果等を意識したものにするために、外部からの意見・評価を聴取する機会を設けることとする。

スポーツ・吹奏楽推薦入試、附属高校推薦入試等の専願試験における学部・学科間の志願の偏りを改善すべく定員管理を行っており、クラブ活動支援センターや附属高校等の関係部署と緊密に連携して偏りを少なくしていく。また、一般入試において受験科目や受験科目数の見直しを図り、受験生の学力をより適正に評価することとする。

各種広報活動を強化し、本学のブランド力を向上させることで、継続的に定員を確保していく。

収容定員を超過する学科や、未充足の学科があるので、全学定員を変更しない範囲にお

いて学科間で入学定員の変更を行っていく。

(大学院)

大学院への入学者を確保するために、学生並びに保護者への進学の魅力やメリットの具体的な提示、大学院生に対する経済的支援制度の充実、学部学科組織と整合させるための組織改編などの取組みを行い、今後も改善の努力と工夫を継続していく。また、社会人入試の試験内容を見直し、博士後期課程においては学費が無償であることなどを周知しながら、積極的に社会人を受入れる体制を整備する。

平成30(2018)年3月には大阪大学工学研究科及び大阪大学レーザー科学研究所との協定を締結しており、双方の実験設備の利用が可能であることから、高い水準での研究活動が可能であることをアピールする。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1) 学修支援に関わる体制の整備

学修支援を行う組織として教務委員会が設置され、学部学生及び大学院生の修学上における諸事項について審議・協議が行われている。委員会は学務部長、各学科・基盤教育機構より選出された教員及び学務課職員から構成され、教職協働による支援体制が構築されている。委員会は年間の活動方針・計画に基づき、定期的開催されている。

教務委員会の審議事項は教務委員会規程に記載されており以下の通りである。

- ① 教育課程の編成に関する事項
- ② 退学・除籍・休学に関する事項
- ③ 学生の進級及び卒業・修了に関する事項
- ④ その他学生の修学上の諸問題に関する事項

学修支援・授業支援にかかる事項について審議を行い、案件により大学運営協議会に報告または承認を得ながら活動している。

なお、活動計画・報告書及び委員会の議事録は学内に公開している。

2) 様々な学修支援体制

①担当教員制度

担当教員制度を設けており、全学科で1年次より20~30人程度の学生に対して1人の割合で担当教員を配置している。留学生については、全ての学科において各学年1人以上の留学生担当教員を配置して修学状況の把握や生活相談などに応じている。

②学習支援室

習熟度の異なる学生の自学習や教員による学びの支援の場として「学習支援室」を整備している。数学、物理、化学及び専門科目について、専門分野の教員がローテーションで個別指導または少人数指導を行い、学びを支援している。運営は学習支援部会が行っており、事務や補助は学務課が担当している。

③SPEC 推進室

学生の英会話力向上のため「SPEC 推進室」を整備し、TOEIC の受験対策や、外国人教員と英語による会話を行う「英会話カフェ」を実施している。

④クラブ活動支援センター

クラブ活動における大会参加の管理、授業の出欠対応及び修学のサポートを行うためにクラブ活動支援センターを開設し、月曜から土曜（土曜のみ午前中）まで学生の対応に当たっている。運営はクラブ活動支援委員会が行い、事務や補助は学務課が担当している。

⑤教職支援室

教員免許状取得にむけての教職科目の履修相談、教育実習・介護実習の管理、教員採用試験対策をサポートする場として「教職支援室」を設置している。運営は教職支援部会が行い、事務や補助は学務課が担当している。

⑥インターナショナルセンター

留学生への支援、学生の海外語学研修のサポートを行うインターナショナルセンターを開設している。運営はインターナショナルセンター運営委員会が行っており、事務や補助は国際交流課が担当している。

⑦SSL(Student Space Laboratory)

鳥人間コンテスト選手権への出場などの大学公認プロジェクト（SSLプロジェクト）の活動拠点及び、各種工作機械が利用可能な施設として SSL を開設している。運営はテクニカルサポートセンター運営委員会が行っており、事務や工作機械に関する安全教育などの補助はセンター管理課が担当している。

表 2-2-1 に示す組織が学修支援の一環として支援体制を整えている。

表 2-2-1 学修支援のための施設の開設年月及び目的

施設名	開設年月	目的
情報メディアセンター (電子計算機センター)	昭和 63(1988)年 5 月	学生へのネットワークサービスの提供、情報実習室の運用・管理
SSL (StudentSpaceLaboratory)	平成 15(2003)年 4 月	大学公認のプロジェクトの活動実施拠点
学生生活支援室	平成 16(2004)年 10 月	学生の各種相談及びカウンセラーによるサポートの実施
学習支援室	平成 18(2006)年 4 月	習熟度の異なる個々の学生の自学習及び学びの支援
キャリアセンター	平成 23(2011)年 4 月	進路及び資格取得についての相談、求人企業の紹介等
図書館附属 ラーニングcommons	平成 23(2011)年 5 月	グループの学習、プレゼンテーションの演習等学習活動の場
SPEC 推進室	平成 24(2012)年 10 月	学生の英会話力向上、TOEIC 受験対策、自習学習支援
インターナショナルセンター	平成 24(2012)年 10 月	海外からの留学生の受入れ手続き支援、海外語学研修支援
クラブ活動支援センター	平成 26(2014)年 4 月	クラブ活動における参加大会及び講義等の出欠管理、欠席時のサポート

教職支援室	平成 29(2017)年 4 月	教員免許状取得に向けての教職科目履修相談、教員採用試験対策
-------	------------------	-------------------------------

【2-2-① エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-2-1】 福井工業大学 教務委員会規程
- 【資料 2-2-2】 福井工業大学 担当教員制度規程・同細則
- 【資料 2-2-3】 福井工業大学ホームページ（学習支援室）
- 【資料 2-2-4】 学習支援室利用状況
- 【資料 2-2-5】 福井工業大学ホームページ（SPEC 推進室）
- 【資料 2-2-6】 福井工業大学 クラブ活動支援センター規程
- 【資料 2-2-7】 福井工業大学 教職支援室
- 【資料 2-2-8】 福井工業大学 インターナショナルセンター運営規程
- 【資料 2-2-9】 福井工業大学 SSL 管理運営規程
- 【資料 2-2-10】 福井工業大学 テクニカルサポートセンター規程
- 【資料 2-2-11】 福井工業大学ホームページ（学生支援・施設紹介）

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) TA の活用

TA 及び SA(Student Assistant)については、受講生に対してきめ細かな指導ができるように実験・実習を補助する助手として採用している。TA 及び SA は主に実験、実習科目において採用されているが、一部の講義、演習、製図科目においても活用されている。直近3か年の TA の採用実績を表 2-2-2 に示す。採用については「実験・実習助手（院生嘱託）の採用に関する規程」「実験・実習助手(学部生嘱託)の採用に関する規程」に基づき、各学科主任・授業担当者より採用願が提出され、理事長が任命をする。活動開始に際しては、委嘱状交付式等を実施し、学長が本学の嘱託実験・実習助手という教育職員の立場であることを自覚させる講和を行ったうえで活動をさせている。

表 2-2-2 直近 3 年間の TA の採用人数

専攻名	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度
応用理工学専攻	26	25	12
社会システム学専攻	18	12	9
合計	44	37	21

2) 障害のある学生に対しての支援

障害者差別解消法の施行を受け、本学では「学校法人金井学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」に則り、障害のある学生が障害のない学生と平等に大学内における教育、研究その他活動に参加できるよう機会の確保に努めている。

平成 26(2014)年度より障害学生支援委員会を設置し、障害のある学生や支援が必要な学生が一般学生と同水準で教育を受けることができる環境の提供・支援が可能となる体制を整備している。具体的な取組みの内容は以下のとおりである。

①支援に携わる学生の研修

支援が必要な学生のうち、身体が不自由な学生の移動介助のために、支援に携わる学生を対象として障害の理解、車椅子の基本操作、障害のある学生とのコミュニケーション等に関する研修を開催している。

②大学間連携を含む関係機関との連携

大学や関係機関の障害学生支援者間の連携と、障害学生の就労支援に向けた基盤作りを目的に、富山大学主催「障害学生支援カンファレンス北陸」に平成 25(2013)年度より毎年参加している。また、福井地区での基盤作りを目指し、令和元(2019)年度に東京大学 PHED 主催「障害学生支援と就労移行に関する情報交換会」を本学で開催した。

③就労支援プログラムの構築

障害のある学生の社会的自立を目的に、組織的な連携による「就労支援」の仕組みを構築し、障害学生が障害学生支援枠のインターンシップに参加した(平成 30 年度 3 人、2019 年度 2 人)。平成 30(2018)年度はインターンシップ後、社会福祉法人での「就労移行支援」に移行している。

④附属高校から本学への移行支援

初等中等教育段階から本学への移行支援を目的に、附属高校・本学間で移行支援会議を年に 2 回実施している。

⑤全学生への障害に対する理解促進

平成 29(2017)年度より全学生を対象に「障がいのある人との地域共生」をテーマに講義を実施している。これにより障害に対しての理解促進はもちろんのこと、障害のある学生へ支援を行う人材の養成・配置にも繋がっている。

3) オフィスアワーの設定

全ての専任教員は、週に最低 1 回以上のオフィスアワーを設定することが義務付けられている。専任教員は、主たる対応時間（コアタイム）以外でも、「研究室在室時にはいつでも対応する」または「事前にメールにてアポイントメントをとる」のいずれかを選択し、可能な限り学生に対応するように努めている。平成 28(2016)年度からは対象を非常勤講師に広げ、都合のつく範囲で学生の訪問に対応するよう要請している。全教員の顔写真付きのオフィスアワー一覧表を学生掲示板及び福井工業大学ポータルサイト（以下「ポータルサイト」）に掲示するとともに、専任教員については各研究室前にも貼り出している。平成 29(2017)年度末に専任教員を対象に FD・SD 推進委員会が実施したオフィスアワー利用実態に関するアンケートの結果によると、1 か月当たりの訪問学生数は「1～10 人」が全体の半数（52%）を占め、「0 人」は約 3 分の 1（34%）となった。「1～10 人」と回答した教員の約 6 割が「やや少ない」または「少ない」と認識している。

4) 中途退学者削減への対応

中途退学者を減らすために、教務委員会では退学の理由を毎年分析し、対策を検討している。平成 29(2017)年度及び平成 30(2018)年度の退学理由として「勉学意欲喪失」が 6 割を占めていた。「勉学意欲喪失」につながる出席状況が悪い学生に対しては、当該学生の担当教員が随時面談を実施して、状況把握に努め修学指導を行っている。また、状況に応じて学生の保護者と面談し、必要な場合には学生生活支援室と連携しながら対応してい

る。

①出欠管理情報の共有化

学生の出欠状況を即座に把握するため、学生証（ICカード）を利用した出欠管理システムを令和元(2019)年度より運用している。担当教員は学生の出欠状況を翌日までには確認できるため、欠席の多い学生には早期に指導が可能となる。また、授業開始から3回目までの出欠状況を各学科主任及び担当教員へ提供している。出席状況が悪い場合には担当教員が学生と面談し、その結果を学生カルテに入力して学科内で学生の様子などを情報共有している。クラブに所属している学生などの場合には、担当教員、クラブ活動支援センター及びクラブの監督・顧問等が一体となって指導に当たっている。

②学生生活支援室との連携

学生が精神的な問題など内面的な問題を抱えていないかを把握するために、毎年健康診断時に大学精神保健調査票(UPI : University Personality Inventory)を学生より取得している。相談希望者や声掛けが必要な学生に対しては、学生生活支援室より後日学生へ連絡し、個別に声掛けをすることで学生生活支援室での面談につなげている。平成30(2018)年度は全学生の92.7%からUPIを取得し、その内相談希望者・要連絡学生数は52人であり、その中から新規で継続的な面談につながった学生は6人であった。

③留年者への対応

学期初めの通常の受講登録ガイダンスに加えて、留年者を対象とした受講登録ガイダンスを学務課職員が実施し、修学指導、履修指導及び学生生活に関わる個別指導を行っている。また、留年者の学業や生活状況については、当該学科の教務委員が委員会で随時報告し、情報を共有することで全学的に指導や対応を徹底している。

④初年次教育の充実

令和元(2019)年度より新入生オリエンテーションの時期に「スタートアッププログラム」を実施した。チームビルディングの手法を活用したグループワーク中心のプログラムで、新入生同士及び教職員との円滑なコミュニケーションを促すことによって、大学での学びのモチベーションを向上させている。

⑤保護者との連携強化

在学生の保護者等で「福井工業大学後援会」（以下「後援会」という）を組織し、後援会規約に活動目的を掲げている。その目的を達成するため、大学、同窓会と三位一体となり保護者懇談会を実施している。

前期に行う保護者懇談会の際には、本学だけでなく、北陸、東海、関西の各会場において地区懇談会も実施している。保護者が教員と面談できる機会を設けることで、大学と保護者との関係を構築しており、実施後のアンケートでは懇談会に対し高い満足度を得ている。

後期に本学で行う保護者懇談会は、年度の半期が終了し、単位修得状況やGPA(Grade Point Average)の数値が芳しくない学生及び学科が特に面談を希望する保護者を中心に実施している。

保護者懇談会で保護者と面談した教員が面談内容、特記事項、他の教員等への伝達事項などを記入した個人面談記録票については、学科主任、学長をはじめとする大学役職者及び事務局管理職に回覧している。修学状況、学生生活、進路に関する問題や不安要素を早

期に情報共有し、意見や要望への対応を行うことで、保護者へ安心を提供するだけでなく、学生の退学・除籍・休学の抑制につなげている。

また、学務課から学期毎に学生の同意のもと保護者宛に成績通知書を郵送している。成績に関する相談や成績通知書の見方については、上記の懇談会等で説明を行っている。

⑥成績情報に基づく修学指導

2019年9月の教授会で決定した内容

【2-2-② エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-2-11】 実験・実習助手（学部生嘱託）（院生嘱託）の採用に関する規程
- 【資料 2-2-12】 実験・実習助手（院生嘱託）の採用に関する規程
- 【資料 2-2-13】 福井工業大学ホームページ（実験・実習助手 委嘱状交付式）
- 【資料 2-2-14】 TA 説明会資料
- 【資料 2-2-15】 学校法人金井学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
- 【資料 2-2-16】 福井工業大学 障害学生支援規程
- 【資料 2-2-17】 福井工業大学ホームページ（障害学生支援）
- 【資料 2-2-18】 障害者の理解にかかる研修会の実施記録（H30.10月教授会）
- 【資料 2-2-19】 学園報 第41号 P30（障害学生支援委員会の取組み）
- 【資料 2-2-20】 東京大学 PHED 主催「障害学生支援と就労移行に関する情報交換会」
- 【資料 2-2-21】 障害を持つ学生・保護者向け資料（保護者説明会資料）
- 【資料 2-2-22】 「障がいのある人との地域共生」
- 【資料 2-2-23】 オフィスアワー一覧
- 【資料 2-2-24】 非常勤講師へのオフィスアワー設定の依頼
- 【資料 2-2-25】 平成 29(2017)年度実施 オフィスアワー利用実態調査結果
- 【資料 2-2-26】 福井工業大学 学生生活支援室規程
- 【資料 2-2-27】 福井工業大学ポータルサイト（出欠管理記録）
- 【資料 2-2-28】 学生相談年報（平成 30 年度）
- 【資料 2-2-29】 留年者向けガイダンスの案内
- 【資料 2-2-30】 スタートアッププログラムの案内
- 【資料 2-2-31】 福井工業大学 後援会規約
- 【資料 2-2-32】 地区懇談会開催要旨
- 【資料 2-2-33】 地区懇談会開催記録（責任者）
- 【資料 2-2-34】 地区懇談会記録（後援会報）

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援の必要がある学生については、単独の委員会、学科、部局だけでは十分な対応が難しいことから、関連する委員会、学科、部局とも情報を共有し連携を密にして学修支援にあたる。

令和元(2019)年度から実施したスタートアッププログラムの効果を十分に検証し、さらなる学修支援に活用していく。

また、令和元(2019)年度から全学的に導入した学生証を利用した出欠管理システムを活用して、学生本人、保護者からも出欠状況が確認できる仕組みを構築していく。併せて単位修得状況やGPAなども保護者から確認にできるようにし、学生の変化の兆しを教職員、保護者が早期に把握・共有できる仕組みを構築していく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

キャリア教育の体系化と充実を図るため、平成 23(2011)年度にキャリアセンターを設置した。また、センター長以下、教員と職員が一体となって学生の社会的・職業的自立を支援・指導するためのキャリア支援委員会を設置した。キャリア支援委員会及びその下部組織である就職指導部会は、キャリアセンターの活動方針の立案及び学生のキャリア支援の方策を多面的に推進するため、教員と職員（就職支援課職員とその他必要な職員）から構成されている。活動内容はキャリア支援委員会規程に記載されている。

キャリアセンターの過去 4 年間の利用状況を表 2-3-1 に示す。キャリア形成系科目における指導により、履歴書の添削などにかかるセンター職員の負担が軽減され、面接指導など学生一人ひとりへの実質的な就職支援の時間が確保できるようになってきたため、学生一人当たりの年間利用回数はやや減少している。また、学科ごとに専属の職員が配置されていることにより、緻密で効果的な助言・指導がなされており、平成 29(2017)年度卒業生の実就職率ランキングが卒業生 500 人以上 1000 人未満の規模の大学で全国第 1 位となる結果が得られている。

就職に対する意欲が低い学生に対しては、学科の担当教員と連携してキャリアセンターへの来室を促している。

表 2-3-1 キャリアセンターの利用状況

	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度
利用学生数	14,695 人	14,710 人	14,578 人	15,239 人
卒業生数 ¹⁾	392 人	495 人	553 人	557 人
学生一人当たりの年間利用回数	37 回	30 回	27 回	27 回

1) 年度ごとの大学院修了生数を含む

令和元(2019)年度より教育課程内のキャリア教育の企画・運営に関しては、教務委員会の下部組織であるキャリア教育部会が担当し、教育課程外についてはこれまで通りキャリアセンターが担当している。

1) 教育課程内

教育課程として、教養分野科目「キャリアゼミ(I・II・III・IV)」「キャリアデザイン(I・II)」「インターンシップ(A・B)」などを含む16科目26単位のキャリア形成系科目を開講している。キャリア形成系科目の編成・実施に当たっては、単なる就職支援としてではなく、狭義(ワークキャリア)と広義(ライフキャリア)のキャリアの視点から、学生自身の「自立した社会人・職業人意識の醸成」(＝キャリア形成)を支援することを目的としている。

インターンシップは、キャリア教育部会とキャリアセンターが連携して運営する。インターンシップは学生の将来のキャリア形成において重要な意味を持つことから、平成29(2017)年度より2週間以上の長期インターンシップを推進するため「インターンシップ・キックオフ」と名づけたインターンシップのみを対象とした学内企業説明会を開始した。初年度は5日間の開催で延べ206人の学生が参加した。次年度以降は授業への影響を配慮して2～3日間の日程で開催しており、毎年度延べ200人以上の参加が続いている。

平成28(2016)年度より、タイ、ベトナムに事業所を設けている日本企業での業務と生活を体験することで、グローバル意識の向上及び海外勤務への理解を高めるため海外インターンシップを実施している。実施4年目の平成30(2018)年度より教授会にて教職員に早期に告知し、目的意識の高い学生が応募しやすい環境を整えた。また、教職課程を選択している学生には、本学附属高校の姉妹校(タイ)で、教育実習を体験する日本語アシスタント研修も同時期に実施している。

2) 教育課程外

教育課程外のキャリア形成支援は、キャリア支援委員会の企画・運営方針に基づき、キャリアセンター職員が中心となり支援活動を行っている。

卒業時に未内定の学生には、卒業後も必要に応じて本学求人情報の提供、厚生労働省の支援事業「新卒応援ハローワークジョブサポーター(専門相談員)」との提携による斡旋、ハローワーク求人の提供、履歴書の書き方指導など、既卒者への就職支援を継続して行う体制を整えている。大学院進学を希望する学生には、大学院情報の提供や大学院卒業後の就職を含めた進路相談について情報提供等を行っている。

また、目的意識の高い学生への早期の動機付け教育として、平成29(2017)年度から「CAREER LEADERS CAMP(キャリアリーダーズ・キャンプ)」を実施した。2泊3日の合宿形式を基本とした集中講座で、「考える力、コミュニケーションする力、リーダーシップ」などについて学ぶワークショップを行った。

以上のように、教育課程内外のキャリア支援の体制は十分に整備されている。

3) 留学生の就職支援

留学生の就職活動の支援に関しては、キャリアセンターに留学生担当の職員を配置し、キャリアセンター主催の「留学生のための就職ガイダンス」やインターナショナルセンター主催の留学生を対象とした就職活動講座を開催している。また、県内企業との共催による「福井県内企業訪問」、県主催による留学生対象の企業研究会や企業説明会への参加を積極的に手助けすることで、日本企業の考え方や特徴などに対する留学生の理解が深まるよ

うに配慮している。

その結果、表 2-3-2 の通り高い就職率となっている。

表 2-3-2 外国人留学生の進学・就職状況

卒業・修了年度	区分	卒業・修了者数	帰国者数	進学者数	就職希望者数	就職者数	就職率
2016 年度	学部	15	0	4	11	11	100%
	大学院	2	1	0	1	1	100%
2017 年度	学部	23	2	5	16	15	93.8%
	大学院	2	0	1	1	1	100%
2018 年度	学部	15	1	0	14	14	100%
	大学院	4	0	1	3	3	100%

【2-3-① エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-3-1】 福井工業大学 キャリアセンター運営規程
- 【資料 2-3-2】 福井工業大学 キャリア支援委員会規程
- 【資料 2-3-3】 福井工業大学ホームページ（就職・進学先実績）
- 【資料 2-3-4】 進路・就職支援行事計画（セミナー開催日程）
- 【資料 2-3-5】 インターンシップ・キックオフの案内
- 【資料 2-3-6】 福井工業大学 海外留学支援制度規程
- 【資料 2-3-7】 令和元年度 福井工業大学 海外インターンシップ実施要項
- 【資料 2-3-8】 海外インターンシップ成果報告会
- 【資料 2-3-9】 日本語アシスタント研修資料
- 【資料 2-3-10】 日本語アシスタント研修成果報告会
- 【資料 2-3-11】 「CARRER LEADERS CAMP」実施要項（開催記録）
- 【資料 2-3-12】 学園報 第 41 号 P33（キャリアセンター報告）
- 【資料 2-3-13】 留学生向け合同企業説明会 案内

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

高い就職率を達成・維持してきており、「就職率の向上」から「就職の質の向上」へシフトしていく段階に入ってきている。上場企業や高い技術力を持つ企業への就職を希望する学生を対象とした CAREER LEADERS CAMP は、初年度は日帰りでの開催であったが、その後は 1～2 泊の合宿形式で開催され、継続・定着の方向付けができた。今後はこの企画の効果の検証として参加者の就職状況等の追跡調査を行う。

現在、資格取得者へ支給している特別奨学金の対象資格に関して、学科の学びに合致した資格となっているか改めて検討する。教務委員会及び担当部署と連携して、各学科の推奨資格を選定したうえで、積極的な指導を行っていく。

今後の企業の採用動向の変動に対応して、より効果的に学生支援ができるよう「キャリアアゼミ(I・II・III・IV)」「キャリアデザイン (I・II)」の内容の見直しを含めた検討を行う。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活（厚生補導、課外活動サポート、奨学金、各種証明書発行、指定寮・下宿紹介などの生活支援相談全般）、大学祭及び各種行事について担当する事務局として学務課を設置している。また、学修関係に関わる相談についても担当教員と連携しながら対応しており、修学相談及び生活相談の窓口となっている。

学部学生及び大学院生の生活に関する諸事項については、学生委員会が審議・協議を行う役割を担っている。委員会は学務部長、各学科・基盤教育機構より選出された教員及び学務課職員から構成され、教職協働による支援体制が構築されている。

学生委員会は年間の活動方針・計画に基づき、適宜開催されており、学生生活支援、厚生補導、賞罰にかかる事項について審議・協議が行われている。審議事項は学生委員会規程に記載されており、案件によって大学運営協議会に報告または承認を得ながら活動を行っている。

なお、活動計画・報告書及び委員会の議事録は学内に公開している。

入学時に全学生に配布している学生便覧には、履修方法に加え学生生活の心構えや注意事項についても記載している。また、新入生に対してはオリエンテーション時に口頭でも説明している。

学生委員会が主体となり、学務課の協力のもとで学外から講師を招き、表 2-4-1 に示すような学生生活に関わる各種講習会を開催している。

表 2-4-1 各種講習会一覧

講習会・セミナー名	実施団体	目的
交通安全講習会	福井警察署	交通安全に対する意識の向上
防火講習会	福井消防署	防火意識の向上
AED 講習会	福井消防署	AED 機器の操作方法及び延命措置手法の理解
年金セミナー	日本年金機構福井事務所	公的年金制度の理解
薬物に関するセミナー	福井県薬剤師会	若者の薬物の使用防止
飲酒事故防止講習会	福井警察署	飲酒によるトラブル・犯罪防止の意識の向上
レディースガードリーダー講習会	福井警察署	女子学生の防犯意識の向上、具体的な防犯対策の理解
サイバー犯罪防止、SNS の正しい使い方に関する講習会	福井県警察本部	サイバー犯罪、SNS に関する知識の習得と意識の向上

女子学生対象講習会	福井県警察本部 福井県健康推進課	性犯罪防止及び女性の健康に対する意識の向上
-----------	---------------------	-----------------------

2) 経済的支援

「福井工業大学奨学金規程」に基づき本学独自の奨学金制度を設定し、学生に対して様々な形の経済的支援を実施している。平成 22(2010)年度から平成 28(2016)年度の間、入学予定者を対象とした 10 種類の奨学金が新設され、現在、16 種類の給付奨学金と 2 種類の貸与奨学金による多種多様な支援を行っている。

また、本学独自の奨学金制度は日本学生支援機構奨学金との併用を認めているため、学生の経済的負担の軽減に繋がっている。

3) 学生の課外活動への支援

①クラブ活動支援

大学公認の学生団体には、体育系クラブ、文化系クラブ及び応援団があり、それらクラブ活動の支援体制として平成 26(2014)年 4 月にクラブ活動支援センターを設置した。

クラブ活動支援センターの役割として、主に体育部会に所属する学生が公式大会などに参加する際の授業の取扱いについての手続きの支援、クラブ活動の情報発信等を行っている。

また、クラブ運営や活動環境の整備に係わる費用については、学生の自治団体である学友会を通して大学から補助するとともに、後援会から補助を受けている。

②プロジェクト活動支援

大学が公認したプロジェクトである「SSL プロジェクト」は、学生が主体となって活動しており、教職員の技術相談を受けながら大会の出場を目指している。

これらのプロジェクトについては、テクニカルサポートセンターが新規発足申請から予算組み、工作機器等の使用説明及び安全教育などを通して活動を支援している。

以下に公認プロジェクトの概要を記述する。

(i)鳥人間プロジェクト

毎年琵琶湖にて開催される「鳥人間コンテスト選手権」の出場を目指し、飛行機の機体の設計、製作、整備を行っている。

(ii)Ene-1 GP 電気自動車プロジェクト

指定された単三型 2 次電池 40 本を動力源に、一人乗用のモーター駆動型自動車を学生自ら設計製作し、サーキット場にてタイムを競うレースへ出場している。

(iii)FUT フォーミュラプロジェクト

「全日本学生フォーミュラ大会」への出場を目指して、企画、設計、製作までといった、ものづくりのプロセス及び技術を学生自ら学んでいる。

4) 災害時の緊急連絡

学生に対し、各種行事のお知らせ、休講などの日常的な情報、地震・台風・大雪などの災害が発生した際の大学からの情報及び安全確保を促す緊急時の連絡手段として、掲示板だけでなくポータルサイトを運用している。ポータルサイトは学外からもアクセス可能で

ある。また、大規模災害時において、学生の安否確認が必要になった場合には、携帯電話やスマートフォンのメール機能を利用する SaaS(software as a service)型サービス「緊急連絡／安否確認サービス」を活用し、迅速に確認を行っている。

5) 学生に対する健康診断、心的支援、生活相談等

①健康管理及び情報提供

学生の健康を管理するため、定期健康診断を年 1 回実施している。定期健康診断の際には医務室と学生生活支援室が連携し、心身の健康に不安や問題を抱える学生の早期発見に向けて UPI を取得している。

医務室は大学 2 号館 1 階に設置され、講義や実験あるいは課外活動などの学生生活における発病や怪我の応急処置、近隣医療機関への紹介を行っている。看護師 1 名が常駐し、健康機器（身長計、体重計、血圧計等）を備え、日常の健康チェックにも対応している。

AED（自動体外式除細動器）を学園敷地内に 12 台設置し、教職員及び学生を対象に年 2 回講習会を開催している。また、後期には学内にてインフルエンザの予防接種の機会を設け、希望者は後援会、福井工業大学学生健康保険組合（以下「学生健康保険組合」という）の助成を受け通常より安価にて予防接種を受けることが出来る。流行期にはマスクの無料配布や注意喚起を積極的に行い、感染予防に努めている。

医務室では随時の健康相談に加え、健康管理に関する情報提供や指導を行い、学生の健康の維持に努めている。

②心的支援及び生活相談

学生生活支援室では、学生の心的支援及び生活相談に関して、常勤職員の臨床心理士（1 名）と保健師（1 名）、非常勤のカウンセラー（前期 2 名、後期 3 名）及び各学科から選出された教員カウンセラー（10 名、内 1 名は臨床心理士）が、各種相談に応じ、助言及び支援を行っている。学生生活支援室の延べ来談者数は表 2-4-2 に示す通りであり、学生の相談内容は、「修学上の問題」「進路・就職関係」「対人関係」「心理・性格関係」の順で多い。

表 2-4-2 学生生活支援室の過去 5 年間の延べ来談者数

	平成 26(2014)年度	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度
来談者数	2,541 人	3,960 人	4,250 人	4,007 人	3,823 人

③学生の保険

全学生（研究生、科目履修生及び特別聴講学生を除く）は入学時に学生健康保険組合と学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」という）に加入する。

学生健康保険組合は、在学中の疾病、負傷及び疾病予防（予防接種等）について救済を行う制度である。学生が年間の保険料 2,000 円を納付することで、月間 5,000 円、年間 100,000 円までを限度に治療にかかった医療費の自己負担分を請求することができ、学生の医療費負担の軽減と健康維持の一助となっている。

また、全ての学生に学研災及び学研災付帯賠償責任保険への加入を義務づけている。これらの保険により、国内外の教育研究活動中の事故による身体への障害及び法律上の賠償

責任に対して保険金が支払われるので、学生が安心して教育研究活動を行うことができるようにしている。

6) 留学生の支援状況

外国人留学生の在籍者数は、令和元(2019)年5月1日現在、学部生111人、大学院博士前期課程8人、大学院博士後期課程1人の計120人であり、全学生の約5%を占めている。

平成26(2014)年、基盤教育機構内に設置されていたインターナショナルセンターを分離独立させ、国際交流の推進と留学生支援を行うための専従体制を確立した。また、平成28(2016)年には、インターナショナルセンター事務局員、関係課事務職員及び各学科から選出された留学生担当教員で構成する「留学生支援部会」を新設するなど、教職協働による支援体制の構築を図った。

平成25(2013)年からは、留学生の日本語能力の向上を目的に「日本語の基礎(留学生)」を正規の科目として開講するとともに、日本語能力試験(JLPT)対策として「日本語講座」を別途開講しており、年間10回の無料講座を行っている。また、新入留学生が日本での生活にスムーズに慣れ親しめるよう、在学留学生を交えた新入留学生歓迎会を毎年4月に開催しているほか、日本や福井の文化に対する理解を深めてもらうことを目的に、夏季及び春季の年2回、留学生の「国際交流体験学習」を実施している。

留学生の精神面の支援に関しては、前期と後期に大学職員による個人面談を一人一人に対して実施し、留学生の不安や悩みを聞き出すなど、メンタルヘルスにも配慮したきめ細やかな対応に努めている。

大学正門横には留学生の出身国の国旗を掲揚しており、自国の国旗を毎日見ることができると、留学生からは好評を得ている。また、令和元(2019)年度には、イスラム教徒の留学生のために礼拝室を設置した。

以上のとおり、留学生の入学から卒業、就職までトータルに支援すべく、留学生に寄り添う支援活動を展開してきた。その成果が認められ、一般財団法人日本語教育振興協会の主催する日本留学 AWARDS の「西日本私立大学理工系部門」において、2013(平成25)年から2018(平成30)年まで6年連続で優秀校に認定され、さらに、2014(平成26)年からは5年連続で大賞を受賞し、殿堂入りを果たした。

7) 留学を希望する学生への支援

インターナショナルセンターを中心に、学生がグローバルに活躍できるよう、教員と職員が一体となって、海外留学支援を行っている。平成30(2018)年からは、海外留学プログラムを一元化し、「OCPS(Overseas Challenge Program for Students)」と命名して支援を行い、学生及び保護者に広く周知している。OCPSの活動内容は、前述の「海外インターンシップ」の他に以下のものがある。

①海外語学研修

学生が教室で学んだ英語スキルを実践する場として海外語学研修への参加を推奨している。インターナショナルセンターでは、学生が安全に研修を受けられるように、留学前に事前研修を実施し、留学時の注意点、海外での危機管理、語学研修中の心得を説明している。

また、語学研修中、夏季語学研修では全日程、春季語学研修では留学開始時と留学終了時に教員が学生を引率している。引率教員と大学事務局は常に情報交換ができるようにして不測の事態に備えている。

参加した学生は、海外語学研修の他に事前研修、研修後のレポート提出、成果報告会で成果を発表することで学年に応じて英語選択科目「海外語学研修(I～IV)」の単位が付与される。

語学研修に参加する学生への経済的支援として、大学から渡航費の一部と海外旅行保険料、後援会からは渡航費の一部が補助する支援を行っている。

②海外留学支援制度「Seize the Day」

平成30(2018)年度に、海外の文化を理解し、グローバル社会で活躍する志をもった真の国際人になるため、自発的に海外留学を希望した学生に対し、その活動を支援する独自の制度を開始した。学生が自ら留学計画を立案し、企画書を作成して大学に提出することにより、渡航準備の段階から能動性と積極性を身に付け、行動力を養うことができる。帰国後には成果報告会での報告を義務付けている。令和元(2019)年度までに7名の学生が本制度を利用して海外に留学した。

8) 編入学生(学部)及び社会人入学生(大学院)への対応

編入学生については、入学式直後の学科別ガイダンスの他に、編入学生のみを対象としたガイダンスにおいて学務課が「編入学生の手引き」に沿って修学及び学生生活全般に関する説明を行っている。また、社会人入学生についても、入学式直後に実施されるガイダンスにおいて、修学及び学生生活に関する説明を学務課が行っている。これ以降は編入学生には担当教員が、社会人入学生については指導教員がそれぞれ対応をしている。

【2-4-① エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-4-1】 福井工業大学 学生委員会規程
- 【資料 2-4-2】 学校法人金井学園 事務分掌規程
- 【資料 2-4-3】 学生生活に係る各種講習会案内、開催記録
- 【資料 2-4-4】 学生便覧【資料 F-5-1】と同一
- 【資料 2-4-5】 福井工業大学 奨学金規程
- 【資料 2-4-6】 福井工業大学 クラブ活動支援センター規程
- 【資料 2-4-7】 福井工業大学ホームページ(クラブ活動支援センター)
- 【資料 2-4-8】 学園報 第41号 P39(クラブ学生講習会開催)
- 【資料 2-4-9】 福井工業大学 テクニカルサポートセンター規程
- 【資料 2-4-10】 福井工業大学ホームページ(SSLプロジェクト)
- 【資料 2-4-11】 学園報 第41号 P52(センター管理課報告)
- 【資料 2-4-12】 福井工業大学ポータルサイト
- 【資料 2-4-13】 福井工業大学 防災マニュアル
- 【資料 2-4-14】 福井工業大学 学生生活支援室規程【資料 2-2-26】と同一
- 【資料 2-4-15】 インフルエンザ接種他講習会の案内(学生向け)
- 【資料 2-4-16】 学生相談年報(令和元年度)

- 【資料 2-4-17】 福井工業大学 インターナショナルセンター運営規程
- 【資料 2-4-18】 福井工業大学ホームページ（新入留学生歓迎会、国際交流体験学習）
- 【資料 2-4-19】 在籍確認カード
- 【資料 2-4-20】 2020 私費外国人留学生入試ガイド ※留学アワード殿堂入り
- 【資料 2-4-21】 OCPS パンフレット
- 【資料 2-4-22】 福井工業大学 海外留学支援制度規程【資料 2-3-6】 と同一
- 【資料 2-4-23】 海外語学研修
- 【資料 2-4-24】 Seize the day 成果報告会
- 【資料 2-4-25】 編入学生へのガイダンス案内
- 【資料 2-4-26】 編入学生の手引き

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生への連絡や案内については、学内掲示板、ポータルサイト及びホームページによって行っており、キャンパス内にいる学生はいつでも確認できるようにしている。学生が確実に情報を取得する、また掲示板まで足を運ばなくてもよいように、ポータルサイトの利用を今まで以上に学生に定着させるとともに、学外から簡単にアクセス可能な他の方法についても検討していく。

学生への経済的支援については、本学独自の育英奨学金の検証・見直しを行う。その結果によっては、本学独自の新たな奨学金の制定も視野に入れ、学生に対し今まで以上の充実した支援を進めていく。また、学外の各種奨学金についても情報収集に努め、得られた情報は学生に迅速に提供する。

日本人学生と留学生との交流をさらに促進させるために、留学生対象イベントへの日本人学生の積極的な参加を促していく。日本人学生の海外や異文化への関心を高めるとともに、留学生の日本に対する一層の理解と日本語能力の向上を図っていく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、福井キャンパスをメインキャンパスとし、その他にあわらキャンパス、カール・マイヤーグラウンドの各校地を有している。その配置は図 2-5-1 に示す通りで、各キャンパスにおける施設及び運動場については表 2-5-1 の通りである。あわらキャンパスは、スポーツ健康科学部の授業のほか、研究及びクラブ活動に利用している。

校地及び校舎の面積は大学設置基準を満たしており、教育研究、課外活動及び大学運営に必要な施設・設備が適切に整備されている。

大学 2 号館学生ロビー、中庭及び大学 6 号館前などには学生の休憩場所を設けている。

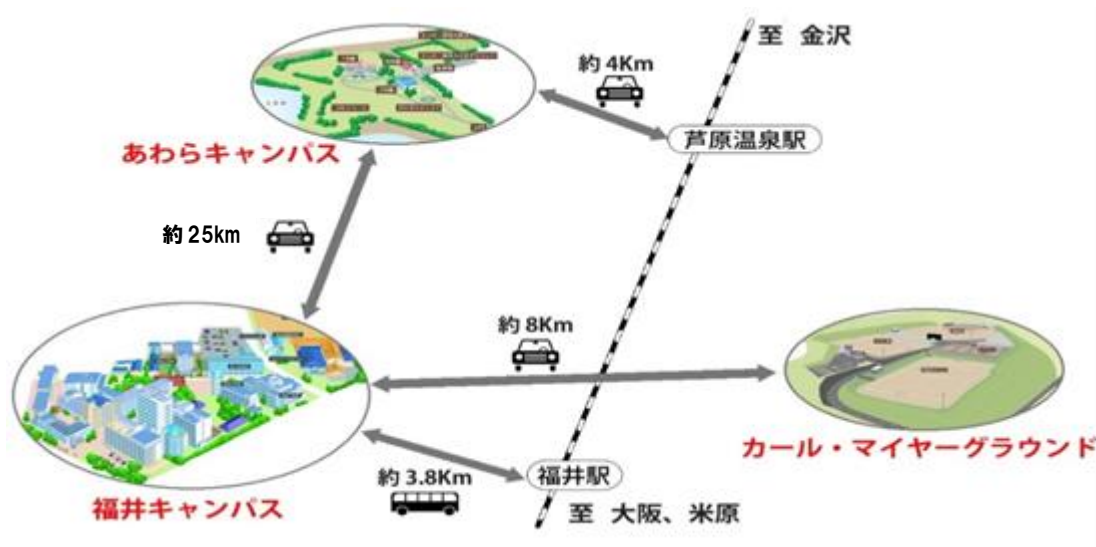


図 2-5-1 福井工業大学 学園キャンパス配置概要

校地及び校舎の管理は主に法人本部管財課が担当しており、運用を担当している大学事務局と連携して施設の整備、維持管理を日常的に行っている。耐震化は建築年数の経過した建物を優先して工事を行い、平成 23(2012)年度に大学 6 号館、平成 27(2015)年には大学 1 号館と 3 号館の耐震補強工事がそれぞれ完了し、耐震化率は 98.61%になった。これらの施設・設備について学生生活アンケート等で学生の意見を聴取し、駐輪場の増設、トイレの改修、教室の机・椅子の入替え、プロジェクトルームの改修、無線 LAN の整備などの改善に活かしている。

施設の火災等不測の事態に備え、毎年消防設備点検を実験室・研究室・講義室・事務室など全館において実施している。

【2-5-① エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】 福井工業大学ホームページ（キャンパス案内）

【資料 2-5-2】 学園報 第 39 号 P18（耐震工事完了）

【資料 2-5-3】 2019 年度 学生生活アンケート報告書

表 2-5-1 福井工業大学 建物設備及び運動場の概要

<福井キャンパス>

施設名称	主な用途
大学 1 号館	実験・実習室、講義室、アクティブラーニングスペース、研究室、法人本部、会議室
大学 2 号館	講義室、図書館、学園レストラン、情報メディアセンター、インターナショナルセンター
大学 3 号館	実験・実習室、アクティブラーニングスペース、研究室
大学 5 号館	金井講堂、アクティブラーニングスペース、研究室
大学 6 号館	実験・実習室、プロジェクトルーム、研究室
大学 7 号館	実験・実習室、研究室、テクニカルサポートセンター
FUT タワー	講義室、研究室、クラブ活動支援センター、学習支援室、教職支援室、ラーニングcommons、プレゼンテーションルーム、会議室
FUT シナジー館	実験・実習室、学生生活支援室
SSL	工作室、SSL デザイン工房

<あわらキャンパス>

施設名称	主な用途
大学 1 号館	研究室、実習室、講義室
大学 2 号館	実験室、食堂、更衣室
あわら体育館	アリーナ、柔道場
トレーニングセンター	アリーナ、トレーニング場
グラウンド	サッカー場（人工芝・天然芝）、ゴルフ練習場

<カール・マイヤーグラウンド>

施設名称	主な用途
管理棟	管理室
グラウンド	野球グラウンド、テニスコート、サッカー場

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

施設の中で図書館、情報メディアセンター、体育・スポーツ施設、SSL、アクティブラーニングスペースの概要を以下に記す。

1) 図書館

図書館は、座席数 319 席、面積 1,857 m²の規模を有している。蔵書数 167,759 冊、定期刊行物 457 タイトル、視聴覚資料 3,488 点、データベースの契約が 9 件あり、十分な学術情報資料を確保している。また、開館日数は年間 281 日（平成 29(2017)年度）、開館時間は平日 8:30～22:00、土曜日 8:30～17:30 としている。講義は 17:30 に終了するため、平日 22:00 までの開館は授業終了後の自習に十分な時間である。この他に、ラーニングcommons、プレゼンテーションルームを整備するなど、教育研究やグループ活動に活用できる環境を提供している。勤務体制は常勤及び臨時の職員による交替制をとり、開館時間内は

常に利用者に対応できるようにしている。また、平成 27(2015)年度からは職員の業務を補助する学生スタッフを館内に配置することによって、利用者にとって親しみやすい空間となっている。車椅子用機の設置や障害者用トイレの整備をはじめとした障害のある利用者への対応も行っている。

2) 情報メディアセンター

情報サービス施設として情報メディアセンターを設置し、学内 LAN の整備・運用、ノートパソコン利用環境（以下「携帯端末室」という）、並びに CAD、画像処理、映像制作等の高度な専門情報関連実習環境（以下「専門端末室」という）を整え、授業時間外終了後の自習スペースとして携帯端末室 1 室と専門端末室 2 室を開放している。また、各建物内に Wi-fi アクセスポイントを設け、全ての建物において e ラーニングなどが利用できる教育環境としている。平成 29(2017)年度は、FUT タワーにおける Wi-fi アクセスポイントを 15 か所から 43 か所に増やし、平成 30(2018)年度は Wi-fi アクセスポイントをさらに 37 か所追加するなど、ICT 機器の更新と拡充を計画的に行っている。6 号館の携帯端末室の 3 室をアクティブラーニングにも活用できるように有線/無線 LAN 併用実習室に改修し、教室収容人数分の Wi-fi アクセスポイントを敷設した。

この情報サービス施設の維持・運営については、情報メディアセンターの職員が交替制で勤務し、開放時間内の自習スペース利用者への対応を行っている。

3) 体育・スポーツ施設

福井キャンパスには学園体育館、武道場（武徳殿）を有しており、ともにクラブ活動で使用している。あわらキャンパスのグラウンドは、人工芝、天然芝のサッカー場を各 1 面有しており、主にスポーツ健康科学部の実技授業（ゴール型スポーツ、陸上）及びサッカー一部の練習、試合に使用している。平成 28(2016)年に安全に実習、競技ができるよう人工芝の張替えを行った。また、ナイター照明施設を設置し、社会人や地域のクラブとの練習試合等にも活用している。

平成 27(2015)年に空調設備のあるアリーナ及び柔道場を備えたあわら体育館が新たに完成した。主にスポーツ健康科学部の授業に活用されているが、大学及び附属学校のクラブ活動の場としても使用されている。既存の旧体育館はトレーニングセンターに改修し、様々なトレーニング機器を設置して、スポーツ健康科学部の授業及び研究、部活動のトレーニング等に活用されている。

カール・マイヤーグラウンドは野球場 1 面、サッカー場 2 面、テニスコート 5 面を有し、その全てにナイター照明を設置し、主としてスポーツ健康科学部の授業、クラブ活動などに活用している。

4) SSL

学生のものづくり活動に利用できる工房として SSL が設置されている。SSL には工作機械や車体整備スペース、木工・金工及びプラスチックの加工が可能な工房室、演習スタジオ等が設けられ、様々な使用用途に合わせて柔軟に対応できるようになっている。

平日は 9:00 から 19:00 まで、土曜は 9:00 から 13:30 まで開放され、テクニカルサポー

トセンター職員が常駐して SSL プロジェクトへの助言や支援、工具や機器の点検、安全管理を行っている。学生は職員による安全教育を受けた上で自由に利用することができる。

5) アクティブラーニングスペース

学生の主体的な学びの場として、講義室の他にアクティブラーニングスペースを設けており、PBL や時間外学修などに活用されている。

このスペースには稼動式の机、椅子、ホワイトボードなどが置かれ、研究室外での小グループによる授業の実施、複数教員による学生への研究指導、学生同士の共同研究、グループディスカッション等で利用されている。また、平成 29(2017)年度には大学 6 号館 1 階を少人数による問題解決型学修が可能な個室タイプのプロジェクトルームに改修した。

【2-5-② エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-4】 福井工業大学ホームページ（附属施設）

【資料 2-5-5】 福井工業大学 図書館規程

【資料 2-5-6】 福井工業大学 図書館利用規程

【資料 2-5-7】 福井工業大学 図書館管理規程

【資料 2-5-8】 福井工業大学 図書部会規程

【資料 2-5-9】 福井工業大学 情報メディアセンター規程

【資料 2-5-10】 学園報 第 41 号 P37（情報メディアセンター）

【資料 2-5-11】 学園報 第 41 号 P13（学園体育館、武徳殿竣工）

【資料 2-5-12】 学校法人金井学園 金井学園体育館管理使用規程

【資料 2-5-13】 学校法人金井学園 武徳殿管理使用規程

【資料 2-5-14】 福井工業大学 SSL 管理運営規程

【資料 2-5-15】 福井工業大学ホームページ（SSL プロジェクト概要）

【資料 2-5-16】 学園報 第 39 号(P48.49)、第 40 号(P42)、第 41 号(P52.53)(SSL 活動記録)

【資料 2-5-17】 アクティブラーニングスペース) の PBL 科目時間割表

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の施行に伴い、各施設のバリアフリー化を推進し、建物の入口及び建物間の移動についてスロープの設置・増設、廊下と教室の境目の段差の解消等の改修を行った。また、施設入口・施設間の自動ドア設置及び改修、障害者が利用できるトイレを順次増設した。

座席が固定されている講義室については、車椅子でも授業を受けられるように専用の机を置いている。

【2-5-③ エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-18】 平成 29 年度事業報告書 P7(大学 1・2 号館、FUT タワーバリアフリー改修工事)

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数（クラスサイズ）については、学務課にて各学部の授業時間割編成時に受講者数を考慮して管理している。特に全学共通科目である外国語科目については、教育効果を上げるために基本的に1クラス30～40人以下の受講者数となるように配慮している。

平成29(2017)年度に開講されている授業に対する受講者数別クラス数の割合を図2-5-2に示す。40人以下のクラスサイズが約72%であるのに対して、80人を超えるクラスは約6%であることからクラスサイズは適正に管理されている。

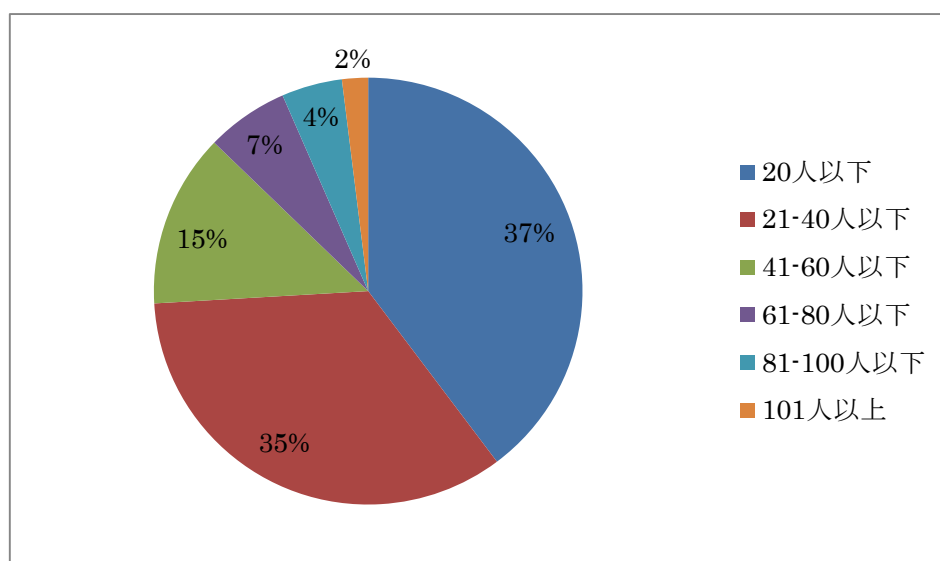


図2-5-2 平成30年度(2018)開講授業に対する受講者数別クラス数の割合

※少人数で実施している実験・実習のクラス、セミナー、授業の本来の趣旨として少人数で実施している科目（キャリアゼミなど）、カリキュラム編成により再履修生のみ受講可能な科目は除く。

【2-5-④ エビデンス集・資料編】

【資料2-5-19】 平成29年7月共通教育委員会議事録（クラスサイズについての議論）

【資料2-5-20】 各授業の受講者数一覧 ※図2-5-2元データ

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

学内のWi-fiアクセスポイントをさらに増設してアクティブラーニングに対応したICT環境を整備していくことで、ネットワーク環境をより快適にして利便性を高めていく。

図書館ではアンケートなどによって学生の動向やニーズを調査し、図書部会の中で情報共有しながら図書館の利用促進につなげる企画を立案していく。また、電子教科書を含む電子書籍配信サービスの利用拡大と拡充に取り組んでいく。

クラスサイズに関しては、教育効果の観点から習熟度別クラス編成を視野に入れながら、今後も適正な人数で授業が行えるようにする。受講者数の多い授業については、科目担当教員の負担を考慮しつつ、開講クラス数の増大や抽選制の導入などを検討する。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

平成 30(2018)年度より、様々なステークホルダーとの懇談・意見聴取の場を設定している。日本人学生及び留学生との意見交換の場をそれぞれ設けており、自己評価委員会及び内部質保証委員会の委員が出席して、学生の意見・要望の把握に努め、記録を学内に共有している。

令和元(2019)年度からは、教授法の改善を担う FD・SD 推進委員会が中心となり、学生の視点で授業改善を行う取組みとして、学生が主体となる「学生による授業方法改善委員会」を設置し、活動を開始した。

その他、学修支援に関する学生の意見を把握する調査等は以下の通りである。

1) 授業改善のためのアンケート（旧：授業評価アンケート）

学生による授業評価のアンケートは、平成 12(2000)年度から始められ、アンケートの設問項目や実施要領に改善を加えながら、現在「授業改善のためのアンケート」として記名式で実施されている。実施対象は、キャリア形成系科目、PBL 科目、インターンシップ関連科目、複数教員が同一クラスの指導に関わる実験・実習・製図等の科目及び卒業研究を除く全ての科目である。アンケート結果については、学生に対して掲示板で開示するとともに、教員自身にフィードバックしている。教員はアンケート結果を参考にして、教授法の改善に加え、配布資料の手直しといったコンテンツ面での改善を適宜進めている。

2) 授業自己評価シート

令和元(2019)年度より FD・SD 推進委員会が主体となって授業レベルでの自己点検評価を開始した。教員が授業科目の運営あるいは授業における工夫した点などを自己点検することで、授業運営の改善・向上に取り組んでいる。

【2-6-① エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 令和元年度ステークホルダーとの意見交換会一覧

【資料 2-6-2】 福井工業大学ホームページ（学生による授業方法改善委員会）

【資料 2-6-3】 授業改善のためのアンケート（実施用紙）、実施結果

【資料 2-6-4】 授業自己評価シート

【資料 2-6-5】 学習支援室利用調査（受付）、結果

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

前述した通り、学生生活支援室において毎年4月の健康診断時にUPIを取得している。相談希望者や声掛けが必要な学生に対しては、学生生活支援室より後日連絡しており、応答のない学生に対しても継続して個別に声掛けをすることで面談につなげている。また、UPIで気になる学生の中で、学生生活支援室の利用に至らない学生については、各学科より選出された教員カウンセラーと情報を共有し、学生生活支援室と学科が連携して様子を見守るようにしている。

学生生活支援室の体制や利用状況等の報告を兼ねて、年に1回「学生相談年報」を発行し、大学の全教職員が閲覧できるように学内書類ダウンロードページで公開している。

相談内容別内訳は表2-6-1の通りである。「修学上の問題」が一番多く、3年次以降になると「進路・就職」に関する問題が増加する。これらの問題は学生生活支援室のみで解決することは難しいため、学科、学務課、就職支援課などが教職協働で対応に当たっている。

【2-6-② エビデンス集・資料編】

【資料2-6-6】福井工業大学 学生生活支援室規程【資料2-2-26】と同一

【資料2-6-7】学生相談年報（平成30年度）

表2-6-1 学生の相談内容分類の学年別結果(JASSO調査項目)

相談内容(項目)	1年	2年	3年	4年	院	計
1.対人関係	59	15	79	25	0	178
2.精神障害	19	16	0	3	1	39
3.心理・性格	20	24	51	41	4	140
4.修学上の問題	67	105	109	152	0	433
5.進路・就職	0	18	112	126	0	256
6.発達障害	2	4	41	28	0	75
7.経済的問題	1	1	6	0	0	8
8.ハラスメント・人権侵害	0	0	0	0	0	0
9.LGBT	0	0	0	0	0	0
10.性犯罪	0	0	0	0	0	0
11.悪徳商法、カルト、法律相談	0	0	0	0	0	0
12.身体障害	4	8	4	8	0	24
13.その他	17	24	57	27	1	126
計	189	215	459	410	6	1279

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活、学修環境、施設・設備等についての学生の意見・要望の把握と分析を行うた

めに、平成 18(2006)年度から毎年度、学務課が主管部署となり全学生を対象とした学生アンケート調査を実施している。調査結果は学生委員会で報告され、教職員にも公開している。調査結果に記された学生の要望に応じて、平成 29(2017)年度にはトイレにジェットタオル、平成 30(2018)年度には学生ロビーにコインリターン式ロッカーを設置、令和元(2019)年度には正門前駐輪場を増設した。

また、学生ロビーに「意見箱」を置き、投函された意見・要望については学務課で検討を行い、可能な限り対応することで学生満足度の向上に繋げている。なお、在学期間を通しての総合的な満足度については、教学 IR 委員会が主体となって卒業生アンケートで把握している。

情報環境及び図書館運営の改善に向けての参考とするため、全学生に情報メディアセンターアンケート調査を実施している。アンケートの回答から授業時間外の情報関連実習室の利用、学内の無線 LAN の状況、図書館の利用、保有する書籍及びラーニング commons の利用についての意見を把握している。学生の要望に基づき、平成 30(2018)年度には Wi-fi アクセスポイントを 37 か所追加して無線 LAN の使用可能エリアを拡張した。また、資格取得・就職関連の書籍 203 冊を新たに購入するとともに学外から本学の電子書籍が閲覧できるような環境を整備した。取得した回答データは情報メディアセンター運営委員会及び図書部会で共有している。

また、書籍を教職員が選定するだけでなく、学生が図書館に所蔵する書籍の選書を行う「選書ツアー」の実施など対応を行っている。

【2-6-③ エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-8】 2019 年度 学生生活アンケート【資料 2-5-3】 と同一

【資料 2-6-9】 平成 30 年度 卒業生アンケート

【資料 2-6-10】 2019 年度 情報メディアセンターアンケート

【資料 2-6-11】 福井工業大学ホームページ(選書ツアー開催報告)

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

授業改善のためのアンケートの結果を通じて、個々の教員がアンケート結果のどの項目に着目し振り返りを行ったか調査する。教員側の取組みを学内の掲示板上等で公表することにより学生へフィードバックし、学生から広く意見を集めていく。また、教員による授業レベルでの自己点検については、その結果を学科単位で取扱うことにより授業改善に繋げていく。

学生生活全般における学生の意見を聴取する仕組みについては、学生アンケートを中心に複数のアンケートを実施している。アンケートを回答する学生の負担も懸念されるため、アンケート内容の精査や実施方法の見直しを検討する。

[基準 2 の自己評価]

アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受け入れるために、適正かつ厳正に入学試験を行っている。入学者数については、平成 25(2013)年度から 7 年連続で入学定員を充足している。収容定員は一部超過する学科、下回る学科があるものの、学部ごとでは適正な

充足率となっている。

学修支援については、TA の活用やオフィスアワーの設定などにより教職協働で取り組んでいる。障害のある学生に対しては、教育、研究その他活動に支障なく参加できる機会を確保している。中途退学、休学及び留年については、担当教員を中心として保護者とも連携しながら多面的に対応・支援している。

学生の社会的・職業的自立支援・指導を行うためキャリアセンターを設置している。キャリア形成科目の開講や学科ごとの職員の配置などにより

キャリアセンターを設置し、教職協働での学生の社会的・職業的自立支援・指導を行っている。

学生サービス、厚生補導は学務課が担当している。教務に係る各種事務についても担当していることから修学相談及び生活相談に一つの窓口で対応している。福井工業大学奨学金規程に基づき様々な奨学金を設定し、経済的支援を実施している。クラブ活動費については、後援会からも補助している。学生の心身の健康管理については、医務室に常駐する看護師と学生生活支援室に常駐する臨床心理士、非常勤のカウンセラー及び教員カウンセラーとが連携して当たっている。

学修環境については、福井キャンパス、あわらキャンパス及びカール・マイヤーグラウンドを有し、大学設置基準が定める校舎面積等の各種要件を満たしている。また、図書館、体育・スポーツ施設等の各種施設を整備して活用している。図書館は、平日 22 時まで開館することで、授業終了後の自習に利用できるようにしている。また、各施設においてバリアフリー化を推進している。

学生生活全般に関する意見・要望は学生アンケート調査を実施することで把握している。また、平成 30(2018)年度より、学生をはじめとするステークホルダーとの直接的な意見交換の場が設けられ、それらは学修環境及び学生生活全般の改善に活かされている。

以上のことから、基準 2 を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

(大学)

建学の精神、使命・目的及び教育方針を踏まえ、学部ごとに育成する人材像を定め、学位ごとのディプロマ・ポリシーを策定している。これまでもディプロマ・ポリシーを策

定していたが、学校教育法施行規則の一部を改正する省令「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン(中央教育審議会:平成28年3月31日付)」を受け、平成28(2016)年度に教務委員会を中心に全面的な見直しを行った。学部ごとにどのような人材を育成するかを明記するとともに、卒業までに身に付けるべき資質・能力を「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学修経験と総合的思考力」の4つの観点から明示する形で策定した。ディプロマ・ポリシーは、平成29(2017)年3月の大学運営協議会及び教授会に諮られ承認された。

ディプロマ・ポリシーは、ホームページ、大学要覧で学内外に公表するとともに、在学生には学生便覧及び「学びの指針」などに記載して周知している。

(大学院)

建学の精神、使命・目的及び教育方針を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定めている。学部と同様に、平成28(2016)年度に教務委員会が中心となって全面的に見直し、専攻ごとに策定した。平成30(2018)年3月の大学運営協議会及び工学研究科委員会に諮られ承認された。

【3-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 福井工業大学ホームページ (ディプロマ・ポリシー)

【資料 3-1-2】 学生便覧 (大学) 【資料 F-5-1】 と同一

【資料 3-1-3】 学生便覧 (大学院) 【資料 F-5-2】 と同一

【資料 3-1-4】 大学要覧 【資料 F-8】 と同一

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

(大学)

全ての科目のシラバスにおいて、講義内容及び学修到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連が明記されている。

単位認定基準は学則第9条、10条、11条、12条及び学習規程に定めている。授業科目、単位数、成績の評価及び単位の修得等について詳細に規定されている。

卒業認定基準及び学位の授与については、学則第13条及び学位規程に規定される。

進級制限は設けていないが、学習規程第11条により、3年次後期末に教養分野科目及び専門分野科目のうち96単位以上修得していない者には必修科目である卒業研究に着手することを認めていない。この制度を「履修制限」と呼んでいる。なお、4年次前期末に96単位以上を修得して履修制限解除となった学生が希望した場合には、後期から卒業研究に着手することを認めているが、当該学生の卒業判定及び卒業時期は次年度の9月以降となる。

これらは、ホームページ及び学生便覧に掲載され学内外に周知されている。学生に配布する「学びの指針」には、ディプロマ・ポリシーの他、分野や科目ごとの学修到達目標や学修方法が記載されており、シラバスと併せて学修の一助となっている。

(大学院)

単位認定基準は大学院学則第12条、13条、14条に規定している。修了認定基準は大学院学則第10条、15条及び福井工業大学大学院学位規程に規定している。

これらは、ホームページ及び学生便覧（大学院）に掲載され周知されている。

【3-1-② エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-5】 福井工業大学学則【資料 F-3-1】と同じ

【資料 3-1-6】 福井工業大学 学習規程

【資料 3-1-7】 福井工業大学 学位規程

【資料 3-1-8】 学びの指針【資料 1-2-4】と同じ

【資料 3-1-9】 福井工業大学大学院学則【資料 F-3-2】と同じ

【資料 3-1-10】 福井工業大学大学院学位規程細則

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1) 評価方法

(大学)

成績評価には、筆記試験、小テスト、課題、報告書等及びこれらの組み合わせによる方法を用いており、それぞれの科目のシラバスにおいて具体的に記述されている。また、評価種別（試験・小テスト・レポート等）及び学修への取組み状況の重み付けを割合（パーセント若しくは点数）で示すことによって評価基準を明確にしている。

英語科目の中の「TOEIC III」「TOEIC IV」については、学外組織が実施する検定試験TOEICで、一定以上のスコアを取得した学生から申請があった場合に単位を認定している。

平成30(2018)年度より、実験・実習・キャリア系科目の演習科目及び卒業研究など筆記試験等による点数化が難しい科目にルーブリックを適用することで、複数教員で授業を担当する場合でも成績評価の客観性・公平性が保たれるようにしている。ルーブリックについては予め評価項目を学生に公開し、教員の評価の視点を学生に意識させるようにしている。

毎学期、成績評価結果に対する異議申し立て期間を設定し、学生から申し出がある場合には学務課を通して当該科目担当者に確認し、その回答を得て最終的な成績を確定している。

学修の量だけでなく質を評価する手段の一つとして、平成19(2007)年度からGPA制度を導入している。GPAは、秀：4点、優：3点、良：2点、可：1点、不可及及び無：0点に換算して算出している。履修申請をした科目については、授業回数の3分の1以上の欠席によって試験の受験資格を失い「無」と評価される場合でも分母の科目数に加算する。ただし、教職科目等卒業要件の対象外の科目や合格・不合格で成績を評価する科目はGPAには反映しない。

期末毎に各授業担当教員から提出された成績に基づいて算出した GPA とそれを基準にした成績順位表を各学科に配付して、学生の履修・修学指導、就職活動及び奨学金の貸与等に活用している。

(大学院)

評価方法及び評価基準について、全科目共通のものは学部の場合と同様に、学生便覧に記載し、個々の科目についてはシラバスに明記されている。また、授業科目の成績の公表及び GPA 制度についても学部と同様とし、学生の履修・修学指導、就職活動及び奨学金の貸与等に役立っている。

2) 卒業・修了の基準

(大学)

卒業要件は、学則第 13 条及び学位規程に規定され表 3-1-1 の通りである。学部によって異なるが、教養分野科目 48～52 単位以上、専門分野科目 72～76 単位以上、計 124 単位以上を修得することとなっている。

卒業判定においては、学務課で作成した判定資料を教務委員会及び各学科の主任教授が確認した後、大学運営協議会で審議され、基準を満たしている場合に卒業と判定される。その判定結果について教授で意見を求めた後、学長が卒業者を決定する。

表 3-1-1 卒業要件

分野	系	卒業条件 (区分別卒業所要単位数)		
教養分野	人文社会	10 単位以上 (A～C 群の各群において最低 2 単位を含む)		必修科目を含めて 48～52 単位以上 ※学部により異なる 必修科目を含めた修得 単位数総数 124 単位 以上
	外国語	20 単位以上		
	キャリア形成	14 単位以上		
	工学基礎 科学基礎	4 または 8 単位以上 (学部により異なる)		
専門分野	各学科の専門分野課程表による		必修科目を含めて 72～76 単位以上 (学部により異なる)	

(大学院)

博士前期課程の修了要件は、大学院学則第 10 条に記載されている単位数 (2 専攻共通科目から 6 単位以上、専攻する課程の専門分野科目から 20 単位以上、計 30 単位以上) を修得するとともに、指導教員の指導の下で実施した研究内容を取りまとめた修士論文を提出し、その審査と試験に合格することとなっている。審査資格を持つ主査及び 2 人の副査からなる審査委員会が、論文内容と口頭試験における質疑応答を踏まえて研究の達成状況を審査し、審査報告書を作成して大学運営協議会に提出する。大学運営協議会では、審査報告書に基づいて学位を授与すべきか否かを審議した後、工学研究科委員会に諮る。工学研究科委員会では、提出された審査報告書に基づいて審議し、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって学位の授与が決議され、最終的に工学研究科委員長 (学長) が学位授与を決定する。

博士後期課程の修了要件は、指導教員の指導の下で主体的に実施した研究内容を取りまとめた博士論文を提出し、その論文の審査及び試験に合格することとなっている。博士論文については、学位規程及び細則に基づいて設置された審査委員会 (当該論文に直接関連のある博士後期課程担当教員 3 人以上で構成) が学位論文の審査、公聴会の開催及び最終

試験の実施の後、審査委員会報告書を作成して工学研究科委員長に提出する。工学研究科委員会では、提出された審査委員会報告書に基づいて審議し、出席者の3分の2以上の賛成をもって学位の授与が決議され、最終的に学長が学位授与を決定する。

平成30(2018)年度、学位取得までのロードマップを明示するとともに学位申請を行うまでに満たすべき基準を定めた。博士前期課程においては学会発表等の回数を新たに要件に含め、博士後期課程においては第1著者の論文数の基準を明確に定めることによって、学位の質保証を厳格に行っている。

【3-1-③ エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-2】 学生便覧（大学）【資料 F-5-1】 と同一

【資料 3-1-3】 学生便覧（大学院）【資料 F-5-2】 と同一

【資料 3-1-5】 福井工業大学学則【資料 F-3-1】 と同じ

【資料 3-1-7】 福井工業大学 学位規程

【資料 3-1-9】 福井工業大学大学院学則【資料 F-3-2】 と同じ

【資料 3-1-11】 卒業研究ルーブリック（参考）

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

今後は進級判定などにGPAの活用を検討するとともに、GPA算出対象とする科目を精査していく。

ディプロマ・ポリシーを踏まえたルーブリックの対象科目の拡大を考えており、直近に導入した卒業研究において導入した結果を検証する。キャリア系の科目においては、現在のルーブリックがやや定性的であるため、より客観的な成績評価が行えるように可能な限り数値を用いて定量的な表現に改めるよう改善を検討する。

ディプロマ・ポリシーは、時代の変化により社会より求められる資質・能力が変わっていくことを踏まえて、使命・目的等と合わせて改定を検討していく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

(大学)

建学の精神、使命・目的及び教育方針を踏まえ、各学部学科のカリキュラム・ポリシー

を定めている。これまでもカリキュラム・ポリシーを策定していたが、平成 28(2016)年 3 月のガイドラインを踏まえ、平成 28(2016)年度に教務委員会を中心に全面的な見直しを行った。ディプロマ・ポリシーで明示した資質・能力を身につける教育課程を編成するために、ディプロマ・ポリシーの 4 つの観点「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」を 8 つの項目に分け、学生にも理解がしやすいように具体的な記述で学科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定した。策定したカリキュラム・ポリシーは、平成 29(2017)年 3 月の大学運営協議会及び教授会に諮られ承認された。

(大学院)

建学の精神、使命・目的及び教育方針を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定めている。学部と同様に、平成 28(2016)年度に教務委員会が中心となって見直し、専攻ごとに策定されたディプロマ・ポリシーを踏まえてそれぞれのコースのカリキュラム・ポリシーを策定した。策定したカリキュラム・ポリシーは、平成 30(2018)年 3 月の大学運営協議会及び工学研究科委員会に諮られ承認された。

平成 30(2018)年より、学位取得までの指導体制の整備、学位の質保証を目的に大学院博士前期課程及び博士後期課程の学位申請基準の具体的内容を定め、明確化を図った。

カリキュラム・ポリシーは、ホームページ、大学要覧で学内外に公表するとともに、在学生には学生便覧などに記載して周知している。

【3-2-① エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 福井工業大学ホームページ (カリキュラム・ポリシー)

【資料 3-2-2】 学生便覧 (大学) 【資料 F-5-1】 と同一

【資料 3-2-3】 学生便覧 (大学院) 【資料 F-5-2】 と同一

【資料 3-2-4】 福井工業大学要覧 【資料 F-8】 と同一

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを達成するために必要な教育課程の編成、講義科目の内容及び教育方法について基本的な考えを示している。学科毎にカリキュラム・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーの達成を考慮したカリキュラム編成を行っている。上述したように学位を授与する学部または学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定のうえ、それを踏まえてカリキュラム・ポリシーを作成しており一貫性が確保されている。

また、各科目とディプロマ・ポリシーとの関係が各科目のシラバスに明記されていることのみならず、学年配当された科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を明示したカリキュラムツリーを全ての学科において策定し、学びの指針に記載している。これにより、カリキュラムとディプロマ・ポリシーとの関係、ならびにどのように科目を履修すれば各ディプロマ・ポリシーを達成できるかがひと目で分かるようになっている。

大学院については、専攻ごとにディプロマ・ポリシーを設定しており、それを達成するため、カリキュラム・ポリシーはコースごとに設定している。

【3-2-② エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-5】 学びの指針（カリキュラムツリー）【資料 1-2-5】 と同一

【資料 3-2-6】 カリキュラムマップ

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程は全学共通及び学部共通科目で構成される「教養分野」と各学科の「専門分野」により編成されている。全ての科目にナンバリングを行い、学修の流れを学生便覧に明示し、学生が教育課程の体系を理解できるようにしている。

学部の教養分野、専門分野の教育課程及び大学院の教育課程についての検討は、教務委員会が統括し全学的に検討を進めている。教務委員会は、履修制度や教育内容の改善、授業、成績評価など教学に関する事項を審議する委員会であり、学務部長を委員長、基盤教育機構長と学務課長を副委員長として置き、各学科 1 人の代表教員を含め計 10 人の教員と 2 人の職員で構成されている。

委員会の下に表 3-2-1 に示す役割を持つ 5 つの部会を設置している。各部会の検討結果は、教務委員会に報告され、審議・承認される。

表 3-2-1 教養分野及び専門分野の教育課程の点検・見直し組織

	部会名称	役割
教務委員会 専門分野を含め 教育課程全体の 検討・調整	PBL 部会	PBL に関する検討・調整
	SPEC 部会	英語分野に関する検討・調整
	学習支援部会	学習全般の支援・検討・調整
	教職支援部会	教員養成に関する課程の検討・調整
	キャリア教育部会	キャリア形成科目の検討・調整

1) 専門分野の教育課程

平成 27(2015)年度の学部学科再編に伴い、各学部の専門分野においても学部共通科目を設けた。専門分野のカリキュラムは学部共通科目、専門基礎科目、専門応用科目の 3 系の科目群で構成されている。ただし、工学部電気電子工学科、工学部機械工学科については工学基礎科目を加え構成されている。

各学科の専門分野の教育課程は以下の通りである。

(工学部)

【電気電子工学科】

電気電子工学科には「電気システムコース」と「電子情報コース」の 2 コースがあり、

1年次には両コースに共通する「電気数学Ⅰ」「電気回路Ⅰ」「電磁気学Ⅰ」「コンピュータ基礎」「コンピュータ言語Ⅰ」「電気電子工学実験」の6科目を必修科目として開講している。2年次からはコースに分かれ、電気システムコースでは電気回路や電磁気学を基礎に電気機器、発電や送電についての科目である「電機システム」「電気エネルギー発生」「電気エネルギー伝送」「パワーエレクトロニクス」等を中心に10の必修科目と21の選択科目を配置している。電子情報コースではコンピュータ基礎やコンピュータ言語Ⅰなどを基礎に情報通信に関するシステムや理論についての科目である「コンピュータ言語Ⅱ」「組み込みシステム」「人工知能」「ソフトウェア工学」等を中心に10の必修科目と21の選択科目を配置している。4年次には、両コースとも学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

【機械工学科】

機械工学科には「機械システムコース」と「自動車システムコース」の2コースがあり、1年生前期には機構学、機械製図を開講している。

1年生後期からはコースに分かれる。機械システムコースでは、「力学Ⅰ・Ⅱ」「流れ学、流体工学」「材料力学Ⅰ・Ⅱ」「工業熱力学Ⅰ・Ⅱ」など機械技術者として必要となる4力学に加え、「メカトロニクス」「自動制御」「ロボット工学」などを中心に17の必修科目と19の選択科目を配置している。自動車システムコースでは、二級自動車整備士の受験資格に必要な所定の「自動車工学Ⅰ・Ⅱ」「内燃機関」「カーエレクトロニクス」「自動車整備Ⅰ・Ⅱ」「自動車整備実習Ⅰ・Ⅱ」などを中心に19の必修科目と23の選択科目を配置している。4年次には、両コースとも学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

【建築土木工学科】

建築土木工学科には「建築コース」と「土木コース」の2コースがあり、1年次には両コースに共通する「建築土木概論」「製図法」「CAD製図」「構造力学Ⅰ・Ⅱ」「建築土木材料学」「防災概論」の7科目を必修科目として開講している。2年次からはコースに分かれ、2、3年次に建築コースでは卒業後、建築士の資格取得に必要な指定科目の「設計Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「鉄筋コンクリート構造」「建築環境」「建築設備」「建築計画Ⅰ・Ⅱ」等を中心に14の必修科目と16の選択科目を配置している。土木コースでは、卒業後どの職種についても土木技術者として必要な基礎的な科目である「測量学Ⅰ・Ⅱ」「測量実習」「基礎水理学及び演習」「応用水理学及び演習」「基礎土質力学及び演習」「応用土質力学及び演習」「土木計画学」「道路工学」「都市防災学」等を中心に17の必修科目と11の選択科目を配置している。4年次には、両コースとも学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

【原子力技術応用工学科】

原子力技術応用工学科には、「原子力工学コース」と「放射線応用コース」の2コースがあり、カリキュラム構成として次のように開設している。両コースに共通する専門基礎科目として、「原子力・放射線基礎科目」及び「原子力社会学」に加えて、電気工学、機械工

学、材料学等の多岐にわたる分野を学習する。原子力・放射線基礎科目は、エネルギーと物質（質量）の互換性及び原子力・放射線分野の安全と安心の観点から、「原子力基礎」「放射線基礎」「放射線物理学」「放射線生物学」「放射線管理学」「放射線測定学」「基盤工学実験Ⅰ（放射線測定実験）」等の科目を通じて、原子力・放射線分野の基礎を学ぶ。原子力社会学は、原子力・放射線が社会との融和を目指すべきであるとの観点から、「原子力法規」「原子力倫理」「原子力安全学」「原子力社会学」「原子力行政」「原子力英語」等の専門科目で構成している。

専門応用科目は2年次からのコース分けに対応し、原子力工学及び放射線応用学に分かれる。原子力工学は、原子力発電の安全に必要な知識を得るため「原子核反応学」「原子炉プラント工学」「原子力ロボット工学」「原子力安全学」「原子力保全工学」「核燃料工学」「バックエンド工学」などから構成する。放射線応用学は、放射線の産業分野への応用に必要な知識を得るため「放射線化学」「放射線放射線照射工学」「非破壊検査技術」「環境モニタリング工学」「放射線応用光学」「放射線人体影響学」などから構成している。

（環境情報学部）

【環境食品応用化学科】

環境食品応用化学科には「環境化学コース」と「食品バイオコース」の2コースがあり、1年次には両コースに共通する「無機化学」「分析化学」「食品倫理」「食品衛生学」「理化学基礎実験Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「食品生物化学概論」「食品環境化学概論」の10科目を必修科目として開講している。

2年次からは各コースに分かれ、2、3年次に以下の科目を配置してそれぞれのコースで専門知識を修得する。環境化学コースでは、環境や食品に関する重要課題の解決・改善に取り組むことのできる人材を育成するため、「有機化学Ⅰ・Ⅱ」「物理化学Ⅰ・Ⅱ」「生化学Ⅰ」「環境計測工学」等を中心に26の必修科目と20の選択科目を配置している。食品バイオコースでは、バイオや食品に関する重要課題の解決・改善に取り組むことのできる人材を育成するため、「生化学Ⅰ・Ⅱ」「微生物学」「酵素科学」「分子生物学」等を中心に26の必修科目と20の選択科目を配置している。4年次には、両コースとも学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

【経営情報学科】

経営情報学科には「経営システムコース」と「政策システムコース」「情報システムコース」の3コースがあり、1年次には全コースに共通する「プログラミング実習Ⅰ・Ⅱ」の必修2科目の他、「経営情報学概論」「ビジネスシミュレーション」「簿記原理Ⅰ・Ⅱ」「政策科学概論」「情報数学」「情報処理概論」「ハードウェア概論」の選択8科目を合わせた10科目を開講しており、経営や経済、情報技術等に関連する網羅的な知識を修得する。

2年次からは各コースに分かれ、2、3、4年次にそれぞれ以下の科目を配置し、各コースに合わせた専門知識を修得する。経営システムコースでは「マーケティングⅠ・Ⅱ」の必修2科目と選択24科目、政策システムコースでは「経済学Ⅰ・Ⅱ」「ロジスティクスⅠ」の必修科目3科目と選択25科目、情報システムコースでは「データベース論Ⅰ」「プログラミング実習Ⅲ・Ⅳ」の必修3科目と選択23科目をそれぞれ配置している。4年次には、

全コースとも学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

【デザイン学科】

デザイン学科には「都市デザインコース」と「メディアデザインコース」の2コースがあり、1年次には両コースに共通する「造形デザイン実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「デジタル表現基礎」「デザイン学概論」「作家作品論」「基礎デザイン論」の7科目を必修科目として開講している。1年前期は全員共通のカリキュラムで学ぶが、1年後期より上記の2コースに分かれ、具体的な学び方の見本となる6つの履修モデルをベースに各自の学びを組み立てている。

「都市デザインコース」のうち、履修モデルの「都市デザイン」と「建築設計・インテリアデザイン」では、卒業後、建築士の資格取得に必要となる指定科目である「環境デザイン実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「インテリアデザイン実習」「都市デザイン実習」「環境計画論」「構造設計」「デザイン材料」の8科目の選択必修科目を中心に、「住環境計画演習」「建築計画論」「都市デザイン」「まちづくり論」など18の選択科目を配置している。また、履修モデル「プロダクトデザイン・製品開発」では、プロダクトデザイナーや商品開発ディレクターへの進路を想定し、「グラフィックデザイン実習」「プロダクトデザイン実習Ⅰ・Ⅱ」「商品企画実習」「インテリアデザイン実習」を選択必修科目とし、「プロダクトデザイン論」「造形技法」「マーケティング」等が選択科目として配置している。

「メディアデザインコース」のうち、「商品企画・プランニング」については、商品プランナー、マーケティングディレクターを目指す進路を想定し、「グラフィックデザイン実習」「視覚情報デザイン実習Ⅰ」「商品企画実習」「コミュニケーションデザイン演習」を選択必修科目としており、「商品企画論」「観光・地域創成論」「マーケティング」等が選択科目として配置している。また、「メディアデザインコース」の「WEBデザイン・CG」「グラフィックデザイン・映像・広告制作」についてはWEBデザイナーやメディアコンテンツクリエイター、グラフィックデザイナー等を目指す進路を想定し、「グラフィックデザイン実習」「視覚情報デザイン実習Ⅰ・Ⅱ」「メディアデザイン実習」等を選択必修科目としており、「メディア情報技術Ⅰ・Ⅱ」「メディア工学」「メディア論」「WEBデザイン」「映像デザイン」等を選択科目として設定している。

4年次には両コースとも学びの集大成としての卒業研究を必修科目として配置している。

(スポーツ健康科学部)

【スポーツ健康科学科】

スポーツ健康科学科では「スポーツ産業コース」と「地域スポーツ指導者コース」の2つのコースを設置しており、2年次に将来の目標に応じて選択することとしている。その領域のみの授業科目を学修させるよう限定するのではなく、両者のどちらかに比重をおいて学修させることとし、両コース共通開講の選択科目で全体教育課程を編成する。

具体的には、2年次以降のコース選択を行うための基礎知識を身に着けるため「スポーツ科学概論」「健康科学概論」を1年次前期に必修科目として配置している。コースに関わらず、人材育成目標との関係で全員が履修する必要がある基礎的科目の「スポーツ運動学」「生理学A」「生理学B」、また、スポーツ・健康に関わる情報処理や科学的思考の基礎

となる「コンピューティング演習」「スポーツ工学序論」「スポーツと社会」「測定評価」、「体力測定診断・運動処方」を必修科目として配置している。専門応用科目では、学生の課題意識に対応しつつ、より高度な専門的知識・技能について学習、キャリア形成プランを支援するために、スポーツ健康科学科全体の専門応用科目として、スポーツ科学、健康科学、あるいはその両分野に共通する計 45 科目の専門科目を開講し、理論と実践の両面からの教育を実施する。

実技科目では、多種多様なスポーツ種目を経験し、運動技術や指導上の留意点を学ぶ。種目構成の上では「水泳」「体づくり運動」「体力トレーニング」の 3 種目については、身体運動の基礎的内容を理解するうえで重要な種目であること、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に対して、フィットネスクラブや健康運動教室といった地域のスポーツ指導で利用される運動種目であることから、必修科目として設定した。その他にも、2 年次以降には選択科目として他種目の実技科目が開講されており、専門性を重視した実技指導の修得にも対応できるようにしている。

4 年次には学びの集大成として、卒業研究が行われる。

2) シラバスの整備

シラバスは全ての科目において作成され、授業計画及び成績評価基準等が示されている。作成にあたっては、「シラバス作成の手引き」を配布し、学修到達目標に関してはカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとの整合性に留意するよう記載している。また、作成されたシラバスは学科主任等が点検を行い、教務委員会で確認のうえ公開している。

3) 受講登録単位数の上限

学習規程第 6 条において受講登録科目の単位数の上限を年間 48 単位と定め、無理のない学修計画のもとで事前学修および事後学修の時間が確保できるようにしている。令和元(2019)年度からは、GPA が 3.80 以上の勉学意欲の高い学生に対して、年間 52 単位まで登録できるようにしている。

4) 副専攻制度

学生の希望により自身が所属する学部・学科以外の専門分野を学ぶことができる制度として、平成 29(2017)年度から開始した。11 の課程があり、希望の課程を選択したうえで各課程が指定する科目を履修し、16 単位以上修得することで副専攻を修了したことを認定する。なお、年間の受講登録数の上限、卒業要件及び GPA の算出には適用しない。

(大学院)

本学工学研究科の教育課程の編成方針、編成方法等については、大学院設置基準を遵守している。

博士前期課程においては、授業科目を基礎的素養の涵養を目的とした 2 専攻共通科目と各専攻の専門分野科目に区分している。さらに、各専攻の専門分野科目についても全コース共通科目、コース間共通科目、コース専門科目に区分している。各コースの専門分野科目については、大学院教育における履修の自由度を考慮してセミナー及び特別実験を必修

科目とし、他の専門分野科目は一部を除き選択科目としている。学生に対する研究指導は、各所属研究室において指導教員により常時行われる。具体的には文献の調査・講読・討論・実験等を通して高度な専門知識と技術を修得させ、修士論文の作成を中心とする教育課程となっている。

博士後期課程においては、各所属研究室における指導教員による研究指導を通して、課題発見・解決など研究能力の涵養を図るとともに、主体的に行った研究の成果について学会発表及び博士論文の作成を中心とする教育課程となっている。

【3-2-③ エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-7】 福井工業大学 教務委員会規程【資料 2-2-1】 と同一

【資料 3-1-8】 シラバス作成の手引き

【資料 3-1-9】 シラバス第三者点検案内資料

【資料 3-2-10】 福井工業大学 学習規程（第 6 条）【資料 3-1-6】 と同一

【資料 3-2-11】 学生便覧（大学）P.39（副専攻制度）【資料 F-5-1】 と同一

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育は平成 24(2012)年度に教養部より改組された基盤教育機構が実施している。教養教育の内容は、人文社会系、外国語系、キャリア形成系、加えて、学部共通科目として工学基礎系（工学部）若しくは科学基礎系（環境情報学部、スポーツ健康科学部）の 4 つの系の科目群からなっており、各系の詳細は以下に示す。

<人文社会系>

大学生としての素養を身につけ、広い視野と高い倫理性・社会性を持った人材の育成を目的として人文社会系科目を 12 科目開講している。10 単位以上の取得を卒業要件としているが、偏った科目選択にならないように 12 科目を 3 つの群に分け、それぞれの群から 2 単位以上修得することを義務付けている。

<外国語系>

グローバル化した社会で活躍できる技術者の育成を目的とした英語教育プログラム「SPEC」による実践的英語教育を平成 25(2013)年度から継続して行っている。英語による実践的コミュニケーション能力を向上させるために、在学中に外国語系科目の 20 単位以上の修得を義務付け、1 年次～4 年次まで英語学習を継続するカリキュラムとなっている。

<キャリア形成系>

学生の社会的・職業的自立に向け、必要な知識、技能、姿勢を育むことを趣旨にキャリア教育を体系的に実施している。「日本語を正しく読み書きする能力を鍛える」「ICT（情報通信技術）の基礎技能を身に付ける」「人生観、職業観を養成する」「科学的発想力とその表現力の基礎を身に付ける」などを目的として、全 16 科目を開講している。

<学部共通科目>

主に科学系の高大接続科目となる「科学リテラシー」や各学部で科学系科目を学ぶために必要な数学、統計、健康、倫理などの系統の科目を開講し、学部ごとに選択・必修を定めている。

教養分野全体の点検は教務委員会が担当し、その下部組織として教養科目の分野ごとの部会を置き綿密な検討を可能にしている。

【3-2-④ エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-12】 福井工業大学 基盤教育機構運営会議内規

【資料 3-2-13】 教養教育 4 つの系（シラバス抜粋）

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学が実施する特色ある授業科目、授業形態、及びユニークな授業方法等は以下である。

1) SPEC

教養分野科目の英語（外国語系）に関しては、外国人講師による会話中心の授業を平成 25(2013)年度から継続して行っている。この英語教育プログラム SPEC では、在学中に英語科目 20 単位以上の修得を義務付けているため、工科系の大学でありながら 1 年次～4 年次まで英語科目を履修するカリキュラムとなっている。

2) 習熟度別クラス編成

教養分野科目の英語（外国語系）と数学（学部共通科目）に関しては、入学時に実施する英語と数学のプレイスメントテストの結果に基づいて習熟度別クラスを編成し、各クラスのレベルに応じた授業を行っている。数学系科目の「基礎数学 A・B」「微分積分学 I・II・III」「微分方程式」「線形代数学」に関しては、習熟度別に分けられた初級・中級・上級コースの科目からスタートし、その単位を修得すれば上位レベルの科目に進めるステップアップ方式の履修方法を採用している。

3) 地域共生学

キャリア形成系の一科目として「地域共生学」を開講している。学生が地域に目を向け、地域への意識・関心を高めるように、地域の第一線で活躍している学外客員講師から地域に関連した政治・経済・産業・文化について、あるいは社会人・職業人としてのモラルや心構えについて講義が行われる。招聘した講師には福井工業大学客員教授の称号を授与している。

4) 産学連携講座

産業界、行政機関、企業、各種団体等から招聘した講師が、最先端の情報や経験、技術、知見について講義をする産学連携講座（寄附講座）を開講している。

5) PBL

平成 27(2015)年度からアクティブラーニングとして PBL を取入れた授業を全学的に実施している。学科の枠を越えて PBL 型授業を行うために学部共通科目とし、2 年次後期から 4 年次前期（2 年次後期は必修とし、3 年次前期から 4 年次前期は選択）まで連続性をもたせて開講している。この授業で、学生は地域課題解決型と一般課題解決型の 2 種類の課題から選択することができ、特に地域課題解決型 PBL 授業の場合には、座学だけでな

く、地域の現状・課題を把握するための現地調査等を行うフィールドワークによって課題解決の方法を模索する内容が含まれている。また、同授業の一部は、平成 29(2017)年度から平成 31(2019)年度まで COC+事業（文部科学省 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業）の支援により実施した。

教授法の改善を担う組織として FD・SD 推進委員会を設置している。FD・SD 推進委員会は、教務委員会及び学務課と連携して改善を進めており、その事例として教育の ICT 化を推進するため、平成 30(2018)年度、LMS(Learning management system)「manaba」を導入した。「manaba」の導入により教材の提供、レポートの提出、小テストの実施、掲示板を通しての教員への質問等が随時可能になるなど教授方法の改善に寄与している。

【3-2-⑤ エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-16】 学生便覧 P55.56 (SPEC)

【資料 3-2-17】 プレイメントテストで分けられる科目のシラバス

【資料 3-2-18】 福井工業大学要覧 P32 (地域共生学)

【資料 3-2-19】 地域共生学の客員教授授与一覧

【資料 3-2-20】 産学連携講座一覧

【資料 3-2-21】 PBL 実施計画、報告書 (COC+事業)

【資料 3-2-22】 FD・SD 推進委員会規程

【資料 3-2-23】 LMS(manaba)教職員説明会案内資料

【資料 3-2-24】 manaba 画面

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに関して、学生に対して一層の理解促進を図るため、各種の機会を通して説明していく。

成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和したことによる効果等を、学生の声を聞くなどして検証していく。

副専攻制度については、時間割の関係上、活用できる学生に限られることから、多くの学生に選択してもらえるよう取組んでいく。

本格的な利用が始まった「manaba」については、教職員向けの定期的な講習会の開催、キャリア形成支援の投入、資格取得関連コンテンツの充実を図り、学生の利用率を向上させる。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

シラバスには各科目の学修到達目標を明示している。学修到達目標はディプロマ・ポリシーを踏まえ設定されており、授業を通して学生が身につけるべき知識や能力などを明確に記載している。また、各科目のシラバスにはディプロマ・ポリシーに定める5つの項目のうちいくつかの項目が明記されており、当該科目がどの項目の修得に関連しているかがわかるようになっている。

このように、各科目において身につけるべき知識や能力などを明示したうえで、教員は学生の達成状況をもとに学修成果を点検・評価し、秀・優・良・可・不可の5段階で成績評価をしている。最終的には学生個人の単位取得状況及びディプロマ・ポリシーに基づいて、学生の学修成果を点検・評価している。

学修成果の点検・評価には、成績評価だけでなくアンケートをはじめとした各種の手法も活用している。主なものは以下である。

1) 卒業生アンケート

卒業時の本学の教育内容に対する満足度等を調査する「福井工業大学 卒業生アンケート調査」を平成25(2013)年度から毎年実施している。アンケート結果は学部長会議で報告するとともに、学内ポータルサイトに掲載して大学教職員に周知し、学科毎の学修指導及び事務局各部署における業務改善に活用している。また、令和元(2019)年度からはホームページにて公表している。

2) 就職状況の調査・アンケート

令和元(2019)年度より、卒業生の採用企業に対して在職状況調査及びアンケートを実施している。ディプロマ・ポリシーに関連した能力・知識等について企業がどのように評価しているか調査しており、結果は就職指導部会を通して、各学科の教員に報告される。

3) 資格取得状況

資格取得は大学で修得した知識・能力等が社会で通用することを自覚する一つの証であることから、資格の取得状況を調査している。特定の資格に対しては、奨励金を付与することにより資格取得に対する意欲を喚起している。

4) GPA

GPAについては学修成果の指標として位置づけており、成績優秀者を対象とした1年間の受講登録単位数の52単位までの引き上げや、初年次に1.5を下回った場合の個別指導の実施など、履修指導あるいは学修指導に活用している。

5) 授業改善のためのアンケート

FD・SD推進委員会は、実験、実習、オムニバス形式授業など複数教員による担当科目やPBL科目、大学院科目を除く全ての科目について、学生による「授業改善のためのアンケート」を毎学期実施している。授業内容に関する興味、理解度、授業レベル等につい

て学生の意見を聞き、教育内容及び教育方法の改善に繋げるようにしている。

6) 卒業研究の評価

4年間の学びの集大成ともいふべき卒業研究については、ディプロマ・ポリシーを反映させた7つの評価項目からなるルーブリックを用いて卒業研究の指導を担当する各教員が合否を判定している。各教員の評価結果については学科の全教員が情報を共有し、卒業する学生がディプロマ・ポリシーに掲げた資質及び能力を修得していることを確認している。

【3-3-① エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 福井工業大学ホームページ (ディプロマ・ポリシー)

【資料 3-3-2】 平成 30 年度 卒業生アンケート

【資料 3-3-3】 令和元年度 在職状況調査及びアンケート調査

【資料 3-3-4】 令和元年度 資格取得状況調査

【資料 3-3-4】 学生便覧 (大学) p.32~33 【資料 F-5-1】 と同一

【資料 3-3-5】 授業改善のためのアンケート

【資料 3-3-6】 卒業研究ルーブリック (参考) 【資料 3-1-11】 と同一

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

上述した通り、様々な方法により学修成果を測定している。それらの結果は、以下の方法により教育内容・方法の改善に繋げている。

1) 授業自己評価シートの作成

授業改善のためのアンケートの結果は FD・SD 推進委員会にて集約され、集計結果には全ての設問について評価の平均値が記載されており、その結果を各教員に配付している。

授業担当教員はそれを基に授業の改善活動を自主的に行ってきたが、FD・SD 推進委員会では令和元(2019)年度より全ての専任教員に対して自己点検・改善のための「授業自己評価シート」の提出を求めることとした。

2) 卒業生へのアンケートの活用

卒業生アンケートの結果は大学運営協議会で報告されるとともに、大学内限定サイトである学内ポータルサイトに掲載して大学教職員に周知している。本学の学びに対する満足度をはじめとした各種項目が設定されており、学科ごとの教育指導、事務局各課における業務改善に活用している。

3) 就職指導の改善

就職状況の調査・アンケートに加え、合同企業説明会、来学企業との面談など様々な機会を利用して、卒業生に対する評価を取得している。それらの結果は、キャリア教育の改善のために利用している。

【3-3-② エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-6】 授業自己評価シート

【資料 3-3-7】 福井工業大学ホームページ(学生による授業改善委員会 開催報告)

【資料 3-3-8】 FD・SD 推進委員会議事録(学生による授業改善委員会 検討)

【資料 3-3-9】 学部長会議議事録 (卒業生アンケート報告)

(2) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

次年度の卒業生アンケートより学修成果の可視化に関する設問を充実させる。学生の主観的な評価として、ディプロマ・ポリシーに定められた資質・能力が身に付いたという実感がどの程度あるのかがわかるような設問を追加する。

修得単位や GPA だけでは把握することが難しい学生の創造的思考力、問題解決能力の成長の経年を学生に自覚させるために、学外のアセスメントテストである「GPS アカデミック」を令和元(2019)年度に実施した。今後 1 年生と学年進級後の 3 年生に実施することで、本学の学びによる成長の経年変化を把握し、教育の改善に活かしていく。

各科目のシラバスに記載されるディプロマ・ポリシーは「特に重要」「重要」「望ましい」に分類している。分類ごとに点数化を行い、卒業生が 5 項目全てのディプロマ・ポリシーを 60%以上満たしているか検証できる学修成果の可視化の仕組みを構築する。その結果を各学科に通知することで、現在のカリキュラムの改善点を明らかにしていく。

[基準 3 の自己評価]

建学の精神、使命・目的及び教育方針を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、学位取得に必要な資質・能力を身につけた学生に学位を授与している。単位認定及び卒業認定基準は学生に明示したうえで厳正に運用している。各学部学科においては、ディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを設定し、体系的な教育課程を編成している。各科目のシラバスには、学修到達目標及びディプロマ・ポリシーを明示して学生に周知するとともに、試験による成績評価が難しい科目についてはルーブリックを導入して評価を行っている。シラバスの学修到達目標には、知識や能力など講義を通して学生が何を身につけるべきかが明確に伝わるように記載している。また、ナンバリングや履修の流れ・履修モデルを明示し、教育課程全体の体系性や科目間の関連について周知している。

「授業改善のためのアンケート」を学期ごとに継続して実施しており、アンケート結果を科目担当者にフィードバックすることで、次年度以降の授業改善に活用している。修得単位や GPA だけでは把握することが難しい学生の創造的思考力、問題解決能力の判定と学びによる成長の経年変化については、既に外部のシステム (GPS アカデミック) を導入しており、今後 1 年次と 3 年次に実施することで、本学の学びによる成長の経年変化を把握することが可能である。

以上のことから基準 3 を満たしていると判断する。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定の組織として、学長が招集する最高意思決定機関である「大学運営協議会」（以下「運営協議会」という。）と学長の諮問機関である「教授会」並びに「工学研究科委員会」を学則第 39 条、大学院学則第 33 条に基づき設置し、大学運営に当たっている。それぞれ「大学運営協議会規程」「教授会規程」及び「工学研究科委員会規程」により審議事項等、その権限と責任を明確に定めている。

運営協議会は、教職協働体制のもと、大学の意思決定が迅速かつ適正に行われると同時に、教職員全体に伝達される組織を企図した運営組織の改組により平成 25(2013)年度に設置された。運営協議会は原則毎週火曜日に開催している。学長を議長とし、副学長、学長補佐(2 人)、学務部長、事務局長、事務局次長の計 7 人から構成され、大学全体に関わる事項について審議している。ここで決定された事項の一部は理事会に上程される。大学の意思決定が全教職員に迅速に伝わるように、所管する庶務課が作成した運営協議会の議事録を学内専用ホームページ上に開示し、教職員が常に閲覧できるようにしている。

また、教授会並びに工学研究科委員会において、学長は「大学運営協議会から付議された事項」「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」「学位授与に関する事項」「学生の賞罰に関する事項」「教育研究に関する重要な事項」について意見を聴き、最終的な意思決定をくだしている。

以上より、大学の意思決定と本学の使命・目的を達成するための教学マネジメント体制が整備されており、学長がリーダーシップを発揮できる体制が整っている。

【4-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 2019 年度大学運営組織図 ※P15（評価の視点：1-2-⑤（図 1-2-2））

【資料 4-1-2】 福井工業大学学則 【資料 F-3-1】 と同一

【資料 4-1-3】 福井工業大学大学院学則 【資料 F-3-2】 と同一

【資料 4-1-4】 福井工業大学 大学運営協議会規程

【資料 4-1-5】 福井工業大学 教授会規程

【資料 4-1-6】 福井工業大学 工学研究科委員会規程

【資料 4-1-7】 委員会等議事録ダウンロードページ

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命・目的を達成するため、副学長、学長補佐、学務部長、センター長が各部門を担当し、学長を補佐している。

副学長については「学校法人金井学園 管理規則」第 11 条に「副学長は、学長を補佐し、

学長の命を受けて校務を掌る。学長事故あるときはその職務を代理し、学長欠けたときはその職務を代行する。」と規定されている。

副学長は、運営企画、入学（入試）、国際化推進関連などを担当し、学長補佐（2人）は、自己評価・質保証、学生生活、社会連携、特許、AI&IoT等各センター関連を分担し、学務部長は主として教務関係を担当し、各々が委員会や部会を統括している。それぞれの部門で生じた問題や提言は運営協議会で情報共有され、問題解決や大学改革に資する新たな取り組みが実施し易い体制が構築されている。また、各委員会・部会で議論・協議された内容は議事録としてまとめられ、学内専用ホームページにて公表されることで、教職員全体に情報共有されている。

学部長は、学長の命を受け、当該学部の教学と管理運営に責任を負っており、学部の専属事項を所管している。学科主任は、学部長を補佐し、各学科の専属事項を所管する。

教授会は、教授、准教授、講師及び助教で構成され、学長が議長となって「教授会規程」に定められた事項に関し協議している。教授会には、教員に加えて事務局長、事務局次長、事務局の各課長も出席し、各課の連絡会等を通じて全職員にその内容が周知されている。

また、運営協議会において決定された事項の各学部・学科での具体的な実施、全学的な教育研究、社会貢献、国際交流等に関する事項を協議するために学長の諮問機関として「学部長会議」が設置されている。会議は学長、副学長、学長補佐、学務部長、図書館長、学部長、基盤教育機構長、各学科主任と事務局長、事務局次長で構成され、原則として毎月第2水曜日に開催されている。

【4-1-② エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-8】 学校法人金井学園 管理規則

【資料 4-1-9】 福井工業大学 学部長会議内規

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務組織の編成は「学校法人金井学園 管理規則」により管理組織及び職員その他の所轄職務等を定め「学校法人金井学園 事務分掌規程」により各組織の所管業務の範囲と権限を定めている。職員は、学校法人全体のバランスの中で、これらの規程に基づく各組織の事務分掌に配慮しつつ配置され、適切に業務を執行している。

また、学長が招集する最高意思決定機関である運営協議会において、教学側の構成員とともに事務局長、事務局次長が構成員として大学全体に関わる事項について審議している。運営協議会の下に設置された各委員会では、委員長、副委員長をそれぞれ教員または職員が担うことを基本とし、委員として職員が参画する体制が構築されるなど、教職協働による教学マネジメントが機能している。

【4-1-③ エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-10】 学校法人金井学園 事務分掌規程

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定機関である運営協議会と教授会、学部長会議を通じた学長による教学ガ

バランス体制は十分に機能している。また、学長のリーダーシップのもと、大学の意思決定と使命・目的達成のための教学マネジメント体制も整っている。令和元(2019)年度は、学長を支える副学長、学長補佐、学務部長の担当部門の責任をより明確化するため、委員会・部会の統廃合等、大学運営組織体制の見直しを行ったが、今後も必要に応じ、委員会運営の改善に向けた検討を行っていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

各学部・学科の教育目的、専門課程に即した教育を行うために専任教員を配置し、各学科と基盤教育機構に配置されている。平成 25(2013)年より「話すチカラ重視」の英語教育プログラム SPEC を実施し、英語教育を充実・強化しており、基盤教育機構に日本人教員 1 人、ネイティブ英語教員 10 人を配置している。大学設置基準で定められた専任教員数は 89 人（その半数が教授）であり、同基準に定められた教員数を満たしており、適切に配置している。

また、大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員数は大学院設置基準で定められた教員数を満たしており、これら資格を持つ教員が教育研究指導等に当たっている。

専任教員の採用・昇任、教員評価については、以下に記す。

1) 専任教員の採用・昇任について

専任教員の採用・昇任に当たっては、建学の精神及び使命・目的の達成に寄与する熱意と能力を備えた専任教員を任用することが、教員人事における基本的な方針である。この基本方針は「学校法人 金井学園職員任用・任命規程」に明記されており、この規程に則り、教育・研究業績や教育に対する能力と熱意などを総合的に判断し、適任であると認めた場合に専任教員の採用及び昇任を行っている。

専任教員の採用については、推薦によるものと公募によるものがあり、それぞれ以下に述べる手順に従って行われている。

①推薦による採用

- ・学科主任から学長への要望及び推薦
- ・被推薦者の福井工業大学人事委員会委員との面談
- ・学長は福井工業大学人事委員会の審議結果を教授のみで構成される教授会（「正教授会」と呼称）へ報告

②公募による採用

- ・学科主任から学長への要望
- ・「福井工業大学専任教員の採用に関する公募要領」に基づき、公募の公示を本学ホームページ及び研究者人材データベース「JREC-IN Portal」（国立研究開発法人 科学技術振興機構）のホームページ等に求人公募情報を掲載
- ・応募者に対して「福井工業大学教員選考委員会規程」及び「同細則」に基づいて「教員選考委員会」を開催
- ・「教員選考委員会」は、書類審査形式で応募者の評価選考を実施し、選考結果を福井工業大学人事委員会に答申・応募者と福井工業大学人事委員会委員との面談
- ・学長は福井工業大学人事委員会の審議結果を正教授会に報告
専任教員の昇任は、次の手順によって行われている。
- ・「学校法人金井学園職員任用・任命規程」に基づき、福井工業大学人事委員会にて適格か否かを協議
- ・福井工業大学人事委員会の審議結果を正教授会に提出し、報告
以上のように、専任教員の採用・昇任については、必要に応じて各学科の責任者である学科主任の意見を取入れながら、規程に則って適切に行われている。

2) 教員評価について

本学では一部教員への職務の集中を解消し、教員の職務負担の適正化を図るために、平成 14(2002)年 12 月に「職務調整検討委員会」が設置された。「職務調整検討委員会」では、教員の行っている職務内容を教育、研究、学生生活・指導、学生募集、入学試験、就職支援、社会貢献、学内委員、その他に分類・数値化し、これを「負担度」とした。各教員のデータを収集・集計して「負担度」を算出し、結果を各教員に通知するとともに、学科主任に学科教員の負担度一覧表を配付し、学科内での職務負担度調整を依頼した。平成 18(2006)年度からは「職務調整委員会」と改称し、「負担度」に代わり、数値化の方法・基準を見直すと同時に職務への積極的な寄与を表す「貢献度」に改めて、教育、研究、学内委員の項目に独自の点数を決め教員活動の評価を行ってきた。

平成 25(2013)年度からは、従前の「職務調整委員会」を「教員評価・職務調整委員会」、平成 27(2015)年度からは「教員評価委員会」と改称し、厳正な教員評価を実施すべく毎年評価区分、評価方法等を検討し、教員の評価を行ってきた。現在行っている教員評価においては、大学運営、学生生活、学生募集・入試、社会貢献に関する貢献度の評価とともに、学科主任による評価、授業評価アンケート結果、外部資金獲得状況等を加えて総合的な教員の評価を行い、その結果を賞与に反映している。

【4-2-① エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-2-1】 学校法人金井学園 職員任用・任命規程
- 【資料 4-2-2】 福井工業大学 専任教員の採用に関する公募要領
- 【資料 4-2-3】 福井工業大学 教員選考委員会規程
- 【資料 4-2-4】 福井工業大学 教員選考委員会細則
- 【資料 4-2-5】 福井工業大学 人事委員会規程
- 【資料 4-2-6】 教員評価の依頼文、フォーマット

【資料 4-2-7】 学部長会議議事録（教員評価について）

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容等の工夫・開発については、教務委員会で協議される。前述したように、学務部長、各学科及び基盤教育機構の教員、学務課長及び課長代理で構成されているため、これらについて協議できる体制が整っている。

FD 活動は FD・SD 推進委員会を中心に行われ、委員会では教授法の改善について協議している。授業改善のためのアンケート、授業公開・見学の企画、オフィスアワーの設定等、FD に係る各種活動を行っている。

1) 教職員説明会及び教職員研修会の開催

毎年度当初に FD・SD 推進委員会が主催する「教職員説明会」において、学長が年度の方針、年次計画等を示している。また、教職協働の観点から、本学における課題の周知徹底を図るべく「教職員研修会」を適宜実施している。

専任教員の他、多くの職員が参加していることから、これらの研修会は、FD 活動のみならず、SD 活動にも寄与している。研修会終了後には、参加した教職員からの感想や意見をアンケートとして収集し、研修会全体の反省と改善を行っている。また、法人本部経営企画課との共催による学園全体での教職員研修会も実施している。

2) 授業公開・見学と懇談会の開催

平成 19(2002)年より学内の授業公開を実施している。各学科で少なくとも 1 人の教員が授業を公開し、各学科から 1 人以上の見学者の出席が義務化されている。授業の終了後には、授業担当者と見学者が懇談し、その結果を報告書としてまとめ学内サイトに掲示することで、全教員が授業改善の参考とすることができるようにしている。

3) 授業改善のためのアンケートの実施

前述した通り「授業改善のためのアンケート」を実施している。アンケート結果については、教員にフィードバックし、授業改善につなげている。また、学生に対しても結果を公表している。その結果を受けて、教員は授業内容を点検するための「授業自己評価シート」を作成している。

4) FD コミュニケーションズ(FD.Comm)の発行

教職員間の FD に関する情報共有と自由な意見交換を主な目的として、「FD コミュニケーションズ(FD.Comm)」を毎年複数回(年 2 回程度)発行している。FD.Comm は教育・研究活動全般についての教職員間の情報交換の場として役立っている。

5) 学生による授業改善委員会の設置

令和元(2019)年度から、FD・SD 推進委員会の下に、学生が主体となる「学生による授業改善委員会」が設置され、学生の視点を生かした授業改善の取り組みが始まった。委員会は各学期末に開催され、学生から示された意見・要望が FD・SD 推進委員会に報告される。

【4-2-② エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-8】 福井工業大学 FD・SD 推進委員会規程

【資料 4-2-9】 教員ハンドブック

【資料 4-2-10】 2019 年度 教職員説明会開催案内

【資料 4-2-11】 平成 31 年度 FD・SD 推進委員会 活動計画書

【資料 4-2-12】 授業改善のためのアンケート実施のお願い

【資料 4-2-13】 授業自己評価シート

【資料 4-2-14】 2019 年度「全学的授業公開」について

【資料 4-2-15】 授業公開の報告書

【資料 4-2-16】 FD コミュニケーションズ(FD.Comm)

【資料 4-2-17】 学生による授業改善検討委員会

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

FD・SD 推進委員会は、シラバスに記載されたアクティブラーニングの実施状況を授業見学や授業自己評価シート等を通して確認するとともに、ICT などを活用したより教育効果の高いアクティブラーニングの手法・形態について授業担当教員に導入を提案していく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

第 3 次中期計画では、教職員一人ひとりが自らの能力を活かす人材づくりを掲げた。本方針の実現のために、平成 30(2018)年度は、まず一人ひとりの意識改革と互いの理解を深めることを目的とし、法人本部経営企画課が主体となり様々な研修の機会を提供した。

1) 外部講師による SD 研修の実施

高等教育の動向と今後の方向性について、目標達成に向けた環境や言葉かけについての講演会、対象を限定したモチベーション研修、意識改革、ハラスメント研修などの各種研修を行った。

2) 英語力向上のための研修の実施

教職員の英語力向上に向けた環境整備として「外国語教員による学内英語学習講座」を習熟度別に複数回実施している。また、一部学内放送や教職員向けの掲示やメール配信文書、通知の英語化推進による日常的な英語活用のための風土づくりを推進している。

3) 資格等取得奨励制度

幅広い業務に対応できる能力が求められることから、自己啓発支援及び業務スキルの伸長を目的として平成 29(2017)年度より資格等取得奨励制度を導入している。

4) 部門間をまたぐ教職員の業務理解の機会の提供

大学、附属高校、附属中学校、法人本部の相互理解やコミュニケーション向上を図るため、平成 29(2017)年度から職員会議の後に SD 研修を実施し各部門・各部署から私立大学・学校法人を取り巻く法令改正、施策の施行に伴う各部署の取組について発表・質疑応答する機会を設けている。発表者のプレゼンテーション能力の向上、部門間の相互理解に繋がっている。

上記の取組みに加えて成長する組織・職場活性化について話し合い、組織における課題解決や相互理解、職員自身の意識改革のきっかけとなる以下の機会を設けた。

5) FD・SD 推進委員会との共同研修の開催

FD・SD 推進委員会との共同開催にて、初年次教育改革に向けた問題意識の共有と組織力の強化を目的とし講演会を実施した。

6) ボトムアップ方式による中期計画の立案

令和元(2019)年度からの 5 か年に渡る第 3 次中期計画の立案においては、経営陣からのトップダウン方式ではなく、若手教職員によって構成された策定委員会によって立案され、多くの教職員が関わっている。大学運営について考える機会の創出と計画への関心を深め、教職員の大学運営への意識向上に努めている。

【4-3-① エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】平成 30～31 年度実施の SD 研修一覧

【資料 4-3-2】SD 研修計画書

【資料 4-3-3】英語講座の実施案内・報告（ホームページ掲載など）

【資料 4-3-4】資格取得の講座案内メール

【資料 4-3-5】ファミリーダイアログ(案内、実施報告、計画)

【資料 4-3-6】FD・SD 推進委員会との共同開催研修の案内

【資料 4-3-7】第 3 次中期計画策定委員会の構成員一覧

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

第 3 次中期計画の策定においては多くの教職員が携わったため、大学の方針や事業展開についての共通認識が深まった。個人の能力向上だけでなく、教員と職員、また学科間の相互理解をより深め、第 3 次中期計画の実現に資する研修を実施する。また、法人及び大学が教職員に求める人材像を定め、体系的な研修体制を構築する。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境のハード面での整備・維持については、「学校法人金井学園 施設設備管理規程」に基づき法人本部管財課が担当している。直近では平成 27(2015)年の 3 学部体制改組時に、新たに再編された学部使用の施設について学科教員の意向をくみ取り適切に研究環境及び実験実習環境の整備、備品等の調達を行った。また、各施設にその施設や設備に精通した教員を管理責任者として委嘱し、日常の研究環境の維持管理に当たっている。

教員が教育研究活動に必要とする物品、装置の購入・管理については「学校法人金井学園 固定資産及び物品調達規程」「学校法人金井学園 固定資産及び物品管理規程」に基づき厳正に実施している。納品時に備品登録を行い、年に一回、備品検査を実施し、備品管理簿に基づく現物を教員・職員がともに確認し不正使用及び転売等を未然に防止している。

また、公的研究費を利用した物品購入や出張、謝金等の手続きを定め、それを「公的研究費ハンドブック」にまとめて各教員に配布している。例えば、物品を購入する場合「物品購入フローチャート(P7)」に基づいて処理するよう定めている。

本学では、地域連携研究推進センター運営委員会を設けて、学内研究の活性化や外部研究費獲得に関する議論と活動が行われている。

具体的には、企業や自治体との共同研究の推進、公的研究費獲得、学内研究費の適切な使用方法、学内での研究環境の整備など、全学的な研究の施策や方針を策定している。その施策や方針は、全教員に伝達され実行される仕組みとなっている。

平成 30(2018)年 7 月に大阪大学工学部及び大学院工学研究科との間における教育研究交流に関する協定を締結し、学部生、大学院生の受入れを行い、授業科目の単位互換、大学院生が実験設備等を利用しながら研究指導を受けることができる等、研究環境整備においても両大学の教育研究交流を進めている。また、平成 31(2019)年 2 月には大阪大学レーザー科学研究所との間で「レーザー科学における教育・研究交流に関する協定」を締結した。

平成 31(2019)年 4 月には AI と IoT を活用した研究活動を通じて、地域のサポート、人材の育成、産官学連携の活性化等を目的とした「AI & IoT センター」を設立し、運営を開始した。

【4-4-① エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 学校法人金井学園 施設設備管理規程

【資料 4-4-2】 学校法人金井学園 固定資産及び物品調達規程

【資料 4-4-3】 学校法人金井学園 固定資産及び物品管理規程

【資料 4-4-4】 公的研究費ハンドブック

- 【資料 4-4-5】 福井工業大学 地域連携研究推進センター運営規程
- 【資料 4-4-6】 福井工業大学 地域連携研究推進センター運営委員会規程
- 【資料 4-4-7】 福井工業大学要覧 P7 (大阪大学との連携)
- 【資料 4-4-8】 福井工業大学 AI&IoT センター規程
- 【資料 4-4-9】 福井工業大学 アイソトープ研究所規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「教育・研究不正行為等対応委員会」を設置し、教職員の教育・研究活動における倫理観を高め、不正行為等の発生防止に努めている。この委員会では内外からの不正行為に関する通報（告発）があった場合の学内手続きや公的研究費の不正使用を未然に防ぐための管理体制を整備している。これは文部科学省制定の「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき整備されている。

公的研究費の不正使用や研究活動における不正行為の防止策として、学内教員向けの「研究コンプライアンス研修会」を年 1 回開催しており教員と博士後期課程の学生に受講を義務付けている。研修会に参加できない場合は研修会を収録した DVD を視聴することをもって受講に替えている。平成 30（2018）年度からは外部講師を招いて研修会を開催している。研修会後に理解度確認テストをおこない、コンプライアンスの意識向上に取り組んでいる。

また、本学教員の公的研究費の使用に関する規範や事務手続きについてまとめた「公的研究費ハンドブック」を作成し、教職員向けに学内ダウンロードページにて公開している。

研究活動の国際化に対応するため、平成 30（2018）年に安全保障輸出管理規程を策定し、安全保障輸出管理の体制が整備され運用が開始された。同年 10 月には教員を対象とした安全保障輸出管理に関する説明会を実施した。安全保障輸出管理の日常的な業務は社会連携推進課が担当している。また、輸出管理委員会を年 1 回開催しており、この中で法令の改正、管理状況の報告等の情報共有や管理体制の見直し等をおこなっている。

【4-4-② エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-10】 福井工業大学 教員の教育・研究活動における倫理的な基本方針
- 【資料 4-4-11】 教員向け「研究活動におけるコンプライアンス教育」資料
- 【資料 4-4-12】 福井工業大学 公的研究費等管理・監査規程
- 【資料 4-4-13】 福井工業大学 研究・不正防止対応委員会規程
- 【資料 4-4-14】 福井工業大学 人を対象とする研究倫理指針
- 【資料 4-4-15】 福井工業大学 人を対象とする研究倫理審査委員会規程
- 【資料 4-4-16】 外部講師の講習の案内（コンプライアンス教育研修）
- 【資料 4-4-17】 福井工業大学 安全保障輸出管理規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

学内における研究の競争的資金として、「学内特別研究費」（以下「特研」という）と「若手研究者育成研究費」（以下「若手研」という）がある。特研は、(1)製品の商品化やその

ための技術開発、(2)企業との共同研究創出、(3)地域（自治体や地元住民）との連携事業創出を目的とし、若手研は本学の将来を担う若手研究者の育成を目的としてそれぞれ設けられている。

特研の申請対象者は、本学の全教員とし、グループでの申請を原則とするが、個人申請も可能となっている。若手教員（准教授以下）にはベテラン教員とのグループ申請を推奨し、若手研究者の育成にも努めている。また、研究課題は、地域の課題を解決するために本学が設定した重点研究課題に沿った課題を主に募集している。重点研究課題は下記のとおりである。

- ①次世代農業への展開を目指した技術開発
- ②地方都市活性化のための市民との協働事業
- ③健康で安全な生活を営むためのロボット開発
- ④未来を大きく変える技術開発
- ⑤ブランディング事業への展開を目指した技術開発

特研の種別は「実用可能性調査（F/S）」（研究期間：1年間）とF/Sで成果が認められたら申請できる「応用・実用化研究」（研究期間：最長3年間）の2種類を設けており、最大で4年間継続して研究できる仕組みとしている。そのため、その研究を中長期的に進めることができ、研究成果が期待できる制度を確立している。毎年度末に地域連携研究推進センター運営委員会の委員を審査員とする「報告会を兼ねた審査会」を開催し、継続の可否について審査を実施している。

若手研の申請対象者は50歳以下の専任教員としている。申請は個人のみとし、研究課題は自由としているが、研究成果を将来的に査読付き論文として投稿することを課しているため、個人研究の推進とともに業績をあげることに繋がっている。また、研究申請書は、科学研究費補助金（以下「科研費」という）の申請書の様式に準拠しており、大学運営協議会の下に設置された若手研究者育成研究費審査委員会で審査を行う際、審査員は採択の可否に関わらず内容の添削を行い、将来、外部研究費を申請する際の参考になるようにしている。

科研費及びその他外部の競争的研究資金の獲得については、地域連携研究推進センター運営委員会を中心に導入の拡大に向けた努力を重ねている。また、地域連携研究推進センター及び社会連携推進課を設置し、企業や各団体からの共同研究、受託研究及び奨学寄付金などの外部研究費の受入れを推進している。

科研費については学内教員向けの科研費公募要領等説明会を毎年9月に開催している。平成30（2018）年度からは、この説明会に併せて外部講師による「科学研修費申請講演会」を開催し、研究計画調書作成についての講習会を実施している。またベテラン教員が研究計画調書をレビューしアドバイスをおこなう「アドバイザー制度」や、前年度採択された研究課題の研究計画調書を自由に閲覧できる「計画調書閲覧制度」を設けている。さらに、令和元（2019）年度からの新しい試みとして「科学研究費を目指した研究支援」を実施している。これは「前年度科研費申請したものの不採択であった者のうち審査結果がAである者」又は「審査結果がBである者のうち所属学会活動における活動が活発である者」から9名を上限として選抜し、研究計画調書の添削を実施するものである。添削は業務委託

した外部機関に依頼している。令和元（2019）年度の支援対象となった9名のうち〇名が採択されている。支援終了後のアンケートでは、回答のあった7名中6名が「レビュー内容に満足している」との回答を得ている。

その他、特研や若手研などの学内の研究資金の制度での科研費採択率の底上げを目指す仕組み作りや、地域連携研究推進センター及び社会連携推進課から全教員に対して、様々な競争的研究資金の公募内容をまとめてメールと掲示での情報発信を継続しているなど、外部からの研究資金獲得への様々な取組みを実施している。企業や他研究機関との共同研究や受託研究の実施についても、各種マッチングイベント、「北陸技術交流テクノフェア」等の地域での産業フェアへの出展、自治体や商工会議所等との協議などを通じて、外部からの研究費の受入れに努めている。

また、本学教員の研究内容、研究業績、経歴を記した教育研究業績情報を公開している。さらに教員紹介冊子を毎年作成して、地元企業、自治体に配布するとともに、各種展示会への参加を通して外部研究費の受入れに向けて本学教員の研究活動をPRしている。

科研費及びその他の競争的研究資金への申請件数はここ数年30件前後で推移しており、科研費採択率は平成29(2017)年度8.6%、平成30（2018）年度15.9%、令和元（2019）年度18.4%である。これは継続的に行っている学内での情報発信や展示会等での研究活動の発信等による成果と考えている。

【4-4-③ エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-18】 福井工業大学 学内特別研究費規程

【資料 4-4-19】 福井工業大学 共同研究取扱規程

【資料 4-4-20】 福井工業大学 発明規程

【資料 4-4-21】 学内特別研究費 要領

【資料 4-4-22】 若手研究者育成研究費 要領

【資料 4-4-23】 科研費申請にかかるアドバイザー制度について

【資料 4-4-24】 計画書閲覧制度について

【資料 4-4-25】 平成 31 年度 科学研究費助成事業公募説明会の実施について（外部講師を招いた科学研究費申請講演会実施案内）

【資料 4-4-26】 教員紹介冊子

【資料 4-4-27】 「報告会を兼ねた審査会」の案内

【資料 4-4-28】 研究と研究費の一覧（特研、若研、科研費、その他外部資金など）

【資料 4-4-29】 福井工業大学ホームページ（教員業績データベース）

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学における研究施設・設備は適切に整備されており、今後、さらに有効活用するために遊休設備の洗い出しを行い、教員の研究とマッチングする体制を構築する。

公的研究費等を利用した物品購入においては、物品購入フローチャートに基づいて処理がされているが、今後も厳正な運用、効率等を考慮して購入プロセスの改善を行っていく。

研究業績に関しては、学内研究の競争的資金である特研、若手研を継続的に行い、若手教員の研究業績を上げることをサポートしていく。また、多忙な教員が増加していること

から研究時間を確保するための方策について検討する。

【基準 4 の自己評価】

大学の意思決定については、学長が招集する運営協議会が最高意思決定機関として機能し、学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。副学長を置き、最も重要な校務を学長の命を受けて、学長を補佐している。運営協議会及び各委員会に職員が参画する体制を構築しており、教職協働による教学マネジメントが機能している。

各学部・学科の教育目的、専門課程に即した教育を行うために必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用、昇任についても、規程に則り適任であると認めた場合に行っている。

FD 活動については、FD・SD 推進委員会が中心となり教員の職能開発のための様々な活動を組織的に実施している。また、教職員の資質・能力向上のために、法人本部経営企画課が主体となり SD 研修を計画的に行っている。

研究施設及び実験実習環境の整備、備品等の調達を適切に行っており、その施設や設備に精通した教職員を管理責任者として委嘱して維持管理に当たっている。

研究不正行為防止策の一環として、学内教員向けの「研究活動におけるコンプライアンス教育」を開催しており、不正防止に関する意識向上に取り組んでいる。また、「安全保障輸出管理規程」を策定し、安全保障輸出管理の体制整備と運用が実施されている。

科研費及びその他外部の競争的研究資金の獲得に向けた努力を重ね、科研費については採択率が過去 3 か年上昇している。

以上のことから、基準 4 を満たしていると判断する。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

基準 1 にて述べた通り、学校法人は寄附行為にその目的として、建学の精神を具現化する人材を育成することである旨を定めている。私立学校としての自主性を保ちながら教育機関としての公共性を確保するための組織体制を整えとともに諸規程を定めて、高等教育機関として社会の要請に応えることができる規律正しい経営を行っている。

教育機関としての公共性に基づき、学校法人の基本情報、経営及び財務に関する情報、設置する各学校に関する基本情報等を本学ホームページによって広く社会に公開している。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 22(2010)年文部科省令第 15 号）に基

づく教育研究活動等の状況についての情報の公表については、本学ホームページに「教育情報の公表」のページを作成のうえリンクを設定し、一元的な情報の提供に努めている。

また、財務情報の公表については、学校法人のホームページにおいて「財務報告」のリンクを設定し、事業報告書及び決算関係書類を掲載している。在学生・利害関係者から財産目録や監査報告等の財務情報の閲覧請求があった場合、法人本部経営企画部経営企画課において対応できる体制を整えている。

【5-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人金井学園 寄附行為【資料 F-1】と同一

【資料 5-1-2】 学校法人金井学園 倫理綱領

【資料 5-1-3】 学校法人金井学園 財務書類閲覧規定

【資料 5-1-4】 学校法人金井学園 情報公開規程

【資料 5-1-5】 学校法人金井学園ホームページ（財務情報）

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

教育機関としての普遍性を持続しながらも、変動する社会情勢の中で教育内容を時代に即して進化させている。このような教育・研究活動を支えるための財務基盤の強化を目的として、平成 21(2009)年に 5 年間の中期経営計画「Action Plan 60」を作成した。平成 26(2014)年には「Action Plan 60」の検証を踏まえ、第 2 次中期経営計画（平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度）を策定し、平成 29(2017)年 12 月には第 3 次中期計画策定委員会を編成して令和元(2019)年度から第 3 次中期計画（令和元 31(2019)年度～令和 5(2023)年度）を始動させている。

第 3 次中期計画の遂行について、財務収支計画に基づいた行動目標及び予算編成を行っている。半期または通年の進捗検証を実施して、確実な計画の達成を目指している。

【5-1-② エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-6】 Action Plan 60（第 1 次中期経営計画）

【資料 5-1-7】 Action Plan 60 検証結果

【資料 5-1-8】 第 2 次中期経営計画

【資料 5-1-9】 第 2 次中期経営計画 検証結果

【資料 5-1-10】 平成 29 年度事業検証（通年評価シート、概要説明資料、行動目標の結果と要因）

【資料 5-1-11】 第 3 次中期計画

【資料 5-1-12】 第 3 次中期計画策定委員会の構成員一覧

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学校法人の寄附行為、就業規則等の諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、さらには労働関係法令等に則って適切に制定され、教職員はこれらの規程や法令を遵守している。また、近年、教育機関に対して厳しく求められているハラスメント、個人情報保護、障害を理由とする差別の解消推進については、社会の要請に応え得るよう規程等を適

宜改正し、法令や規範を遵守した運営を行っている。

酷暑や大雪など環境の変化が著しいが、独自に電力使用を制限するなど環境に配慮した運営を行っている。また例年クールビズ、ウォームビズを実施し、教職員の間では定着している。

危機管理については「学校法人金井学園 危機管理規則」「福井工業大学 危機管理委員会規程」に従って組織体制が整備されている。なお、これらの組織体は、災害等が発生した場合も、法人本部と各学校が連携して機能する体制として整備しており、特に施設関連の対応は法人本部管財課が実務を担当している。

安全面への配慮については、「学校法人金井学園 安全管理規程」に基づいて「安全管理実施細則」を設置校ごとに定め、学園内の安全管理が徹底される体制を整えている。平成29(2017)年度からは毎年、学生・教職員の協力のもと避難訓練を実施している。平成30年1月の大雪時には、安否確認メールを教職員に配信するなど緊急時における対応を行っている。

ハラスメント問題や個人情報保護といった人権への配慮については、適切に規程を改正し対応している。ハラスメント問題については、「学校法人金井学園 ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなども明確に定義し、教職員は、どのような行為がハラスメントに当たるかを認識している。判例を通しハラスメントへの理解を深める研修を行うなど、それら行為の防止に努めている。

【5-1-③ エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-13】 学校法人金井学園 職員就業規則

【資料 5-1-14】 学校法人金井学園 教員服務規程

【資料 5-1-15】 学校法人金井学園 公益通報に関する規程

【資料 5-1-16】 学校法人金井学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程

【資料 5-1-17】 学校法人金井学園 危機管理規則

【資料 5-1-18】 学校法人金井学園 危機管理委員会規程

【資料 5-1-19】 学校法人金井学園 安全管理規程

【資料 5-1-20】 福井工業大学 安全管理実施細則

【資料 5-1-21】 危機管理マニュアル（法人・大学）

【資料 5-1-22】 避難訓練記録

【資料 5-1-23】 学校法人金井学園 ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 5-1-24】 学校法人金井学園 個人情報保護規程

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

第3次中期計画については、計画内容の学内ポータルサイトへの掲載に加え、冊子を作成して全教職員に配布した。さらに、全教職員を対象としたキックオフ会を実施し、周知を図った。今後も中期計画に全教職員が一丸となって取組めるよう各種機会を設けていく。また、計画における行動目標ごとに共通フォームを作成することにより検証する仕組みを導入した。検証結果を活用できる仕組みを構築して、本学に相応しい中期計画のPDCA体

制を構築する。

近年、各地で発生する地震、日本国内における風水害、北陸地方における大雪など、いつ起こりうるか分からない災害に対し、食料品等の備蓄について検討が必要である。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人では寄附行為に基づき議決機関として理事会を設置している。理事会は毎年度 4 回定例的に開催される他、必要に応じて適宜招集のうえ開催される。

理事定数は 10 人で、寄附行為第 12 条における理事の選任条項は次の通りである。

- 1) 福井工業大学学長及び福井工業大学附属福井高等学校校長
- 2) 評議員のうちから理事会において選任した者 3 人
- 3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 5 人

現理事のうち 3 人が学外理事であり、税理士と弁護士、もう一人は元学校法人専務理事である。

理事会は、理事総数の過半数の出席により成立するが、理事会に付議される事項について、予め自己の意思を表示して議決権を委任した者は寄附行為第 7 条に基づき出席者とみなされる。平成 30(2018)年度は 6 回開催し、全て出席率 100%であった。

また、法人運営を円滑に行うために、常任理事会が置かれている。常任理事会規程に基づき、常勤の理事で構成され、理事会・評議員会開催月以外の月に開催されている。審議事項は次の通りである。

- ① 理事会の包括的授権に基づいての法人の日常業務の決定
- ② 法人と法人が設置する大学及び附属高校・中学校との連携及び連絡調整に関する事項
- ③ 理事会及び評議員会の議案等に関する事項
- ④ その他理事長が特に必要と認める事項

理事会、常任理事会とも、審議内容に応じて担当管理職が陪席しており、本学の状況把握と情報収集が確実に行えるため、的確な判断をもって方策案の採否や合理的な意思決定がなされている。

【5-2-① エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人金井学園 寄附行為【資料 F-1】と同一

【資料 5-2-2】 学校法人金井学園 常任理事会規程

【資料 5-2-3】 理事会・評議員会・常任理事会出欠表【資料 F-10】と同一

【資料 5-2-4】 理事会開催の案内（1 回分）

【資料 5-2-5】 理事会欠席時の委任状（様式）

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

戦略的意思決定ができる組織体制が整備されており、会議開催の状況からも機動性は確保できていると言える。しかし、私立学校を取り巻く環境がより厳しさを増す状況下においては、これまで以上に迅速かつ戦略性をもった意思決定が要求されるため、令和 2 年 4 月施行の私立学校法の一部改正を遵守対応するよう進める。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事長は、理事会・常任理事会・評議員会をまとめ、法人に関する日常業務から重要案件まで、学園経営に関する全ての議決に関わる。学園全体の指針は毎年行う年賀式での年頭挨拶の中で伝えられる。また、大学、高校、中学校それぞれの機関で決定された事項や学園に関わる課題については、月 1 回開催される全教職員が一同に会する職員会議において経営方針と絡めて理事長が説明して周知を図っている。これに呼応して学園の各部署は必要と思われる施策について随時検討し実行する。

学長を教学部門の最高管理責任者として位置付けており、理事会が責任を有する経営と間の機能分担を明確にしている。その上で、学長は理事会の一員として学校法人の管理運営における意思決定に参画しており、経営側と教学側の橋渡し役を担っている。また、学長は常任理事として常任理事会にも参画しており、経営側と教学側の一層の連携を図っている。

大学の運営組織（各種委員会やセンター）においては教職協働体制を敷いており、教員と職員が一体となって事業を計画し実行している。各組織で検討された様々な事業は、大学運営協議会において学長に提案され、理事長をはじめとする役員へは理事会または常任理事会で提案される。また適時、教員または職員の横断的なプロジェクトやワーキンググループが置かれ、理事長をはじめとする役員に対してプレゼンテーションを行い、認められた提案は実行される。なお、第 3 次中期計画は若手教職員による策定委員会によるボトムアップ方式によって全体計画が策定された。

【5-3-① エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人ホームページ（学校法人金井学園 組織図）

【資料 5-3-2】 学園報 第 42 号

【資料 5-3-3】 学校法人金井学園ホームページ（職員会議開催）

【資料 5-3-4】 学校法人金井学園 常任理事会規程

【資料 5-3-5】 学園プロジェクト概要・メンバー表

【資料 5-3-6】 学園商品企画プロジェクト（大野市とのプレスリリース）

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

寄附行為第 6 条、第 13 条に基づき、理事会において選出された候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長に任命された監事 2 人が理事会・評議員会に出席している。平成 30(2018)年度は、理事会 6 回開催中 1 人が 3 回欠席、評議員会 5 回開催中 1 人が 2 回欠席であった。

監事は、法人の業務、特に財産状況について理事会・評議員会にて意見を述べ、決算承認の理事会においては監査報告を必ず行っている。また、内部監査規程に従って業務監査を年 3 回実施しており、平成 30(2018)年度は全て出席している。

寄附行為第 4 章に基づき、理事長の諮問機関として評議員会が置かれ、評議員は事業計画、予算、決算、寄附行為の変更、収益事業に関する事項、その他法人に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べている。評議員定数は 21 人で、寄附行為第 20 条における選任条項は次の通りである。

(1)この法人の理事のうち第十二条第一項第一号及び第三号に定める者

(2)この法人の職員のうちから理事会において選任された者七人

(3)この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢二十五才以上のものうちから理事会において選任された者二人

(4)この法人に関係のある学識経験者のうち理事会において選任された者五人

評議員会は毎年度 4 回定期的に招集、開催される他、必要に応じて適宜招集、開催される。平成 30(2018)年度は 5 回開催し、100%が 2 回、95%1 回、90%1 回、86%1 回という出席状況であった。

【5-3-② エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-7】 理事会・評議員会・常任理事会出欠表【資料 F-10】と同一

【資料 5-3-8】 学校法人金井学園 寄附行為【資料 F-1】と同一

【資料 5-3-9】 学校法人金井学園 内部監査規程

【資料 5-3-10】 学校法人金井学園 内部監査実施細則

【資料 5-3-11】 監査報告書

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人管理部門と教学部門とは明確に役割分担しながら意思の疎通と連携を適正に行っている。これまでも理事会は大学の意思を尊重しながら意思決定してきており、今後もより一層の連携強化を図る。

ボトムアップの手段として「学園プロジェクト」の有効性・重要性は高く位置づけされており、過年度に活動してきた学園プロジェクトの内容及び効果の検証を行い、教職員の提案型プロジェクトが学校法人運営の活性化に繋がるよう改善を重ねながら実施していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

各部門からの予算要求に対しては、第3次中期計画に沿う形で各年度の事業計画・収支予算を策定している。

財務に関する会議及び理事会においては、常に中期計画期間中の事業活動収支の状態を念頭に置いた審議が行われ、理事会の議決を経て各年度の予算として執行される。各年度の事業計画を修正する場合には、あわせて関連する収支予算の修正も行っている。

財務審議会は、各事業及び取組みに対する予算配分を示し、理事会・評議員会で審議される。中期計画の単年度実績の検証において、学長または事務局長は各事業の実施状況の報告に加え、事業の進捗率、予算執行率を提示し、経営企画部長が各事業の決算報告を行っている。

学校法人において、建物耐震化等の大規模な支出を伴う事業計画については、耐震診断状況をもとに立案し、必要性の高い建物順に行ってきた。今後も将来的な施設・設備の更新を視野に入れながら事業計画を策定していく。

【5-4-① エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 第3次中期計画

【資料 5-4-2】 第3次中期財務計画

【資料 5-4-3】 予算策定に関わる依頼文

【資料 5-4-4】 学校法人金井学園 財務審議会規程

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

収支のバランスを適切に保つために、第一に安定した学生生徒等納付金収入の確保が不可欠である。かつての学生生徒等納付金比率は50%台後半で推移していたが、近年は70%台に上昇している。資産運用環境は低迷しているが、入学者は安定的に確保しており、収入構成で学生生徒等納付金の依存度が高くなっている。

基本金組入前当年度収支差額は過去3年赤字決算であるが、積極的に教育研究活動事業を展開してきたこと、また近年の大規模な施設建設に伴う費用の増加によるものである。教育研究活動の積極的な取組みを維持し、教育研究経費に影響が及ばないようにしながら中期計画に基づき事業活動収支の均衡に取り組み、安定した財務運営の確立及び収支バランスの確保に努めている。

教育研究活動外収入である資金運用については、「学校法人 資金運用規程」に従って適切な管理を行っている。資金運用環境の低迷の長期化により収益は伸び悩んでいるが、

保守的な運用を心掛けている結果でもある。また、寄付金を増加させていくために募金規程を策定して、ホームページ等で寄付金の募集を積極的に行うことにより、着実に実績を上げてきている。

研究費等の外部資金については、地域連携研究推進センター運営委員会を中心に、科研費及びその他の競争的研究資金の獲得に努めている。また、地域連携研究推進センターが窓口となって共同研究、受託研究及び奨学寄付金などの外部資金の受入れを推進している。

その他、外部補助金を申請し交付されている。文部科学省、原子力規制委員会原子力規制庁から、原子力設計・管理および安全確保に適応できる人材の育成を目的とする補助金を平成30(2018)年度は計3,600万円受け、外部講師による専門的な講座の実施・原子力発電所及び関連する施設での研修の実施等に使用している。福井県が行う「県内大学の地域人材育成支援事業補助金」は、大学生の県内企業への就職が実現することで、高い技術力の確保及び県内定住などを目的とする補助金制度であり、平成30(2018)年度は1,400万円受けている。主に留学生の学生募集、スポーツイベントのスタッフ育成事業、県内企業の就職の意識を高める企業説明会、海外インターンシップの実施に使用している。

【5-4-② エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-5】 学校法人金井学園 資金運用規程

【資料 5-4-6】 学校法人金井学園ホームページ（寄付金）

【資料 5-4-7】 福井工業大学ホームページ（研究、外部資金）

【資料 5-4-8】 学校法人金井学園 事業報告書（H30）【資料 F-7】 と同一

【資料 5-4-9】 文部科学省人材育成事業 事業計画書

【資料 5-4-10】 文部科学省人材育成事業 交付決定通知

【資料 5-4-11】 原子力規制委員会原子力規制人材育成事業 事業計画書（寄付金の状況）

【資料 5-4-12】 原子力規制委員会原子力規制人材育成事業 交付決定通知

【資料 5-4-13】 県内大学の地域人材育成支援事業補助金 事業計画書

【資料 5-4-14】 県内大学の地域人材育成支援事業補助金 交付決定通知

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

第3次中期計画における財務計画で達成すべき最終年度収支の黒字化に向けて、安定した入学者の確保、外部資金の獲得、支出抑制等の着実な取り組みにより収支の改善に努めて、安定した財務基盤を確立していく。事業活動収支改善には支出削減が必須であるため、一つひとつの個別の事業計画をさらに精査するとともに、増加傾向にある費用における抜本的な改革の検討を行う。また、従来は低調であった寄付金募集について、教職員一人ひとりの意識向上を図っていくとともに、予算と連動した用途限定の寄付金募集等の体制を構築する。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は学校法人会計基準及び学校法人の「学校法人金井学園 経理規程」「経理事務取扱要領」に基づいて厳格かつ適正な処理を行っている。

学校法人における部門単位は、法人本部、福井工業大学・同大学院、附属高校、附属中学校であり、部門毎に会計処理がなされている。予算は各学校独自の事業計画に基づいて策定され、各部門単位に配分される。大学の教育研究に関わる事業計画及び予算案は、各学科及び事務局各課から出された案を事務局庶務課が取りまとめて作成する。その後、法人本部において学校法人全体の予算案を作成し、理事会に付議する。理事会の承認後、大学に配分された予算は事務局庶務課の管理下で執行される。なお、年度途中で変更が生じた事業等の予算については、適時補正予算の編成により科目間調整及び予算額の適正化を図っている。

会計担当部署の会計処理は、複数の担当者による二重チェックにより不正を未然に防ぐ仕組みになっている。また、会計担当者は各種セミナーに参加し、知識の向上に努めるとともに必要に応じて税理士及び公認会計士の助言を得ている。

【5-5-① エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】 会計関連セミナーの案内（SD 研修）

【資料 5-5-2】 学校法人金井学園 経理規程

【資料 5-5-3】 学校法人金井学園 経理事務取扱要領

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

学校法人は、公認会計士による会計監査、監事による監査並びに内部監査による監査を実施している。

公認会計士による会計監査は、年間を通じて延べ 20 日前後のスケジュールで実施している。監査では、会計帳簿、帳簿伝票類等の書類の検証、会計処理方法の妥当性の検証を行っている。また、会計責任者及び担当者に直接面談の上で指導・助言が行われる。公認会計士は、決算書についての監査終了後、財務の現況及び会計処理の状況について監査報告書を作成し、監事会にてその内容を報告している。

監事による監査は、財務状況及び学校法人の業務執行状況等について行われる。監事は理事会に出席し、学校法人全体の業務等について意見を述べる。決算については会計帳簿等を監査し、必要に応じて会計責任者に概要についての聴取を行っている。決算が確定した後、監事は公認会計士の同席を得て監事会を開催し、理事長に対して決算の報告を行っている。

内部監査による監査では、獲得した科研費等の公的資金の資金使途や会計処理の適切性を検証している。

【5-5-② エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-4】 学校法人金井学園 監事監査規程

【資料 5-5-5】 会計監査実施実績

【資料 5-5-6】 内部監査実施報告

【資料 5-5-7】 2019 年職員会議次第（決算報告）

【資料 5-5-8】 監事会 開催記録

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

毎年度、全教職員を対象に決算報告及び財務状況について説明を行っているが、予算方針の根拠等を説明する機会を増やし、本学の財務状況について学内理解を深めることで予算の適正化、支出削減等に努めていく。

【基準 5 の自己評価】

私立学校としての自立性と教育機関としての公共性を維持するための組織体制や諸規定を適正に整備しており、使命・目的の実現に向けて関連法令を遵守して財務 5 か年計画を含む第 3 次中期計画に基づいた適切な経営に努めている。

法人の戦略的な意思決定については、寄附行為の定めに従って運営している理事会、理事会を補完する常任理事会の組織体制が適切に機能しており、大学の意思を尊重した判断がなされている。法人及び大学の管理運営において、法人は理事長、大学は学長がリーダーシップを発揮できる環境を構築しており、法人と大学の意思疎通や連携も円滑に行っている。また、学外理事の選任、監事や評議員会の役割と責任の明確等、相互チェックの体制も適切に整備している。

平成 21(2009)年度以降、5 年ごとに中期計画を策定して、各年度の事業計画・収支予算に基づいた財務運営を行っており、従来からの安定した財務バランスを維持している。教育研究活動の充実を目的とした環境整備を実施したことにより、安定した入学者を確保していることに対して厳しい単年度収支の推移となった。収支状況の改善とさらなる良好な財務基盤の確立を目的として、第 3 次中期計画の着実な取り組みを推進している。また、会計においても学校法人会計基準を遵守して適正な会計処理を行っており、会計監査についても三様監査を厳正に実施している。

以上のことから、基準 5 を満たしていると判断する。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、学則第1条に定められている使命・目的を達成するため、学則第1条第2項に自己点検・評価を行うことを定めている。大学院においても同様に、大学院学則に使命・目的を達成するために自己点検評価を行うことを定めている。

平成28(2016)年度以降、自己評価委員会が年度初頭に全学科・全委員会に対して、現状の課題の抽出とそれに基づく活動目標を設定した年間活動計画書の提出を求めている。年度末には年間活動の点検・評価及び次年度への課題・改善向上方策の提出を求め、大学全体の自主的・自律的な改革・改善に繋げている。

平成29(2017)年度から内部質保証の重要性に鑑みこれまでの自己点検・評価の体制を改めた。図6-1-1に示すように学長の責任のもと自己評価委員会、内部質保証委員会、教学IR委員会の3委員会体制で連携・共同して自己点検・評価を実施し、改善向上方策に従って全教職員が連携・協力して内部質保証のための改革・改善を行っている。それぞれの委員長は、大学運営協議会で決定され、構成委員は委員長が任命している。内部質保証に係る委員会の責任体制は以下に述べる通りである。

○（大学運営協議会）

大学の最高意思決定機関であり、学長が委員長となる。自己評価委員会がとりまとめた自己点検評価書の報告を受け、内部質保証に関する活動全体の現状を把握する。また、内部質保証委員会から改革・改善が必要な問題点に関する報告を受け、改革・改善推進の承認及び指示をするとともに、組織的な変更について検討を行う。

○自己評価委員会（教員6人、職員5人）

自己点検・評価活動の企画・立案、自己点検評価書の取りまとめを行い、内部質保証活動の起点になるとともに、内部質保証活動全体の総括的責任を担う。学長補佐が自己評価委員会の副委員長となっており、大学運営協議会へ内部質保証活動の詳細な内容の説明を行うことで意思疎通ができる体制を整えている。

委員会規定に基づく主な役割は以下の通りである。

- ・本学における自己点検・評価活動の企画・立案
- ・自己点検評価活動の結果を集約・総括した自己評価報告書の作成及び社会への公表
- ・ステークホルダーからの意見聴取及び自己点検・評価活動への反映
- ・自己点検評価活動の改善・向上計画の策定・推進および包括的責任

○内部質保証委員会（教員10人、職員4人）

自己評価委員会が取りまとめた自己点検票評価書および学科・委員会の活動計画書を受け、改革・改善点を明らかにし、学長あるいは大学運営協議会へ報告し、学長の承認のもと各組織へ改革・改善の指示を行う。また、運営協議会からの改善命令を受け、各組織へ改善の指示を行う。

委員会規定に基づく主な役割は以下の通りである。

- ・本学における内部質保証に関する企画・立案
- ・内部質保証のための学部・学科・研究科及び大学全体の改善推進のPDCAサイクルの有

効性の検証と改善

- ・ IR(Institutional Research)などを活用した調査・データの収集及び分析
- ・ 自己点検・評価の検証に基づく改革・改善の推進

○教学 IR 委員会（教員 4 人、職員 7 人）

内部質保証活動の推進にあたり、裏付けとなる各種データを収集のうえ適宜提供する。また、問題点が潜在していると思われる事項に関して、関連組織にデータの提出を要請し、継続してモニタリングを行う。

委員会規定に基づく主な役割は以下の通りである。

- ・ 大学の諸活動に関する情報の収集、調査、分析
- ・ 大学の諸活動の実施状況と事後効果の分析
- ・ 教育情報の公表、大学ポートレート等の対外的な情報の管理運営
- ・ 認証評価を含む外部評価のためのデータの収集
- ・ 求められた各種データの提供
- ・ 蓄積したデータの管理
- ・ その他、各種調査分析にかかわる業務

上記の 3 委員会は定期的に連絡会議を行い、内部質保証活動に対する意見交換を行うとともに、各委員会の活動内容、役割分担について協議を行っている。

以上述べたように、自己評価委員会からの自己点検評価書および内部質保証委員会からの改革・改善点の報告を受けて、学長あるいは大学運営協議会が改革・改善の承認および命令する体制を構築することで内部質保証活動が行われている。

【6-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 福井工業大学学則

【資料 6-1-2】 福井工業大学大学院学則

【資料 6-1-3】 福井工業大学 自己評価委員会規程

【資料 6-1-4】 福井工業大学 内部質保証委員会規程

【資料 6-1-5】 福井工業大学 教学 IR 委員会規程

【資料 6-1-6】 2019 年度 自己点検活動関連 3 委員会合同会議 議事録

【資料 6-1-7】 福井工業大学 大学運営協議会規程

【資料 6-1-8】 大学運営協議会議事録（自己点検評価書の報告、内部質保証委員会への改革、改善等の指示）

【資料 6-1-9】 平成 29 年～令和元年度：学科・委員会・部会の活動計画書、報告書

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証活動を担う 3 委員会においては、各委員会の規程に基づき活動し、加えて合同会議を行うなど連携し、内部質保証の体制を整備している。今後は、自己点検評価書の精度の向上、各種データをより内部質保証活動に活かすため、一層の連携が図られるよう改善を行っていく。

また、ステークホルダーからの意見聴取など内部質保証活動は、年々その内容の充実が図られている。そうした結果を適時、意思決定に反映させるため、内部質保証体制の再構築についても今後検討が必要である。

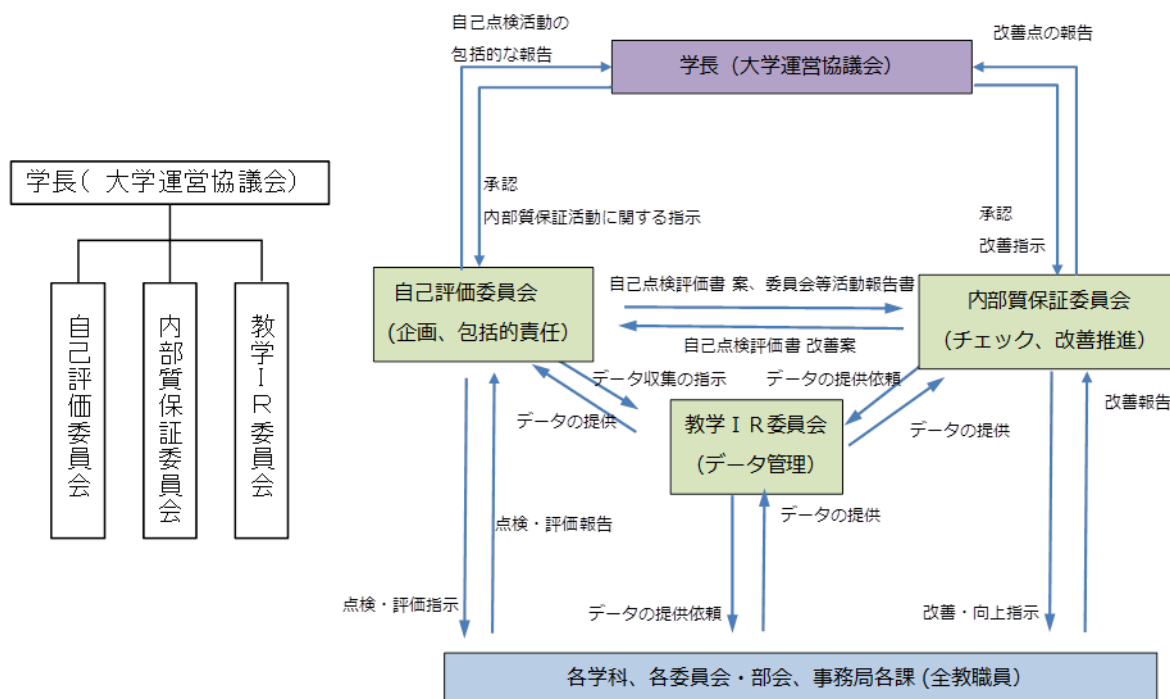


図 6-1-1 内部質保証の組織及び活動の流れ

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の内部質保証活動は基準項目 6-1 に上述したように学長の責任のもと 3 委員会体制で連携・共同して実施している。認証評価機関の基準に基づく自己点検評価、学科・委員会・部会の自己点検評価について以下に記述する。

1) 認証評価機関の基準に基づく自己点検評価

① 自己評価委員会は、過去に実施されている認証評価の基準に則り、各基準の内容と関連する委員会、事務局各課に自己点検の実施及び自己点検評価書の作成を依頼する。

- ②自己評価委員会は各委員会、事務局各課が作成した自己点検評価書をとりまとめ、内部質保証委員会に自己点検評価書の修正・コメントを依頼する。
- ③内部質保証委員会は、自己点検評価書の精査を行い、修正コメント集を作成して自己評価委員会に回答する。また、内部質保証委員会は自己点検評価書の査読を通じて内部質保証上の問題点を把握し、改善向上策が示されていない場合には改善向上策を要求する。また、エビデンスが明らかでない場合には、教学 IR 委員会を通じてデータ収集の要求をする。
- ④自己点検評価書に問題点がある場合には、合同委員会を開催して問題点を共有する。
- ⑤自己評価委員会は、内部質保証委員会からの修正コメント集に従い自己点検評価書の修正、加筆を執筆者に依頼し、最終的な自己点検評価書を完成させる。
- ⑥自己評価委員会の委員長は、自己点検評価書及び内部質保証活動全般について学長あるいは大学運営協議会へ報告するとともにホームページに公表する。
- ⑦学長あるいは運営協議会は、自己点検評価書を受けて問題点を把握し、内部質保証活動の改善・改革の指示を行う。
- ⑧各委員会、事務局各課および全教職員は改善向上策に従い連携・協力して改善を実施する。

2) 学科・委員会・部会の自己点検評価

- ①自己評価委員会は、年度初頭に全学科・委員会・部会に対して、現状の課題の抽出とそれに基づく活動目標を設定した年間活動計画書の作成を依頼する。
- ②内部質保証委員会は、自己評価委員会がとりまとめた前年度の全学科・委員会・部会の年間活動計画報告書および本年度の年間活動計画書を精査し、自己点検評価書も参照して学科及び委員会活動の改革・改善点をまとめる。
- ③内部質保証委員会は、学科・委員会・部会の活動の改革・改善点のまとめを学長あるいは大学運営協議会に報告する。
- ④学長あるいは運営協議会は、学科・委員会・部会の活動の問題点を把握し、改革・改善の指示を行う。また、組織の変更が必要な場合には検討を行う。
- ⑤内部質保証委員会は、学長の承認及び大学運営協議会からの改善命令のもと、各学科及び各委員会へ改革・改善の指示を行う。また、重要な改善事項については学科・委員会・部会からの回答を要求する。
- ⑥学科・委員会・部会は改善要求に従い、改善・改革を遂行する。

また、自己評価委員会は、平成 29(2017)年度から学内外のステークホルダーから三つのポリシーに基づく意見聴取の機会を設けている。毎年開催される後援会地区懇談会において、出席した保護者・同窓生へ本学の教育体制・支援の説明を行ったうえで、教職員及び保護者間との懇談により意見や外部者から見た大学における実情を知る機会を設け、そこで得た情報は報告書等で学内に共有している。他にも在学生（留学生含む）、地方自治体、企業の人事担当者、連携協定を結ぶ高校等からの意見聴取の場を持ち、本学の教育研究及び支援活動に対する意見を聴取した。

これまでの本学で自己点検・評価活動として取りまとめてきた 7 回（2000 年、2002 年、

2007年、2011年、2014年、2017年、2018年)の自己点検評価書においては、平成10(1998)年に設置された自己評価委員会の基本方針に従い収集データに基づいた客観性・透明性を重視してきた。このように本学では、自己点検・評価活動開始以来、一貫してデータに基づく自己・点検評価活動、改善推進を自主的に行っており、その結果をホームページに公表、図書館で冊子を配架し、問題点を共有している。

【6-2-① エビデンス集・資料編】

- 【資料 6-2-1】 自己点検・評価報告書 新しい時代に向けて
- 【資料 6-2-2】 評価改善中間報告書 新しい時代に生きる
- 【資料 6-2-3】 平成 26(2014)年度 自己点検評価書
- 【資料 6-2-4】 平成 29(2017)年度 自己点検評価書
- 【資料 6-2-5】 平成 30(2018)年度 自己点検評価書
- 【資料 6-2-6】 平成 29 年～令和元年度：学科、委員会、部会の活動計画書、報告書
- 【資料 6-2-7】 福井工業大学 HP (自己点検評価書)
- 【資料 6-2-8】 2019 年度 自己評価委員会議事録
- 【資料 6-2-9】 2019 年度 内部質保証委員会議事録
- 【資料 6-2-10】 内部質保証委員会コメント (委員会活動計画・報告書)
- 【資料 6-2-11】 内部質保証委員会コメント (自己点検評価書)
- 【資料 6-2-12】 2019 年度 地区懇談会資料
- 【資料 6-2-13】 平成 30 年～令和元年度 ステークホルダーとの懇談会一覧

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では IR 活動の発展と充実を図るため、平成 27(2015)年に教学 IR 委員会を発足させ、「教学 IR 委員会規程」に基づき各種データの収集と分析、学生に実施している各種アンケート結果の管理及び公開について検討を行っている。また、各部署のデータを蓄積する体制を構築するとともに、学内ポータルサイト(教職員用)内に教学 IR ページ開設し、各種データ、各支援施設の利用状況、アンケートの集計結果等の提供を実施している。認証評価機関である日本高等教育評価機構の定めるエビデンス集(データ編)を毎年作成しており、それらのデータを平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度の自己点検評価書の作成において提供するなど、自己点検・評価が滞りなく実施されるよう各委員会の活動をサポートしている。平成 29(2017)年には大学事務局・庶務課に IR を担当する職員を配置し、求めに応じて随時データ等を収集・分析できる体制となり、各種データの提供を行っている。

令和元(2019)年度には、ホームページに「教学 IR 情報」のページを新設した。IR 担当が分析したデータを掲載し、学内外に公表している。

【6-2-② エビデンス集・資料編】

- 【資料 6-2-14】 福井工業大学 教学 IR 委員会規程
- 【資料 6-2-15】 学内ポータルサイト(教学 IR 情報) ※教職員用
- 【資料 6-2-16】 2019 年度 教学 IR 委員会議事録

【資料 6-2-17】 福井工業大学 HP（教学 IR 情報）

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自己点検・評価は、自己評価委員会、内部質保証委員会、教学 IR 委員会の 3 委員会構成で行い、一貫してデータに基づく自己・点検評価活動、改善推進を自主的・自律的に行っている。今後も継続的に行い、その結果をホームページに公表することで問題点を共有していく。

各種調査、アンケートによるデータの収集、分析等の IR 活動については、それらを通じてよりの確に大学の課題を提案できる体制を構築する。分析されたデータの一部はホームページ等を通じて学内外への公表を進めており、今後その内容をより一層充実させていく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーは建学の精神、教育方針及び教育目標を踏まえ策定され、本学の内部質保証はそれらを起点として行われている。学長の責任のもと上述した自己評価委員会、内部質保証委員会、教学 IR 委員会の 3 委員会が有機的に連携し、大学運営協議会は意思決定機関として点検・評価結果に対する改善・向上指示を行うことで内部質保証が行われる。

この内部質保証体制と点検・評価サイクルを実質化するために、平成 28(2016)年度以降、各学科、委員会及び部会に対して活動計画書・報告書の作成を求めており、内部質保証委員会は学科活動及び委員会活動について改善意見・コメントをまとめ、学長の承認のもと早急に検討すべき事項など各学科及び委員会へ改善を要求できる体制を整えている。教育の質及び大学運営の質の水準を保つとともに、毎年確実な改善が図られている。

また、平成 29(2017)年度より自己評価委員会はステークホルダーとの懇談会を実施しており、本学の現状や取組みを説明の上、三つのポリシーに対する意見を求めるなど、自己点検・評価の手法についても改善が図られている。

認証評価をはじめとした外部評価や各種調査で指摘された事項については、内部質保証委員会が中心となって改善推進を行ってきている。その一例として下記が挙げられる。

- ・避難訓練の実施に関する指摘については、内部質保証委員会から管財課に進言し、福井消防署の協力のもと平成 29(2017)年に大規模な避難訓練を実施した。以降、毎年訓練を行っている。
- ・原子力技術応用工学科の定員充足率に関する指摘については、入試広報課と原子力技術

応用工学科とのさらなる連携が必要であるとの前学長からの意見を内部質保証委員会にて報告のうえ、対策を講じており、平成 31(2019)年度入試では定員を満たす入学者を確保している。

中長期的な視点での内部質保証としては、第 3 次中期計画において 9 つの戦略分野を定めており、うち 1 つに「質保証と情報公開」を定めた。達成目標 (KGI) を設定し、それを年度達成目標 (KPI)、単年度事業計画に落とし込むことで毎年その進捗状況を自己点検している。その結果は、大学運営協議会、理事会で報告・審議され、中長期的な大学の質保証のための改善・向上を図っていく仕組みが構築されている。

以上のように、自己点検・評価、外部評価・調査の結果を踏まえて大学全体の PDCA サイクルが回されており、本学の内部質保証の仕組みは有効に機能している。

【6-3-① エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 平成 29 年～令和元年度：学科・委員会・部会の活動計画書、報告書

【資料 6-3-2】 内部質保証委員会コメント（委員会活動計画・報告書）

【資料 6-3-3】 内部質保証委員会コメント（自己点検評価書）

【資料 6-3-4】 学園報 第 42 号 P30（内部質保証委員会の活動について）

【資料 6-3-5】 第 3 次中期計画(戦略分野「質保証と情報公開」)

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

3 委員会を中心とした自己点検・評価及び大学運営の改善・向上を図る仕組みは機能しているので、今後も自己点検・評価体制の PDCA サイクルを確実なものとしていく。今後は IR 機能の充実とともに、分析結果などを内部質保証により一層活かしていく。

また、自己点検・評価、様々な外部からの指摘に対しては、これまで以上に内部質保証を意識した改善・向上を図っていく。中長期に渡り教育の質の改善、大学を健全に運営するために、中期計画に関しては年度ごとに評価・検証を進めるなどして、すぐに対応すべき問題、長期的な計画を立てて対応すべき問題に分けて対応していく。

【基準 6 の自己評価】

学長の責任のもと自己評価委員会、内部質保証委員会、教学 IR 委員会の 3 委員会体制で連携・共同して自己点検・評価が行われ、改善向上方策に従って全教職員が連携・協力して内部質保証に繋がる PDCA サイクルが機能している。平成 28(2016)年度以降毎年、学科・委員会・部会の行動計画書・報告書が作成され、それに対する改善意見がまとめられることで、早急に検討すべき事項など改善要求がなされている。また、定期的にエビデンスに基づき自己点検評価書が取りまとめられ、その結果をホームページに公表している。

平成 29(2017)年度からは自己評価委員会よりステークホルダーとの懇談会が行われるなど、より充実した自己点検・評価が行われるよう改善が図られている。

IR に関しては教学 IR 委員会、大学事務局・庶務課によって情報の収集及び分析が行われており、その結果は自己点検・評価に活かされる体制が整っている。

自己点検・評価に加えて外部調査による指摘に対しても対応できており、本学における内部質保証は各委員会がその役割を果たすことで機能している。

以上のことから、基準 6 を満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献・地域連携推進活動

A-1 大学が持つ知的資産および物的資源の地域社会への提供

A-1-① 公開講座、出張講義等の知的資産の提供

A-1-② 企業、自治体等との連携・協力

A-1-③ 他大学・高等学校等との連携・協力

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 公開講座、出張講義等の知的資産の提供

本学は、学則第 1 条に「高い教養と工学に関する高度な専門知識・技術を身に付けた人材を養成することを使命とし、教育研究活動を通して地域社会の発展に寄与するとともに、広く人類社会の福祉に貢献することを目的とする。」と定めて、長年にわたって地域社会と連携し種々の社会貢献活動を行ってきた。地域連携研究推進センターと事務局社会連携推進課が業務を担当し、定期的実施している地域連携研究推進センター運営委員会内で本学の社会貢献活動や地域連携活動についての内容が検討されている。それを基に、大学の意思決定機関が全学的な地域貢献・地域連携活動の方針や方策を定めている。

1) 未来塾講演会

平成 15(2003)年より「世界と日本の未来を考えよう」を主題に、各界の著名な講師を迎え一般市民に対するオープンカレッジとして「未来塾講演会」を開催している。

2) 未来塾 福井工業大学公開講座

本学における市民開放講座を「未来塾」の名称で統一し、本学の社会貢献活動のブランド化を図っている。講師として本学教員だけでなく学外の有識者を招き、それぞれの専門分野の最新のトピックスあるいは社会的に関心の高い話題について一般市民に分かり易い講演と討論を行うことによって、本学の学術研究の成果を内外に広く紹介している。地域連携研究推進部会及び社会連携推進課の職員が協働してその企画内容の検討と運営に当たっている。平成 27(2015)年度前期は環境情報学部環境・食品科学科が企画して 132 人、後期は工学部原子力技術応用工学科が企画して 92 人の参加があった。平成 28(2016)年度前期は基盤教育機構が企画して 195 人、後期は工学部電気電子工学科が企画して 183 人の参加があった。平成 29(2017)年度は前期に工学部機械工学科が企画して 140 人、後期は工学部建築土木工学科が企画して 163 人の参加があった。平成 30(2018)年度は前期に工学部原子力技術応用工学科が企画して 200 人、後期は環境情報学部環境・食品科学科が企画して 122 人の参加があった。

3) 未来塾 FUT 公開講座

平成 27(2015)年度、「市民ふれあい教室」から「未来塾 FUT 公開講座」に改称し、小・中・高校生を含めて、広く一般市民を対象とする講座として開催している。総参加者数は平成 27(2015)年度が 29 講座を開催し 30 人、平成 28(2016)年度は 21 講座を開催し 290 人、平成 29(2017)年度が 52 講座を開催し 493 人であった。

4) 科学実験キャラバン、出前講義・出前実験等

平成 19(2007)年から、本学教職員や学生が地域に出向き、幼児から高校生までを対象に科学やものづくりに興味を持ってもらい「学ぶ楽しさ、喜び」を発見してもらうことを目的に、講義や実験教室を開催している。幼児から小学生に向けては「科学実験キャラバン」を実施しており、教職員や学生ボランティアで構成した組織で理科実験のおもしろさを伝える活動を行っている。平成 30(2018)年度においては 24 件 25 回の科学実験キャラバンを実施した。

中高生以上の年代に向けては「出前講義・出前実験」を実施しており、中高の授業の発展的なものから最先端の科学まで多岐にわたる内容を教員が教授する活動を行っている。

【A-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】福井工業大学学則

【資料 A-1-2】地域連携研究推進センター運営規程

【資料 A-1-3】地域連携研究推進センター運営委員会規程

【資料 A-1-4】大学要覧(2019) P39~41 (社会貢献)

【資料 A-1-5】学園報 第 41 号 P55 (公開講座開催報告)

【資料 A-1-6】「平成 30 年度未来塾 FUT 公開講座」リーフレット

【資料 A-1-7】「科学実験キャラバン」リーフレット

A-1-② 企業、自治体等との連携・協力

本学における企業、自治体及び各種団体との連携の窓口として地域連携研究推進センターを設置し、その運営は地域連携研究推進センター運営委員会が担当しており、社会連携推進課と協働して教職員への周知、協力依頼を行っている

1) 企業との連携・協力関係

地域連携研究推進センターの具体的な活動は、共同研究、受託研究、試験研究、奨学寄付金の受入れ、「FUT フォーラム」の開催、「北陸技術交流テクノフェア」や「FIT ネットビジネス商談会」等、福井県内や北陸地区で開催される展示会への出展、教員の研究シーズの公表などである。さらに、技術相談を無料で受け付けており、県内企業や地方自治体などから技術相談に加え、近年は本学の卒業生からの相談が増えている。本学あるいは学校法人はこれまでに表 A-1-1 に示す企業 5 社と産学連携、包括的連携協力に関する協定を締結している。

表 A-1-1 企業との連携一覧

名称	締結先	締結年月日
産学連携の協力推進に係る協定	(株)福井銀行	平成 17 年 11 月 28 日
包括的連携協力に関する協定	サカイオーベックス(株)	平成 18 年 3 月 3 日
包括連携協力に関する協定	(株)アイビックス	平成 18 年 4 月 19 日
包括的連携・協力に関する協定	(株)福邦銀行	平成 19 年 11 月 21 日
スポーツ振興および健康増進に関する連携協定※	大塚製薬(株)	平成 30 年 3 月 14 日

※学校法人金井学園との協定

2) 自治体・団体等との連携・協力関係

協定を締結している自治体等との協定内容を以下に示す。

(福井市)

「相互の発展を図り、学術、まちづくり、産業、教育などの分野で連携協力し、未来に希望を持てる社会を築く」ことを目指した相互協定を締結している。

(鯖江市)

平成 21(2009)年、鯖江市と鯖江商工会議所と本学は福井県では初となる大学、行政、産業界の三者による「相互の発展を目的として、産業、学術、文化、教育などの分野における相互協力を推進する」ことを目的として相互連携協定を締結した。

協定に基づき、上記 6 項目に関係する鯖江市の委員会への委員の派遣、企業との共同研究・委託研究・技術相談等の受入れ、セミナー・ワークショップ等への講師派遣を行っている。平成 28(2016)年 6 月に新たな取り組みとして、鯖江商工会議所の会員企業 1,746 社に「福井工業大学との連携事業推進に係るアンケート」(有効回答 123 社)と「インターンシップに係るアンケート」(有効回答は 127 社)を実施し、このアンケートの結果を基に、8 月には「第 1 回福井工業大学デザイン学科教授による個別相談会」を開催し、鯖江市内の企業 4 社が参加した。また、本学のコーディネーターと鯖江商工会議所の職員が同行して、9 月、11 月、平成 29(2017)年 3 月に企業 8 社を訪問した結果、受託研究 2 件の受入れに繋がった。さらに、9 月には鯖江商工会議所との共同企画で事業所見学会を実施し、学生 18 人・教職員 2 人が 3 社を訪問した。平成 31(2019)年 2 月に、鯖江市内の企業の方々をお招きして意見交換会や研究室紹介を実施した交流会を開催した。

(若狭町)

若狭町より同町内にある休校予定の岬小学校の校舎再利用方法の検討依頼と相互の連携を図って将来的な発展を目指す連携協定の依頼があった。

平成 29(2017)年 9 月、産業、観光、学術、文化、教育などの幅広い分野における相互連携を推進していくため、同町と学校法人金井学園との相互連携協定を締結するとともに、両者と旧岬小学校のある同町西浦地域づくり協議会を加えた三者にて西浦地区交流促進協定を締結した。

平成 30(2018)年 4 月、旧岬小学校は若狭町みさき漁村体験施設(愛称:みさきち)として改修され、本学がその運営を担っている。同年 11 月には地元地区との共同で第一回の「みさき祭」を開催し、多くの本学学生が賑わいに一役買った。今後も学生も含めた地域との交流人口拡大の拠点として運営し、地域とともに活動していく予定である。

(大野市)

平成 28(2016)年度に文部科学省より私立大学研究ブランディング推進事業「ふくい PHOENIX プロジェクト」に採択された。宇宙を題材にした地域イメージを図る観光文化研究軸グループの活動等が組み込まれており、日本一の星空に選ばれたことがある六呂師地区においての活動を推進するべく同市に協力を依頼した。

この星空の活用を契機に、福井工業大学と産業、学術、文化、教育、環境などの各分野で相互に協力する大野市と福井工業大学との相互連携協定を平成 30(2018)年 4 月に締結した。協働で星空観光の企画を展開するとともに、平成 31(2019)年 3 月には同市にて星空シンポジウムのイベントを開催した。各協定項目に沿って大学が有する高度な知的資産や人材等を施策形成に生かし、地域の活性化に繋げている。

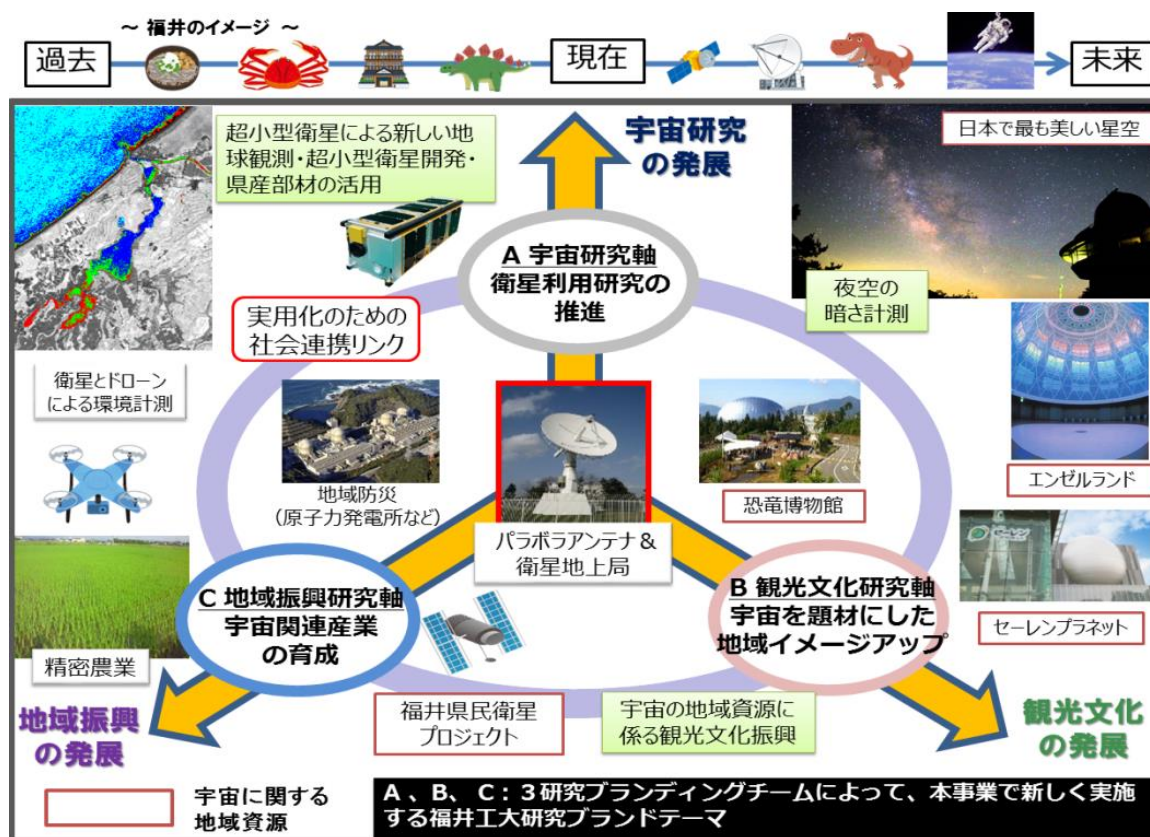
(独立行政法人日本原子力研究開発機構)

「原子力」に関する教育、研究を充実させるために、平成 19(2007)年に独立行政法人日本原子力研究開発機構と連携協力協定を締結した。この協定に基づいて、日本原子力研究開発機構原子力研修センターと原子力技術応用工学科が連携協力に関する覚書を取り交わし、高速増殖炉「もんじゅ」、原子炉廃止措置研究開発センター、原子力緊急時支援・研修センターの見学、バルブ・ポンプの保守、計測制御、放射線計測、シミュレータ、ナトリウム管理の講義・実習などの研修を実施している。

3) 文部科学省私立大学ブランディング事業による地域と協働するプロジェクトの推進

本事業は、平成 28(2016)年度に採択され、本学の下記の特徴を活かした研究を、「宇宙」事業推進のために地域と協働する“ふくい PHOENIX プロジェクト”として推進している。

「宇宙」を基盤とする産業の育成や観光・文化の振興に繋げる計画となっており、事業期間は平成 28(2016)からの 4 年間である。図 A-1-1 にイメージ図を示す。本学がこれまでに培ってきた「衛星情報活用研究」と大学の特徴である「地域貢献」活動を、本プロジェクトを通して 4 つのチームに分かれ活動している。



A-1-1 “ふくい PHOENIX プロジェクト”のイメージ図

【A-1-② エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-9】 自治体、企業、団体との連携協定書

【資料 A-1-10】 企業との連携活動成果

【資料A-1-11】 鯖江市との連携事業資料

【資料A-1-12】 みさきちパンフレット

【資料A-1-13】 福井工業大学ホームページ(みさき祭実施報告)

【資料A-1-14】 ふくいPHOENIXプロジェクト 平成30年度成果報告書

【資料A-1-15】 学園報 41号 P28 (ブランディング事業推進委員会)

【資料A-1-16】 SORACARA (広報誌) vol1.2

A-1-③ 他大学・高等学校等との連携・協力

1) 地 (知) の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)

本学は、平成 27(2015)年度からスタートした「地域創生の担い手を育み活気あるふくいを創造する 5 大学連携事業」に参加している。この事業には、当時の県内全ての 4 年制大学 (福井大学、福井県立大学、福井工業大学、仁愛大学、敦賀市立看護大学) が参加し、地域志向科目や共通科目を学内での通常授業、遠隔授業 (テレビシステム)、福井駅前 AOSSA (大学連携センター (F スクエア)) で開講している。その中で本学は原子力技術、ふくいブランド創出、まちづくりなどの分野に分かれて、大学の強みを活かした人材育成に取り組んでいる。平成 29(2017)年度には、①12 単位以上の地域志向科目の修得、②イ

ンターンシップなどによる福井県内企業の理解、③各大学における学習意欲の評価等に基づいて、本学から5人の学生が、平成30(2019)年度には2人の学生が「ふくい地域創生士」として認定された。

2) 高等学校との連携

高校生の大学への理解や将来の進路選択に向けた一助になることを目指して高大連携に積極的に取り組んでいる。その取り組みが本学理念に共感、賛同する高校と双方の思いが一致し、教育内容の充実や学生、生徒の質の向上を図るため表A-1-2の通り、県外3校と協定を結び、交流している。

表 A-1-2 本学が教育連携に関する協定を締結している高等学校

高校名	協定締結年月日
京都府 私立 洛陽総合高等学校	平成24年4月1日
大阪府立 淀川工科高等学校	平成26年3月18日
京都府立 田辺高等学校	平成30年1月18日

協定内容は以下の通りである。

- ①短期集中講座、出前講義、出前実験
 - ②指定校推薦枠の提供
 - ③来学しての講義、施設等の視察
 - ④教育についての情報交換及び交流
 - ⑤高等学校進路指導及び大学入学者選抜の改善に関する研究及び協議等
- 平成30(2018)年度における活動内容は表A-1-3に示すとおりである。

表 A-1-3 平成30(2018)年度 協定校との連携事業実績

○洛陽総合高等学校（京都府）

事業内容	実施日	対象	参加数(人)
来学	8月2日～4日	2年生	25
来学	9月12日	1年生	34
高校出張	9月7日（文化祭）	全学年	30

○淀川工科高等学校（大阪府）

事業内容	実施日	対象	参加数（人）
高校出張	6月29日	2年生	40

○田辺高等学校（京都府）

事業内容	実施日	対象	参加数(人)
来学	6月12日	2年生	40
来学 (ロボット競技会見学)	7月28日～29日	教員	1

高校出張 (原子力技術応用工学科)	8月17日		40
連絡協議会 ・本学への意見等聴取 ・次年度連携事業の確認	2月25日		本学教職員 3

【A-1-③ エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-16】 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)報告書

【資料 A-1-17】 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)ホームページ

【資料 A-1-18】 福井工業大学ホームページ(協定校との連携事業実施報告)

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域連携活動は、対象が多岐にわたる幅広い内容となっているので、大学としての費用対効果が見えにくい、地域課題の解決への貢献と教育・研究の深化の双方を両立し実現させるべく教職協働での各種提案を地域に対し行っていく。そのために自治体担当者等にアンケートを実施するなど、現場のニーズを取り入れた上で事業を展開していく。

[基準 A の自己評価]

地域貢献、地域連携に関しては、地域連携研究推進センター及び大学事務局社会連携推進課を窓口とした学内の体制と規程を整備し、全学的に取り組んでいる。

未来塾や公開講座、科学実験キャラバンなど、子どもから年配の方々まで幅広い学びの機会提供を全学的に積極的に取り組んで成果を上げている。

県内自治体や地元企業との連携協力関係も良好である。連携協定をそれぞれ締結し、協議を重ねながら PDCA サイクルを回している。本学の研究事業を地域と協働して行うことで、地域の課題解決に貢献している。

地域の大学・高校との連携や県内図書館施設との連携など、学びの分野での地域との連携も深化させている。

以上のことから、基準 A を満たしていると判断する。

基準 B. 国際交流活動

B-1 国際化に向けた取り組み

B-1-① 大学の国際化における組織整備

B-1-② 海外教育機関との連携協定強化と充実

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 国際交流活動における組織の整備

平成 24(2012)年、海外大学との交流政策立案・協定締結、本学への留学生受入れ支援及

び国際交流活動支援を行い、海外との文化・学術等の国際交流の促進、本学の人材並びに学術資産を活用した国際化の推進を図るとともに、留学生受け入れ体制の充実を図ることを目的に「福井工業大学インターナショナルセンター」を設置し、主な実務は国際交流課が担当している。

平成 25(2013)年 2 月には、東南アジア諸国連合(ASEAN)地域での学生募集や留学生の受入れ、日本人学生の海外インターンシップ事業の拠点として、タイ王国首都バンコクに福井工業大学アセアン事務所を設置している。

平成 28(2016)年 4 月には、連携協定を締結している海外教育機関とのコーディネーターを務める教員を中心に、積極的な国際交流を推進するため「国際交流推進部会」を設置している。

平成 29(2017)年度、本学の各組織を有機的に連携させ、全学的な視点から戦略的な国際化を推進していくことを目的に「福井工業大学 国際化推進委員会」を設置した。また、国際化推進委員会の設置に伴い、さらなる本学の国際化にむけて基本目標、行動目標を示した「福井工業大学 国際化ポリシー」を制定している。

以上のことから、学内での組織体制のみならず、海外にも国際交流事業を推進するための事務所を設立することで、全学的な国際交流活動の推進体制を整備している。

【B-1-① エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1】 福井工業大学 インターナショナルセンター運営規程

【資料 B-1-2】 学校法人金井学園ホームページ(ASEAN 事務所)

【資料 B-1-3】 平成 31 年度 大学運営組織図

【資料 B-1-4】 福井工業大学 国際化推進委員会規程

【資料 B-1-5】 福井工業大学ホームページ(国際化ポリシー)

【資料 B-1-6】 大学運営協議会記録 (第 17 回)

B-1-② 海外教育機関との連携協定強化と充実

国際交流活動推進のため、海外教育機関 12 機関 (8 カ国) と連携協定を締結している。各教育機関との主な交流事業は以下の通りである。

- ① グリンドゥール大学 (イギリス) : 平成 24(2012)年度、語学研修受入先として、本学学生 6 人が夏季長期休暇の 2 週間の語学研修プログラムに参加した。
- ② サザンクロス大学 (オーストラリア) : 平成 24(2012) 年より毎年、語学研修受入先として、長期休暇に語学研修プログラムに学生が参加している。
- ③ カリフォルニア州立大学サンマルコス校 (アメリカ合衆国) : 平成 29(2017)年より毎年、語学研修受入先として夏季長期休暇に 2 週間の語学研修プログラムに学生が参加している。また、令和元年(2019)年にはスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の教員 2 人が共同研究の実施に向けて同校を訪問した。

【B-1-② エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-6】 2019 年 福井工業大学要覧 P8

【資料 B-1-7】 H24 年度 海外語学研修 (英国 Glyndwr university) 実施要項

【資料 B-1-8】「Nation 大学（タイ）とのジョイントシンポジウム」参加報告書

【資料 B-1-9】H24 年度 海外語学研修（豪州 Southern Cross University）実施要項

【資料 B-1-10】平成 29 年度 海外語学研修（米国 カリフォルニア州立大学サンマルコス校）実施要項

（3）B-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後については、交流活動が進行中の海外連携校と積極的な取り組みを行っていく。交流の一層の強化を図るべく、各連携校担当のコーディネーターは連携校を積極的に訪問し、具体的交流促進の実現を目指して活動する。

特に令和 2(2020)年度は、以下の海外連携校との交流を積極的に進めていく。

- ①オンタリオ工科大学：現在、共同研究、学生交流活動が進んでいる原子力分野以外の工学分野への学術交流展開を実現させるため協議することとする。
- ②ホーチミン市工業大学：令和 3(2021)年度の教員派遣事業を実施するため、教員が積極的に派遣事業に参加できる様、同大学と連絡を密にとることで両校の交流活動を促進させる。また、国立研究開発法人科学技術振興事業が実施する「さくらサイエンス」事業を援用した学生の本学への招聘、学術交流の可能性についても検討する。
- ③カリフォルニア州立大学サンマルコス校：今後も共同研究、学生交流などの学術交流の可能性を探るべく教員が訪問し、キネシオロジー学部教員との協議、関連施設の視察を行う。

【基準 B の自己評価】

本学はインターナショナルセンターを中心に大学の国際交流活動を推進してきた。国際交流推進にあたっては、国際化推進委員会をはじめとする各種委員会、部会組織を設置し、本学の「国際化ポリシー」に基づく行動指針に従って、全学を挙げたグローバル化を押し進めている。海外教育機関との連携については、アセアン地域を中心に積極的な学術交流、学生交流を進めており、近年ではアメリカやカナダの教育機関との交流にも力を注いでいる。学生の国際化についても、本学が実施する海外留学事業を一元化することで学生に分かりやすい仕組みを構築し、また、本学が実施する海外留学事業とは別に学生自らが見つけ、チャレンジを希望する活動に対する新たな海外留学支援制度を策定するなど、新しい取り組みを積極的に取入れている。

以上のことから、基準 B を満たしていると判断する。